

令和4年度 第2回 廿日市市協働によるまちづくり審議会 次第

日時：令和5年3月10日（金）18時30分～20時

場所：市民活動センター 2階 第1研修室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（議題1） 第3期協働によるまちづくり推進計画に基づく事業評価の見直しについて
（資料1）

（議題2） 廿日市市協働によるまちづくり基本条例の検証について

- ・ まちづくり市民アンケート調査結果について（資料2）
- ・ まちづくり活動団体等アンケート調査結果について（資料3）
- ・ 令和4年度職員アンケート調査結果について（資料4）
- ・ 廿日市市協働によるまちづくり基本条例の検証について（資料5）

4 そ の 他

5 地域振興部長あいさつ

6 閉 会

〈事前配付資料〉

- ◎ 会議次第
- ◎ 第3期廿日市市協働によるまちづくり推進計画に基づく事業評価の見直し
- ◎ まちづくり市民アンケート調査結果概要
- ◎ まちづくり活動団体等アンケート調査結果概要
- ◎ 令和4年度職員アンケート調査結果概要
- ◎ 廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート
- ◎ 協働によるまちづくりに関する調査単純集計結果

〈当日配付資料〉

- ◎ 会議次第【差換え】
- ◎ 委員名簿
- ◎ 配席表
- ◎ 第3期廿日市市協働によるまちづくり推進計画に基づく事業評価の見直し【差換え】
- ◎ 廿日市市協働によるまちづくり基本条例の検証の進め方（当日配布資料No. 1）

廿日市市協働によるまちづくり審議会 委員名簿

(令和5年1月1日現在)

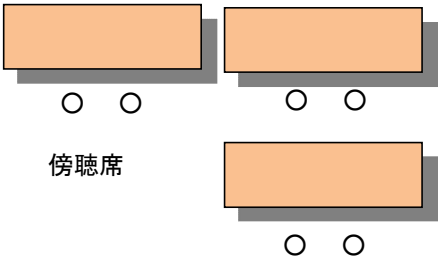
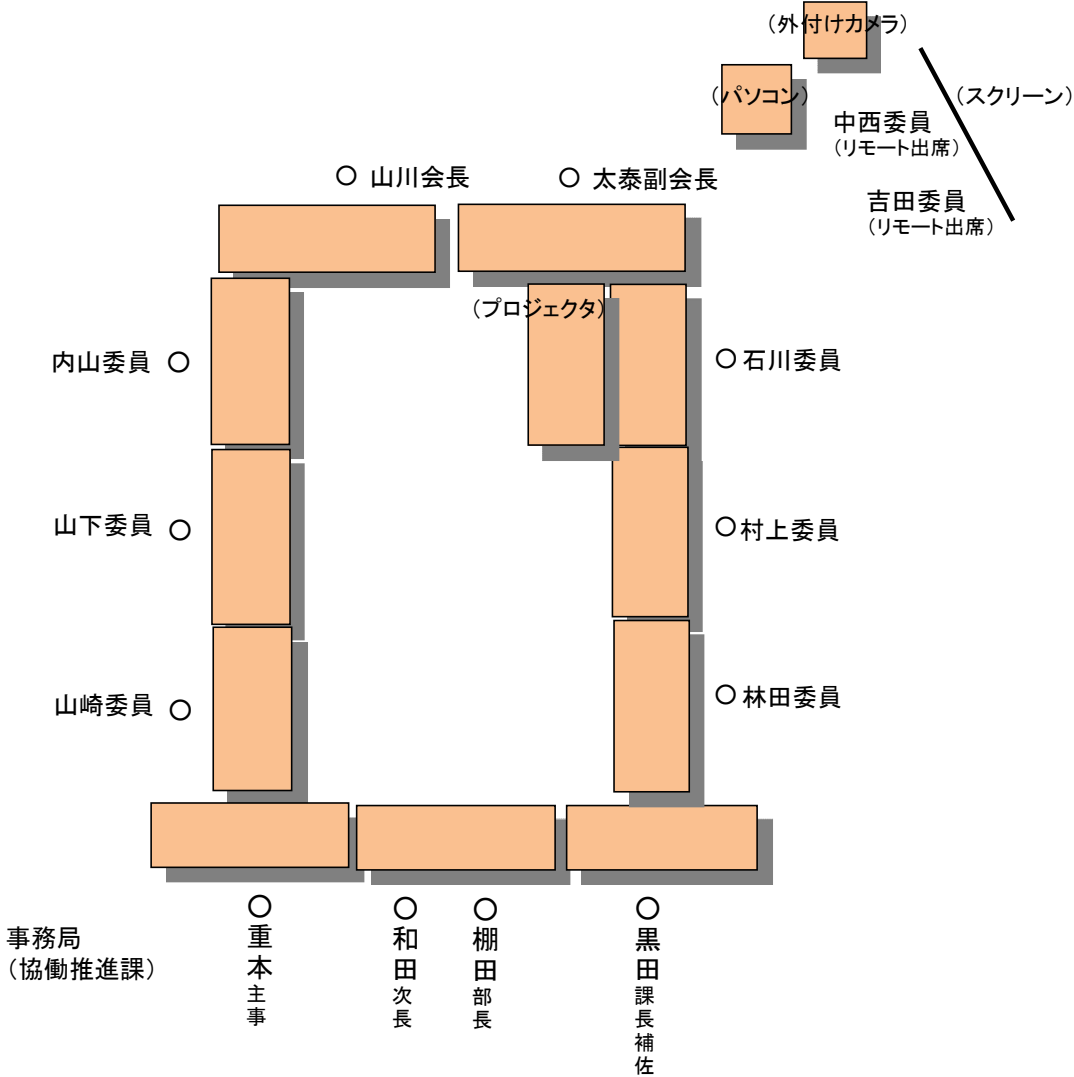
	氏 名	所 属	備考
1	いしかわ なつか 石川 夏香	公 募	
2	とくまさ こういち 徳政 宏一	公 募	
3	なかにし あけみ 中西 暁美	公 募	
4	むらかみ きょうこ 村上 恭子	公 募	
5	よしだ れい 吉田 麗	公 募	
6	はやしだ たかゆき 林田 隆幸	まちづくり活動団体推薦（廿日市市町内会連合会）	
7	いとう さとみ 伊藤 里美	まちづくり活動団体推薦（佐伯地域コミュニティ推進団体連絡協議会）	
8	やまさき こう 山崎 幸	まちづくり活動団体推薦（コミュニティよしわ）	
9	やました としはる 山下 利治	まちづくり活動団体推薦（大野区長連合会）	
10	うちやま たけし 内山 健	まちづくり活動団体推薦（宮島地域コミュニティ推進協議会）	
11	うずまさ よしふみ 太泰 淑史	まちづくり活動団体推薦（廿日市市市民活動センター運営協議会）	副会長
12	こだま たかひろ 児玉 貴広	廿日市商工会議所	
13	てしま ひろし 手島 洋	県立広島大学保健福祉学部	
14	やまかわ あゆみ 山川 肖美	広島修道大学人文学部	会長

任期：令和3（2021）年6月1日から令和6（2024）年5月31日まで（3年間）

第2回 協働によるまちづくり審議会 配席表

令和5年3月10日(金) 18時30分から20時00分

廿日市市民活動センター 第1研修室



受付

(出入口)

第3期廿日市市協働によるまちづくり推進計画に基づく事業評価の見直し

1 評価の流れ（現状）

	協働によるまちづくり審議会	担 当 課
①		協働による事業の設定
②	協働による事業計画の確認	
③		自己（中間）評価（12月末時点の実績）
④	第三者（中間）評価（12月末時点の実績）	
⑤		自己（最終）評価（1年間の実績）
⑥	第三者（最終）評価（1年間の実績）	（フィードバック）

2 問題点

- 担当課の協働に関する理解度に差があり、自己評価が事業自体の評価になっているものが見られる。
- 市全体の協働事業を一時に評価することは困難である。
- 「施策の方向性」ごとの評価について、評価値を算出する根拠がない。

3 改善案

- 自己評価が協働に特化した評価となるよう工夫する。
 - 担当課が協働のプロセス（過程）を自己評価するよう、判断する視点を具体的に示す。

【判断する視点の例示(案)】

- 事業目的や課題認識、実施過程を相互に（又は市民と）共有して進められたか。
- 事業を実施する上で問題点が表れたとき、相互に（又は市民と）話し合う場を持ち、解決に向けた対策を考えたか。
- 相互（又は市民）に変化や影響を与えることができたか。

イ 評価基準において、協働のプロセス（過程）をどの程度取り入れたかで判断する。

【評価基準の変更(案)】

《現行》	A	達成	実績数値が目標数値以上
	B	おおむね達成	実績数値が目標数値の70%以上または同等の成果があったもの
	C	未達成	実績数値が目標数値の70%未満または成果が認められなかったもの
	D	未実施もしくは評価が困難な状況であるもの	
《変更案》	A	協働のプロセス（過程）を判断する視点を「取り入れた」	
	B	協働のプロセス（過程）を判断する視点を「まあまあ取り入れた」	
	C	協働のプロセス（過程）を判断する視点を「あまり取り入れなかった」	
	D	協働のプロセス（過程）を判断する視点を「全く取り入れなかった」	

- (2) 審議会で実施内容、実績、自己評価の妥当性を審議する際は、選定した事業のみとする。

【選 定 (案)】

案1) 自己評価がC・Dのもののみ選定し、審議する。

《参考》	A	達成	23事業
	B	おおむね達成	91事業
	C	未達成	8事業
	D	未実施もしくは評価が困難な状況であるもの	4事業
	計		126事業

※ 令和3年度の評価状況

案2) 特定の「推進する仕組み」に係る事業のみ選定し、審議する。

推進する仕組み	施策の方向性	事業数	
		令和3年度	令和4年度
(1) めざすまちに向かって	協働の理念共有	11事業	9事業
	協働によるまちづくりの実践・成果の共有	12事業	15事業
	計	23事業	24事業
(2) 特性を生かしたまちづくり	協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備	29事業	27事業
	コミュニティビジネスの普及と推進	5事業	5事業
	地域課題解決に向けた円卓会議の推進	8事業	8事業
	計	42事業	40事業
(3) 情報発信による信頼関係づくり	受け手の立場に立った情報発信・共有の推進	15事業	16事業
(4) 人づくり	知識・技能をまちづくりにつなげる	7事業	7事業
	若い世代が参加しやすい機会づくり	8事業	8事業
	リーダーシップを発揮する人材の育成支援	7事業	8事業
	人材を見出だすための交流の場や機会の提供	6事業	9事業
	協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成	8事業	10事業
	計	36事業	42事業
(5) 評価及び支援	互いを知り合う場の充実	3事業	4事業
	市による評価及び支援	7事業	8事業
	計	10事業	12事業
合 計		126事業	134事業

(3) 評価基準を数値化する。

【数 値 化 の 例】

ア 1事業における配点

A	達成	3点
B	おおむね達成	2点
C	未達成	1点
D	未実施もしくは評価が困難な状況であるもの	0点

イ 「施策の方向性」ごとの点数の評価

◆ パターン1（配分（上位から）25%・25%・25%・25%）

75%以上	2.25点 ～ 3.00点	A（よくできた）
50%以上 75%未満	1.50点 ～ 2.24点	B（まあまあできた）
25%以上 50%未満	0.75点 ～ 1.49点	C（少し努力・工夫を）
25%未満	0.00点 ～ 0.74点	D（さらに努力・工夫を）

◆ パターン2（配分（上位から）20%・30%・30%・20%）

80%以上	2.40点 ～ 3.00点	A（よくできた）
50%以上 80%未満	1.50点 ～ 2.39点	B（まあまあできた）
20%以上 50%未満	0.60点 ～ 1.49点	C（少し努力・工夫を）
20%未満	0.00点 ～ 0.59点	D（さらに努力・工夫を）

◆ パターン3（配分（上位から）20%・20%・40%・20%）

80%以上	2.40点 ～ 3.00点	A（よくできた）
60%以上 80%未満	1.80点 ～ 2.39点	B（まあまあできた）
20%以上 60%未満	0.60点 ～ 1.79点	C（少し努力工夫を）
20%未満	0.00点 ～ 0.59点	D（さらに努力・工夫を）

◆ パターン4（配分（上位から）20%・20%・20%・40%）

80%以上	2.40点 ～ 3.00点	A（よくできた）
60%以上 80%未満	1.80点 ～ 2.39点	B（まあまあできた）
40%以上 60%未満	1.20点 ～ 1.79点	C（少し努力・工夫を）
40%未満	0.00点 ～ 1.19点	D（さらに努力・工夫を）

◆ パターン5（配分（上位から）10%・20%・30%・40%）

90%以上	2.70点 ～ 3.00点	A（よくできた）
70%以上 90%未満	2.10点 ～ 2.69点	B（まあまあできた）
40%以上 70%未満	1.20点 ～ 2.09点	C（少し努力・工夫を）
40%未満	0.00点 ～ 1.19点	D（さらに努力・工夫を）

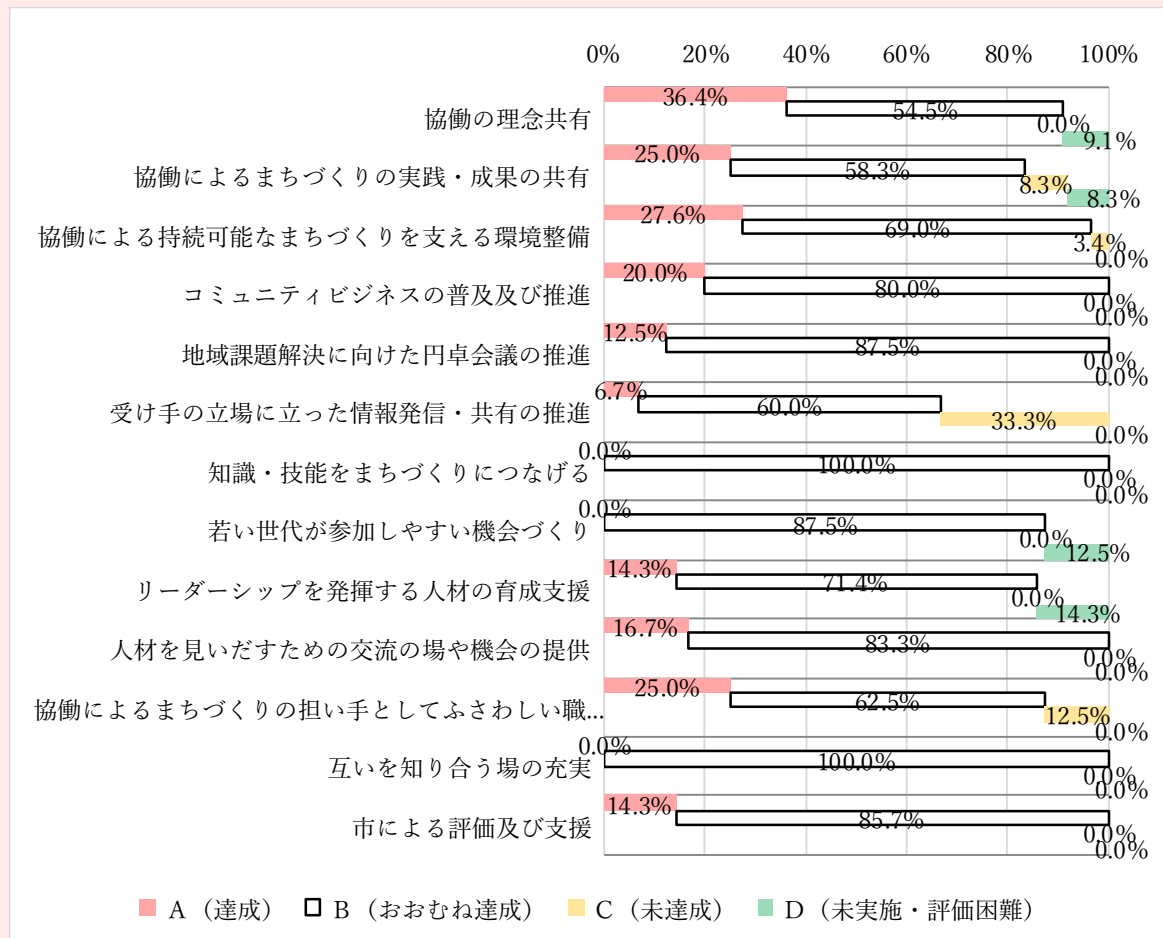
推進する仕組み	施策の方向性	数値化の状況									
(1) めざすまち に向かって	協働の理念共有	A	4事業	12点	2.18点						
		B	6事業	12点							
		C	0事業	0点	1	2	3	4	5		
		D	1事業	0点	B	B	B	B	B		
	協働によるまちづくりの実 践・成果の共有	A	3事業	9点	2.00点						
		B	7事業	14点							
		C	1事業	1点	1	2	3	4	5		
		D	1事業	0点	B	B	B	B	C		
(2) 特性を生か したまちづく り	協働による持続可能なまち づくりを支える環境整備	A	8事業	24点	2.24点						
		B	20事業	40点							
		C	1事業	1点	1	2	3	4	5		
		D	0事業	0点	B	B	B	B	B		
	コミュニティビジネスの普 及と推進	A	1事業	3点	2.20点						
		B	4事業	8点							
		C	0事業	0点	1	2	3	4	5		
		D	0事業	0点	B	B	B	B	B		
	地域課題解決に向けた円卓 会議の推進	A	1事業	3点	2.13点						
		B	7事業	14点							
		C	0事業	0点	1	2	3	4	5		
		D	0事業	0点	B	B	B	B	B		
(3) 情報発信に よる信頼関係 づくり	受け手の立場に立った情報 発信・共有の推進	A	1事業	3点	1.73点						
		B	9事業	18点							
		C	5事業	5点	1	2	3	4	5		
		D	0事業	0点	B	B	C	C	C		
(4) 人づくり	知識・技能をまちづくりに つなげる	A	0事業	0点	2.00点						
		B	7事業	14点							
		C	0事業	0点	1	2	3	4	5		
		D	0事業	0点	B	B	B	B	C		
	若い世代が参加しやすい機 会づくり	A	0事業	0点	1.75点						
		B	7事業	14点							
		C	0事業	0点	1	2	3	4	5		
		D	1事業	0点	B	B	C	C	C		
	リーダーシップを発揮する 人材の育成支援	A	1事業	3点	1.86点						
		B	5事業	10点							
		C	0事業	0点	1	2	3	4	5		
		D	1事業	0点	B	B	B	B	C		
	人材を見いだすための交流 の場や機会の提供	A	1事業	3点	2.17点						
		B	5事業	10点							
		C	0事業	0点	1	2	3	4	5		
		D	0事業	0点	B	B	B	B	B		
	協働によるまちづくりの担 い手としてふさわしい職員 の育成	A	2事業	6点	2.13点						
		B	5事業	10点							
		C	1事業	1点	1	2	3	4	5		
		D	0事業	0点	B	B	B	B	B		
(5) 評価及び支 援	互いを知り合う場の充実	A	0事業	0点	2.00点						
		B	3事業	6点							
		C	0事業	0点	1	2	3	4	5		
		D	0事業	0点	B	B	B	B	C		
	市による評価及び支援	A	1事業	3点	2.14点						
		B	6事業	12点							
		C	0事業	0点	1	2	3	4	5		
		D	0事業	0点	B	B	B	B	B		

※ 令和3年度の事業実績による

【考察】

- 4段階評価（A・B・C・D）にいたる「施策の方向性」の点数について、配分パターンによって若干の評価差が見られる。（C又はDの配分割合が大きい場合、評価が下がることもある。）
- 「施策の方向性」の点数は平均値のため、A評価、C評価又はD評価の事業があっても、B評価の占める割合が大きい場合、B評価になりやすい。

《参 考》
「施策の方向性」の評価の傾向



- ◎ 協働事業の評価は、主にプロセス（過程）評価である。
- ◎ 「施策の方向性」ごとに評価するため、事業ごとの評価を数値化した後、機械的に評価（例ではA～Dの4段階）する方法は、「協働」の本旨ではないと思われることから、**評価基準の数値化は行わない。**
- ◎ なお、いずれ協働によるまちづくりの実施状況に係る総合的評価（第3期協働によるまちづくり推進計画に基づく事業の評価）を行う予定（令和7年度末）であり、この総合的評価の方法や基準については、今後の審議会において議論していく。

4 令和4年度自己（中間）評価の取扱いについて

令和3年度第2回審議会では、「協働によるまちづくり令和3年度事業の進捗状況の確認（中間評価）」について審議したが、令和4年度第2回審議会では、事業評価の見直しについて議論するので、「令和4年度事業の進捗状況の確認（中間評価）」は審議しないで、令和5年度第1回審議会で一括評価する。

【今後の審議会の予定(案)】

令和5年度第1回	令和5年7月	● 令和4年度の評価と令和5年度の計画について ● 協働に特化した評価の確認について
令和5年度第2回	令和5年10月	● 協働によるまちづくり基本条例の検証について
令和5年度第3回	令和6年2月	● 協働によるまちづくり基本条例の検証について

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の検証の進め方

(令和4年度第1回審議会の資料3から抜粋)

◎ 条例の構成

前文		
第1章 総則		第1条 目的
		第2条 定義
第2章 協働によるまちづくりの基本原則等		第3条 基本原則
		第4条 市民の役割
		第5条 市の責務
第3章 協働によるまちづくり推進計画		第6条 協働によるまちづくり推進計画
第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み	第1節 特性を生かしたまちづくり	第7条 地区、地域及び市域におけるまちづくり
		第8条 円卓会議
	第2節 情報発信による信頼関係づくり	第9条 情報の発信及び共有
	第3節 人づくり	第10条 まちづくりに関わる人材の育成
		第11条 子ども、若者等の育成
		第12条 まちづくりリーダーの育成
		第13条 人材を見いだす活動
		第14条 市の職員の育成
	第4節 評価及び支援	第15条 活動の評価
		第16条 市による評価及び支援
第5章 実効性の確保		第17条 協働によるまちづくり審議会
		第18条 組織
		第19条 実施状況の検証
		第20条 条例の見直し
第6章 雑則		第21条 委任
附則		

◎ 検証の進め方

次に掲げる項目について、各条文の妥当性について検証する。

- 協働によるまちづくり推進計画の推進状況やアンケート結果などへの対応

《参考になる資料》

第3期協働によるまちづくり推進計画の事業実績、まちづくり活動団体アンケートの結果、まちづくり市民アンケートの結果 など

- 個人に関する事項への対応

《考えられる事項》

価値観の多様化、ライフスタイルの変化、コストパフォーマンスを意識した消費スタイル、健康志向 など

- 現在の社会状況への対応

《考えられる社会状況》

人口減少、少子・超高齢社会、外国籍住民の増加、SDGs、異常気象、2025年問題、Society5.0、地方創生、働き方改革、新型コロナウイルス感染症 など

(※ 赤色の囲みが、今回の検証に該当します。)

まちづくり市民アンケート調査結果の概要（抜粋）

1 調査の目的

廿日市市の施策の進行管理や企画立案の基礎データとして活用するため、市民の現状や意向を把握すること。

2 調査概要

(1) 調査方法

郵送配付・郵送回収又はインターネット（令和元年度分から）によるアンケート調査

(2) 調査対象

廿日市市に住所を有する満18歳以上の市民5,000人

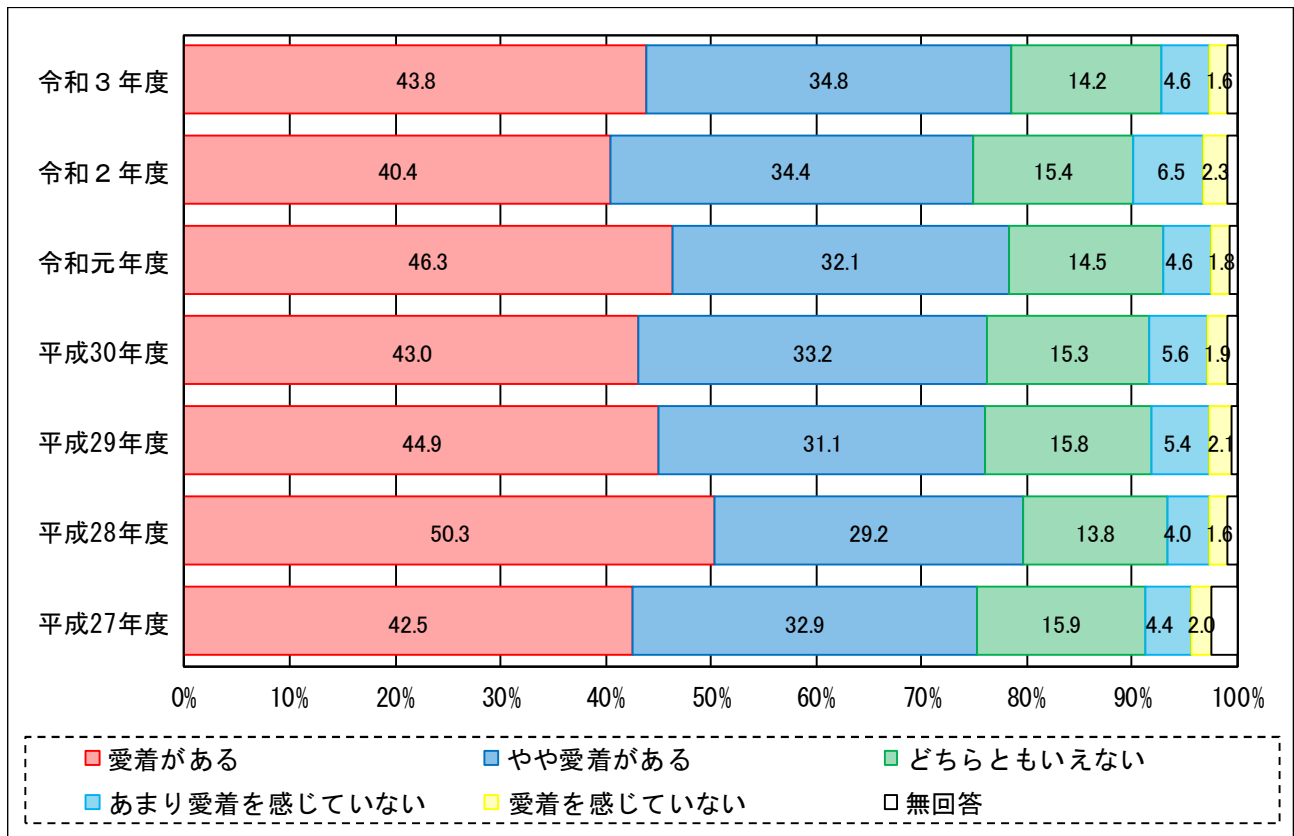
3 回答状況

年 度	回答者数	回 答 率
令和3(2021)年度	2, 1 1 2 人	4 2 . 2 %
令和2(2020)年度	1, 9 9 4 人	3 9 . 9 %
令和元(2019)年度	1, 9 8 6 人	3 9 . 7 %
平成30(2018)年度	1, 8 5 3 人	3 7 . 1 %
平成29(2017)年度	1, 8 7 5 人	3 7 . 5 %
平成28(2016)年度	2, 0 3 2 人	4 0 . 6 %
平成27(2015)年度	2, 1 8 3 人	4 3 . 7 %

〔調査結果〕

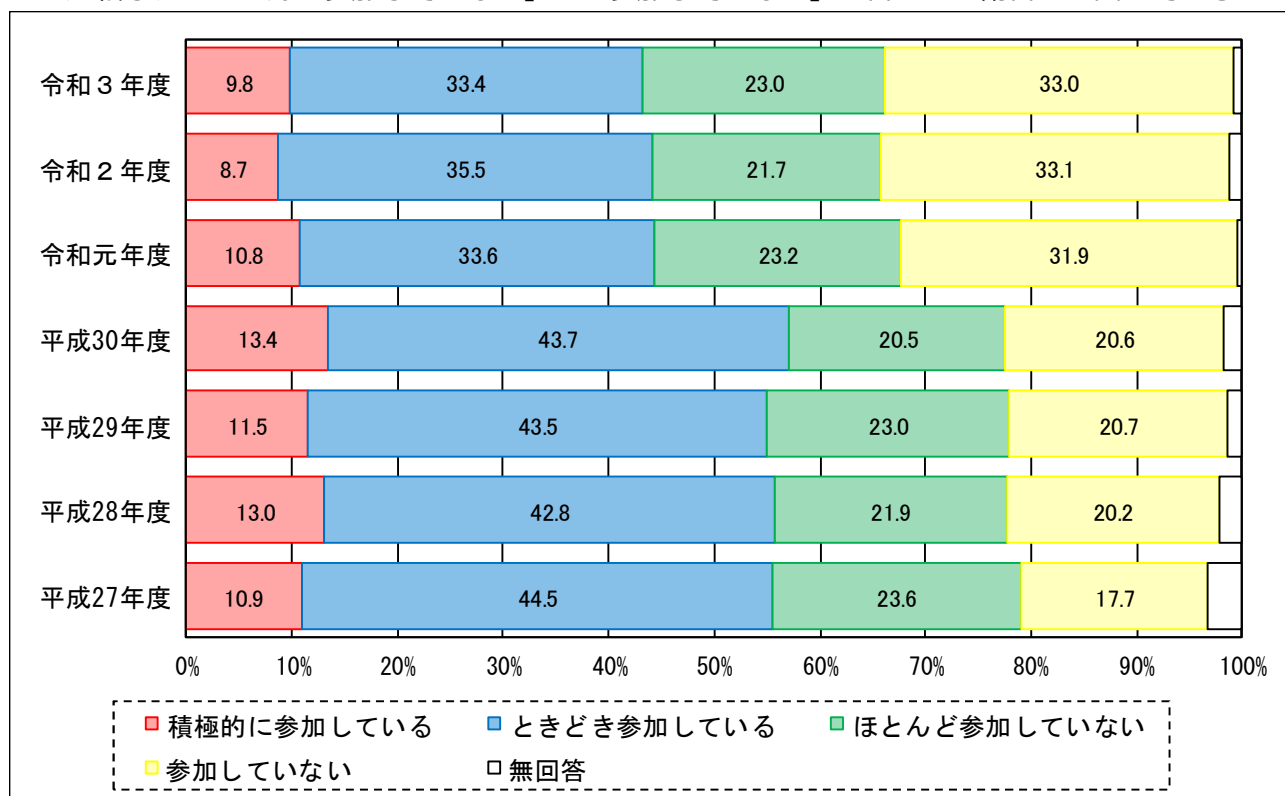
問 あなたは、「廿日市市」に自分のまちとしての愛着をお持ちですか。

「愛着がある」と「やや愛着がある」を合わせると、増減はあるものの75%を占めており、多くの市民が「廿日市市」に自分のまちとして愛着を感じている。



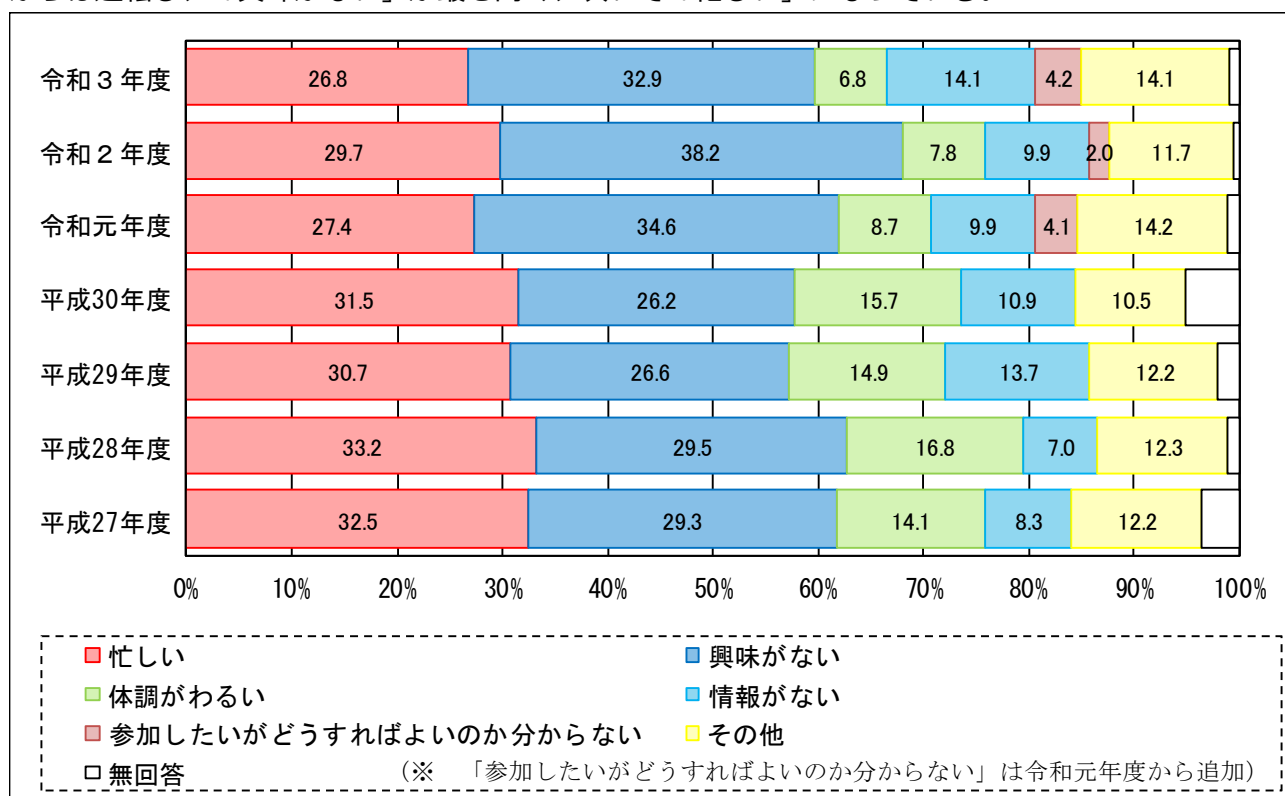
問 あなたは、地域の運動会やとんど、秋祭りなどの行事に参加していますか。

平成30年度までは、「積極的に参加している」と「ときどき参加している」を合わせた割合が、「ほとんど参加していない」と「参加していない」を合わせた割合を上回っているが、令和元年度からは逆転し、「ほとんど参加していない」と「参加していない」を合わせた割合が上回っている。



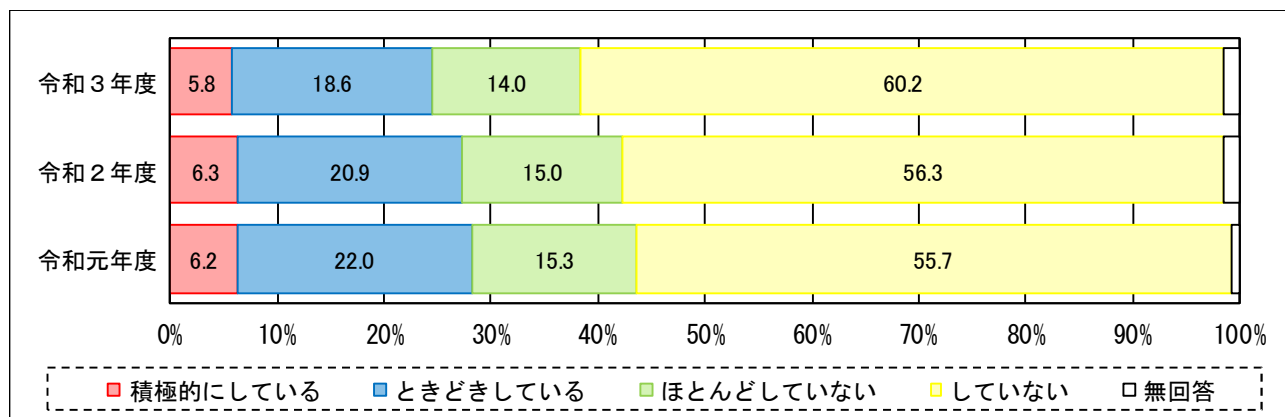
問 「ほとんど参加していない」または「参加していない」を選んだ理由

平成30年度までは、「忙しい」が最も高く、次いで「興味がない」になっているが、令和元年度からは逆転し、「興味がない」が最も高く、次いで「忙しい」になっている。



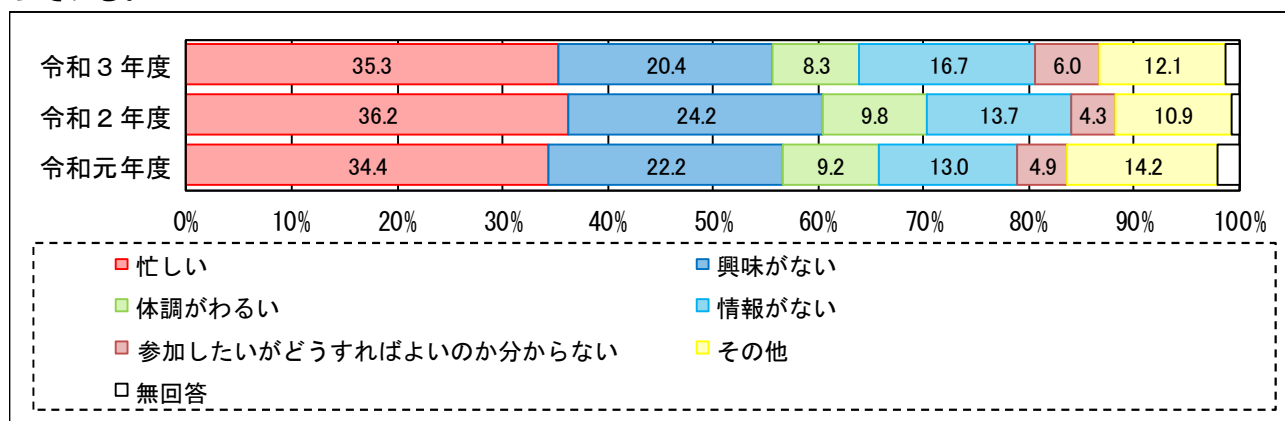
問 あなたは、地域の高齢者のサロン、子どもや高齢者の見守り、地域・PTA・子ども会などの役員など、地域の支え手としての活動をしていますか。（令和元年度から設定）

「ほとんどしていない」と「していない」を合わせた割合がおおむね71%～74%で高く、また、年々増加している。



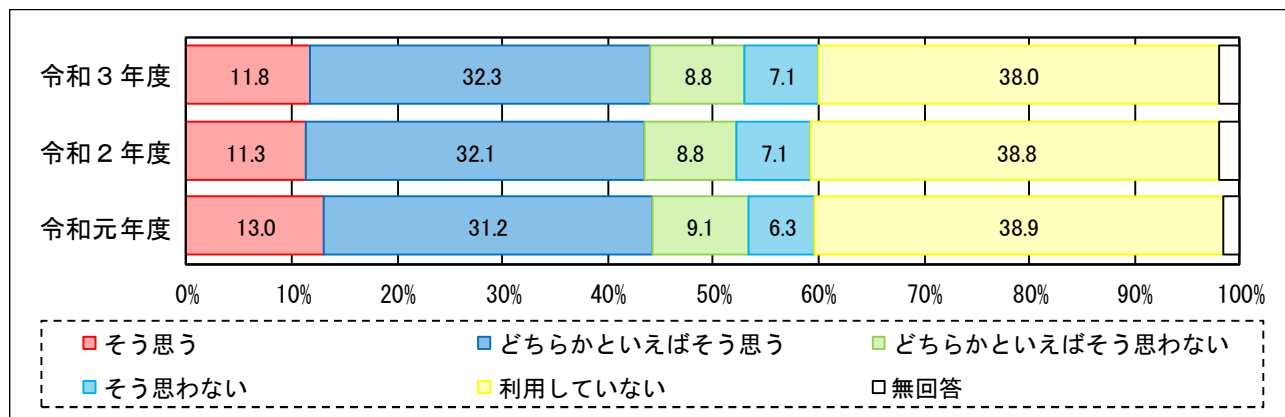
問 「ほとんどしていない」または「していない」を選んだ理由

「忙しい」がおおむね34%～36%で最も高く、次いで「興味がない」がおおむね20%～24%になっている。



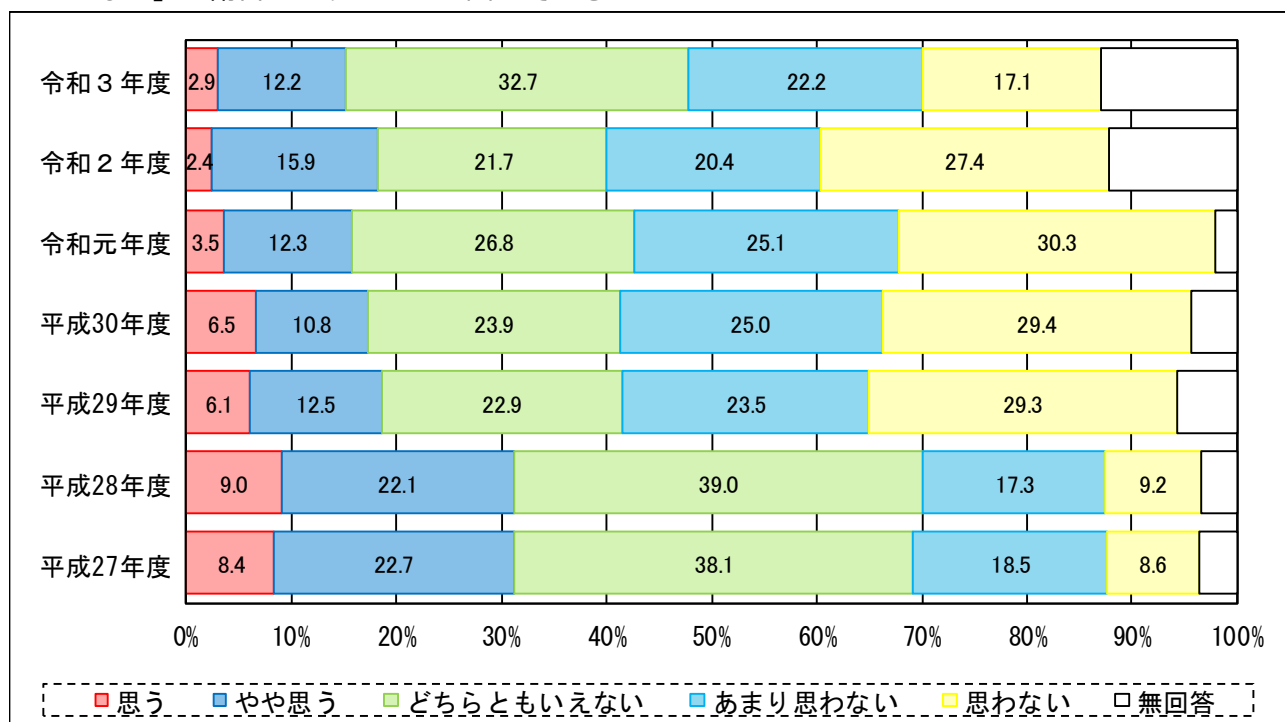
問 あなたは、まちづくり活動の拠点として、地域の市民センターが利用しやすいと思いますか。（令和元年度から設定）

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合がおおむね43%～44%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合を上回っている一方で、「利用していない」が40%近くになっている。



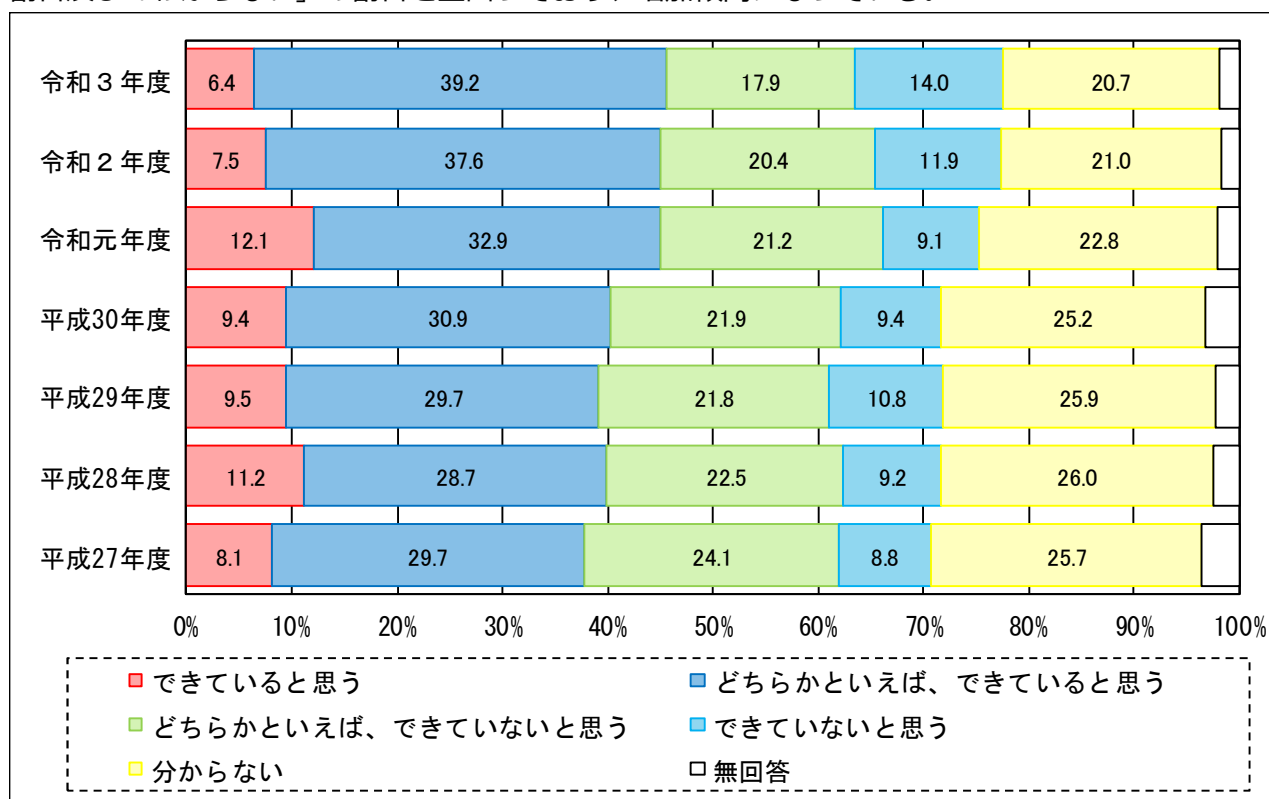
問 あなたは、地域の課題を地域の住民で、解決に向けて取り組んでいると思いますか。

平成28年度までは、「どちらともいえない」がおおむね38%~39%、「思う」と「やや思う」を合わせた割合を合わせた割合がおおむね31%、「あまり思わない」と「思わない」を合わせた割合がおおむね27%で三分割になっているが、平成29年度からは、「あまり思わない」と「思わない」を合わせた割合がおおむね39%~55%で、「思う」と「やや思う」を合わせた割合及び「どちらともいえない」の割合のいずれもを上回っている。



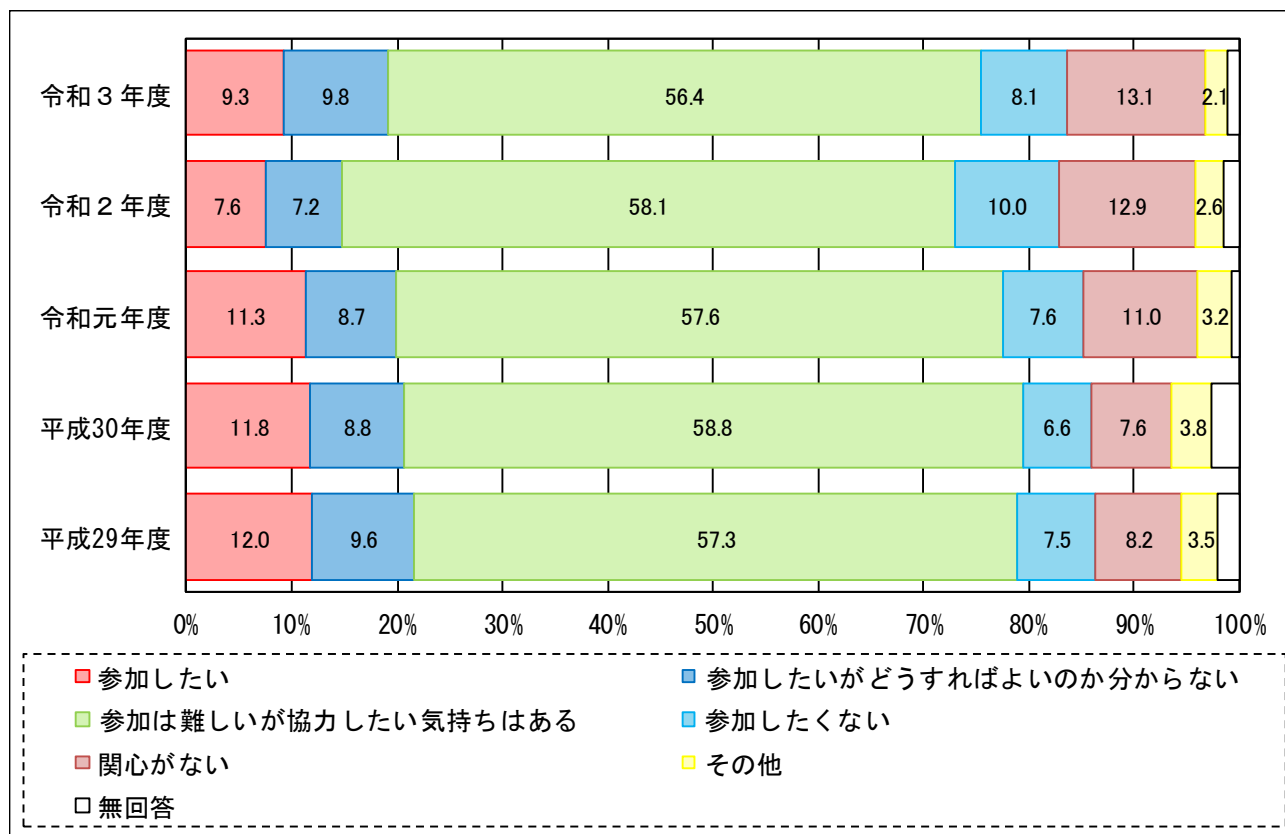
問 あなたは、普段の生活で地域の助け合いができていると思いますか。

「できていると思う」と「どちらかといえば、できていると思う」を合わせた割合がおおむね38%~46%で、「どちらかといえば、できていないと思う」と「できていないと思う」を合わせた割合及び「わからない」の割合を上回っており、増加傾向になっている。

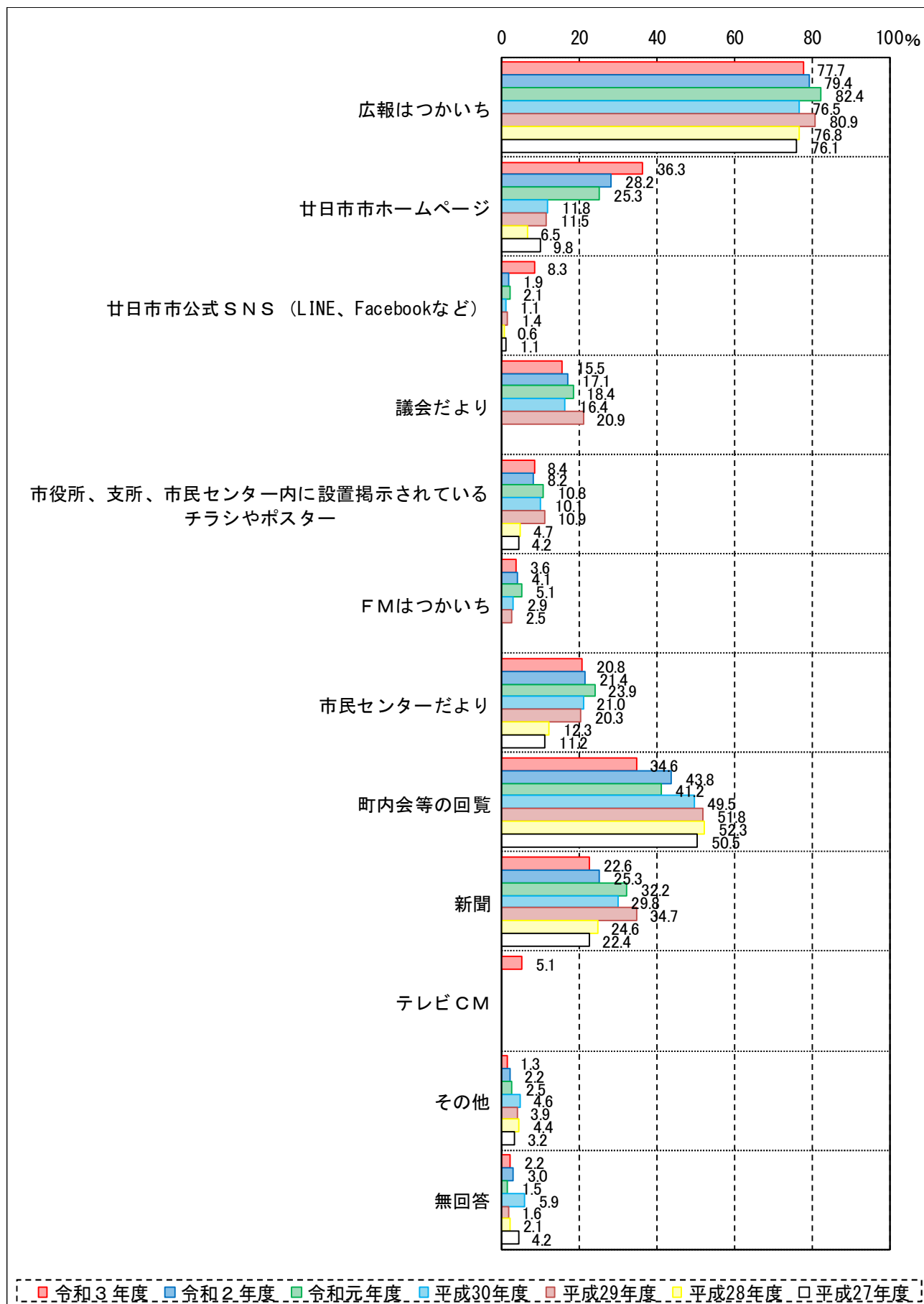


問 あなたは、自分の住む地域の将来を考えたり、地域の課題を解決したりするための取組に参加したいと思いますか。（平成29年度から設定）

「参加は難しいが協力したい気持ちはある」がおおむね56%～59%で最も高くなっている。また、令和元年度までは、「参加したい」と「参加したいがどうすればよいのか分からない」を合わせた割合がおおむね20%～22%で、「参加したくない」と「関心がない」を合わせた割合を上回っていたが、令和2年度からは逆転し、「参加したくない」と「関心がない」を合わせた割合がおおむね21%～23%で、「参加したい」と「参加したいがどうすればよいのか分からない」を合わせた割合を上回っている。

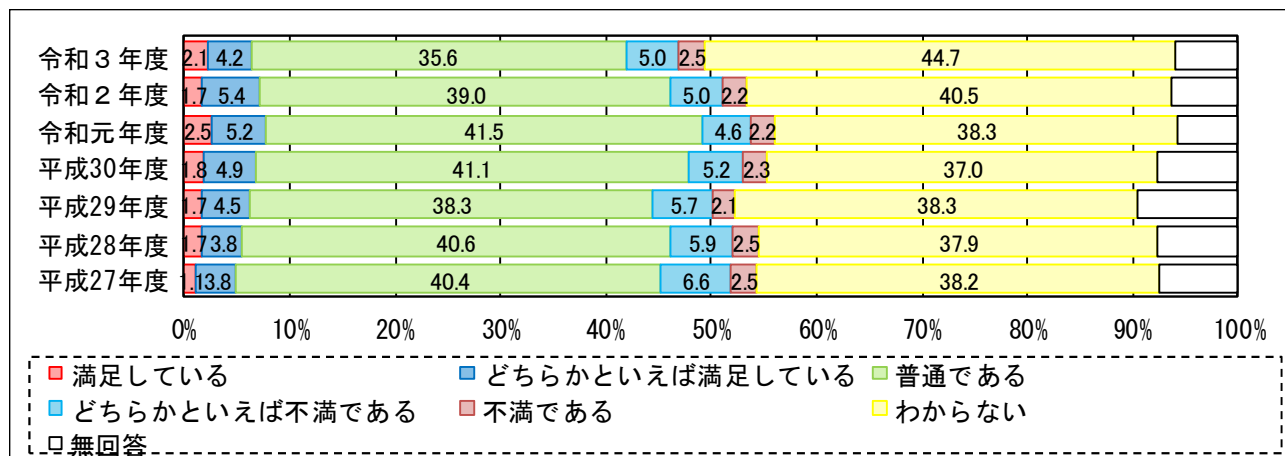


問 あなたは、市政やまちづくりに関して、重要な情報源としているものは何ですか。（複数回答可）
 （「議会だより」及び「FMはつかいち」は平成29年度から、テレビCMは令和3年度から設定）
 「広報はつかいち」がおおむね76%～82%で最も高く、次いで「町内会等の回覧」がおおむね35%～52%になっている。



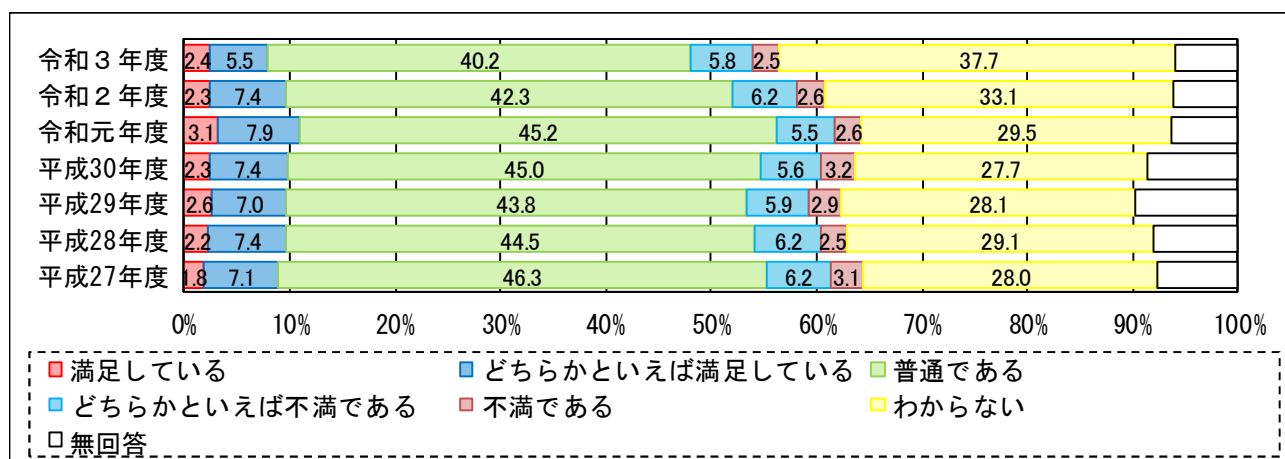
問 NPO・ボランティア活動の支援など市民が活動しやすい環境づくり（あなたが感じる満足度）

「普通である」がおおむね36%～42%、「わからない」がおおむね37%～45%で、おおむね二分している。なお、令和元年度までは、「普通である」が「わからない」を上回っていたが、令和2年度からは逆転し、「わからない」が「普通である」を上回っている。



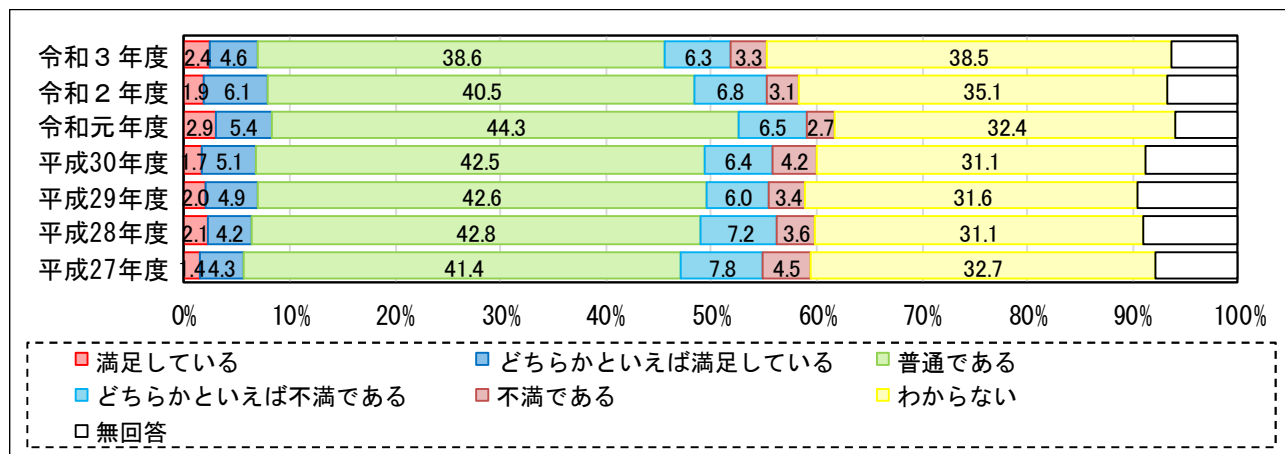
問 地域がつながり、絆が深まる地域コミュニティ活動の支援（あなたが感じる満足度）

「普通である」がおおむね40%～46%、「わからない」が28%～38%で、おおむね二分している。なお、令和元年度から、「普通である」は減少傾向に、また、「わからない」は増加傾向になっている。



問 市民と行政の協働のまちづくり（あなたが感じる満足度）

「普通である」がおおむね39%～44%、「わからない」がおおむね31%～39%で、おおむね二分している。なお、令和元年度から、「普通である」は減少傾向に、「わからない」は増加傾向になっている。



まちづくり活動団体等アンケートに関する調査結果の概要

1 調査の目的

まちづくり活動団体等の基本情報及び活動の現状・課題等を把握し、今後の「協働によるまちづくり」推進に向けた第3期計画（令和3年度～令和7年度）策定のための基礎資料とするため実施する。

2 調査の概要

(1) 調査対象

廿日市市民活動ネットワーク登録の団体等及び本市に住所地を置く
NPO 法人

(2) 調査方法

各団体にアンケート用紙を送付

(3) 調査時期

令和2年4月

(4) 回収状況

対象数	回収数	回収率
206 団体	152 件	73.8%

(5) 調査項目

ア 団体の基本情報

イ 団体の活動について

ウ 人づくりについて

エ 他団体との協力・連携について

オ 廿日市市の協働によるまちづくりについて

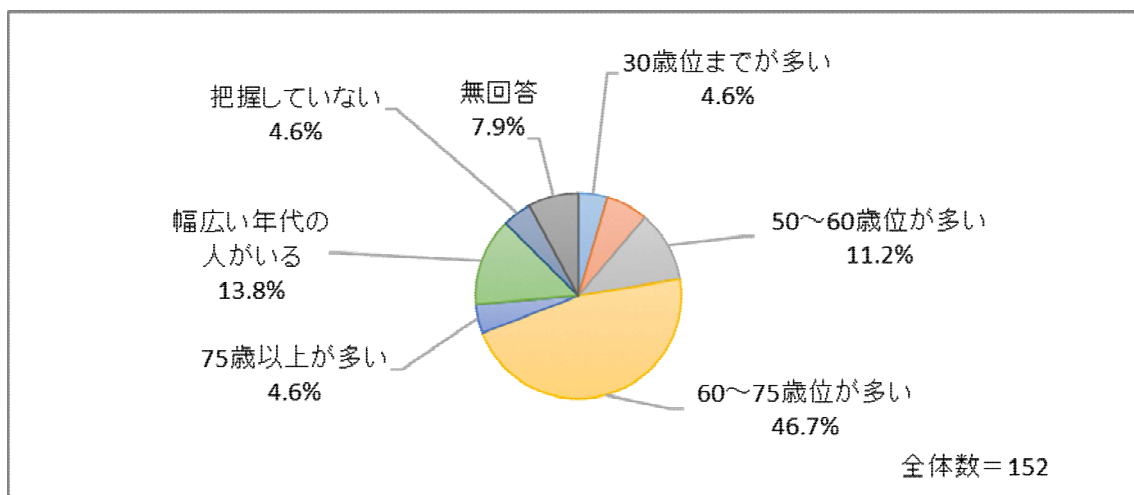
3 調査結果

(1) 団体の基本情報

【会員の年齢構成】

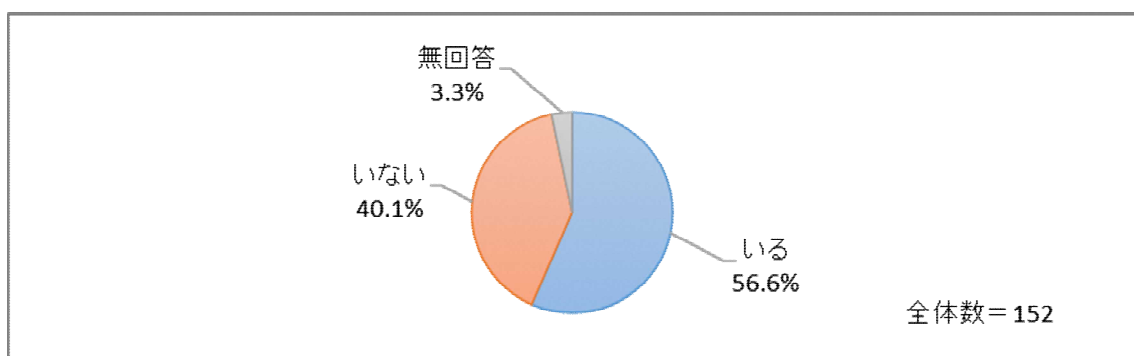
会員の年齢構成は、全体の半数近くが「60～75 歳位が多い」（47%）と回答している。「75 歳以上が多い」（5%）を含めると、過半数が 60 歳以上の会員が多い団体である。一方「幅広い年代の人がいる」（14%）団体は約 1 割にとどまるほか、30 歳位までの若年層、50 歳位までの中年層が多い団体はいずれも 1 割未満と少ない。

このまま各団体の会員の高齢化が進めば、会員の減少や活動継続の困難化等につながる事が懸念される。



【事務局職員（スタッフ）の有無】

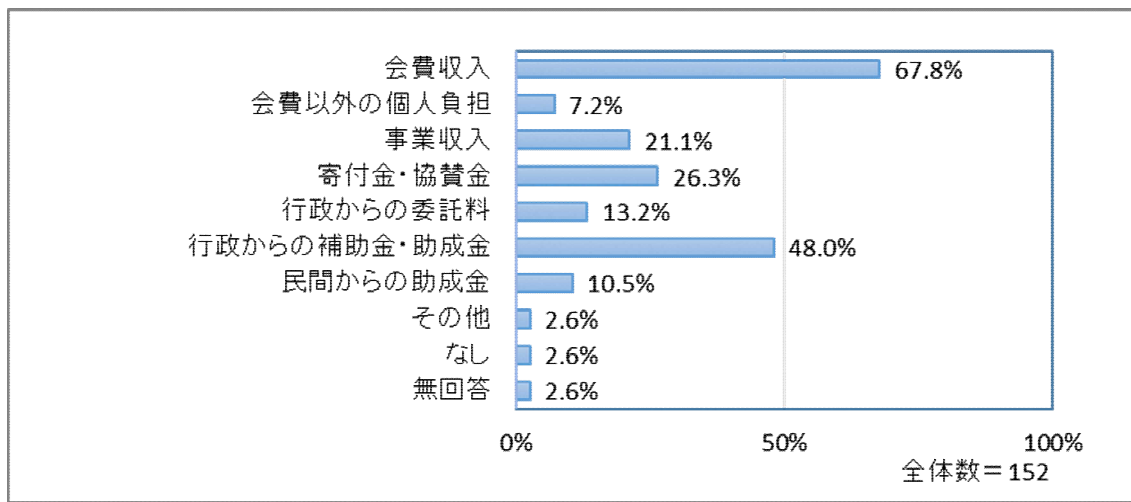
事務局職員（スタッフ）の有無は、全体の約 6 割が「いる」（57%）と回答した。残りの 4 割は事務局職員（スタッフ）が不在で、役員あるいは会員同士で必要な事務を担っていると推測される。



【団体の収入源（複数回答）】

団体の収入源は、「会費収入」（68%）が最も多く、全体の7割近くが活動を会費で賄っている。次いで、「行政からの補助金・助成金」（48%）が続き、半数近くの団体が行政の補助金・助成金を獲得している。

このほか「寄付金・協賛金」（26%）、「事業収入」（21%）がそれぞれ2割程度あるが、「行政からの委託料」（13%）、「民間からの助成金」（11%）は1割程度と少ない。

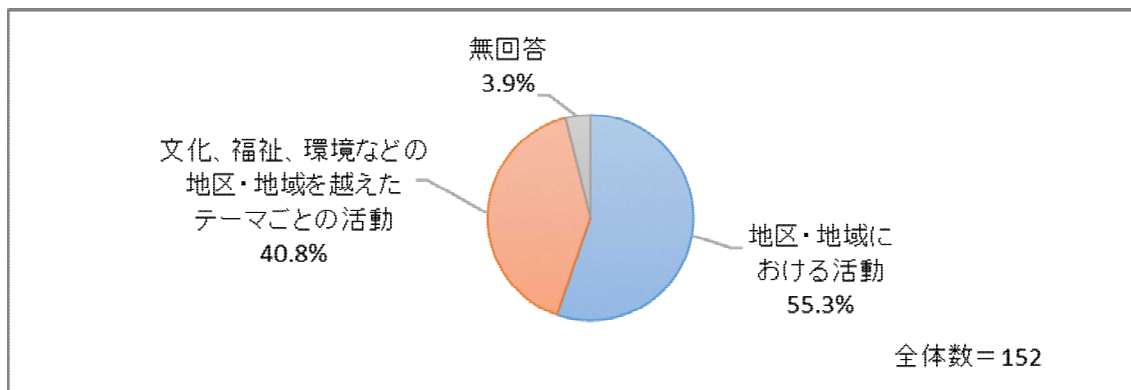


（2）団体の活動について

【主にどのような活動を行っているか（複数回答）】

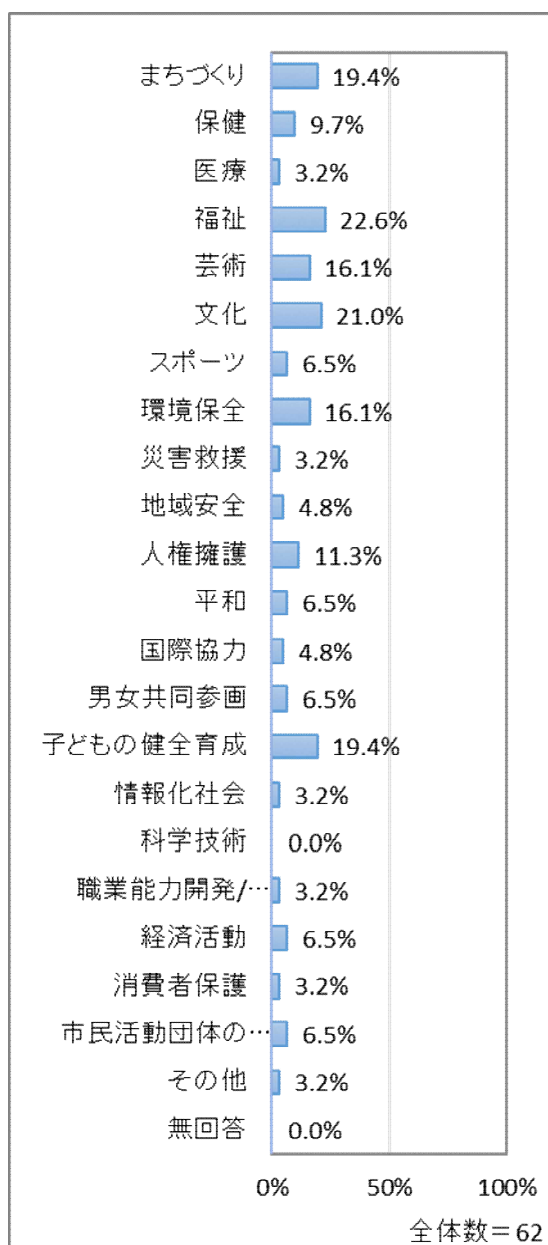
活動内容は、「地区・地域における活動」（55%）が「地区・地域を越えたテーマごとの活動」（41%）を若干上回っている。

地区・地域における活動として、地縁団体による活動を想定していたが、テーマ系の活動であっても、一定の地区・地域を活動の基盤や範囲としている場合、「地区・地域における活動」と回答している例があった。

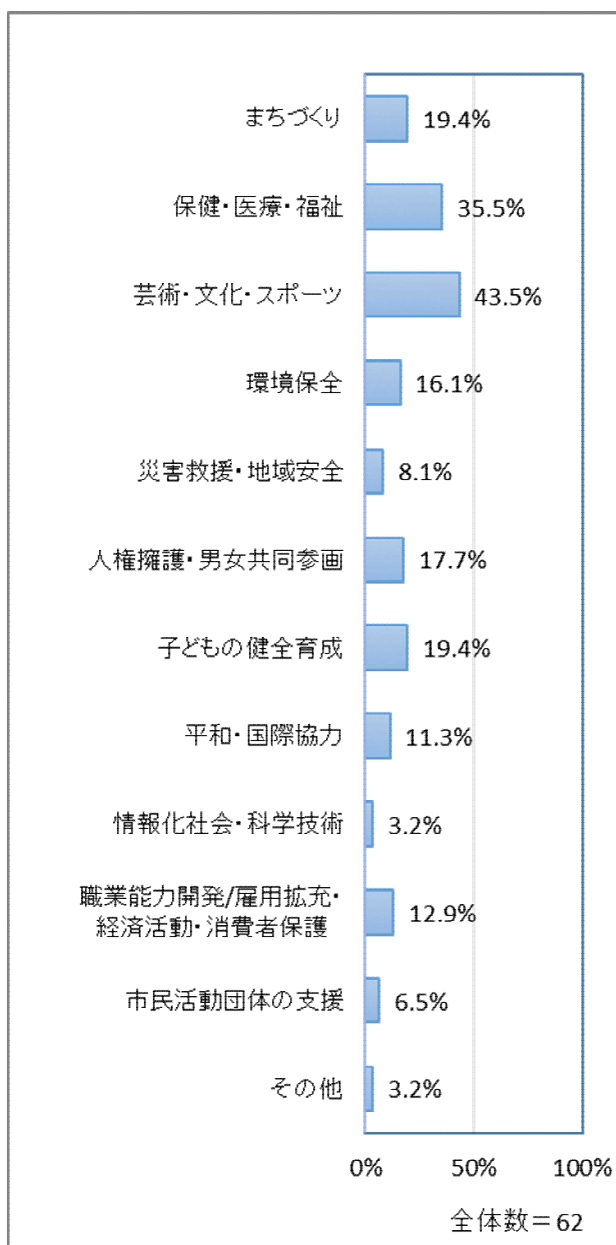


「地区・地域を越えたテーマごとの活動」(62件)の内訳は、「福祉」(23%)、「文化」(21%)、「まちづくり」及び「子どもの健全育成」(19%)、「芸術」及び「環境保全」(16%)などの順に多い。分野ごとにみると、『芸術・文化・スポーツ』(44%)や『保健・医療・福祉』(36%)が多く、次に『まちづくり』及び『子どもの健全育成』(19%)が続いている。

(選択肢別)



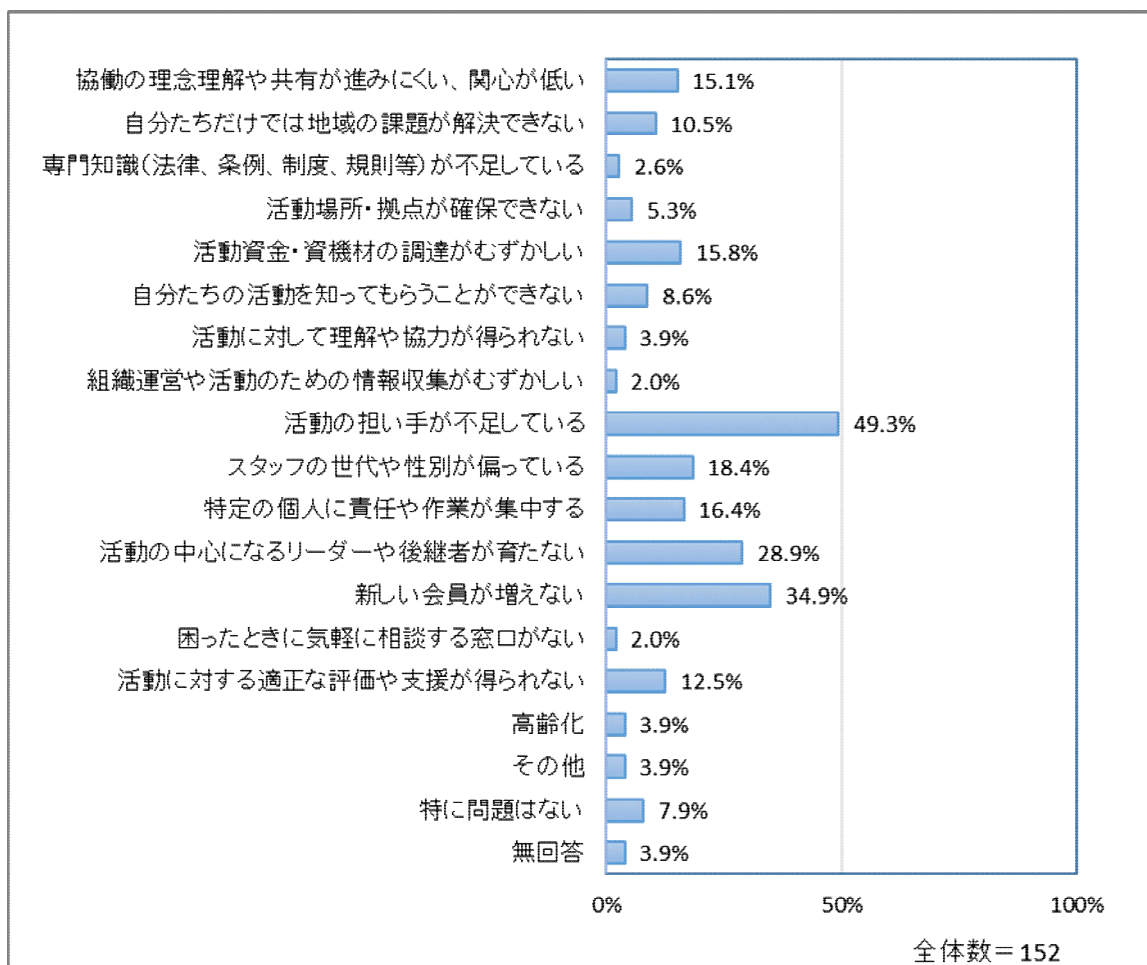
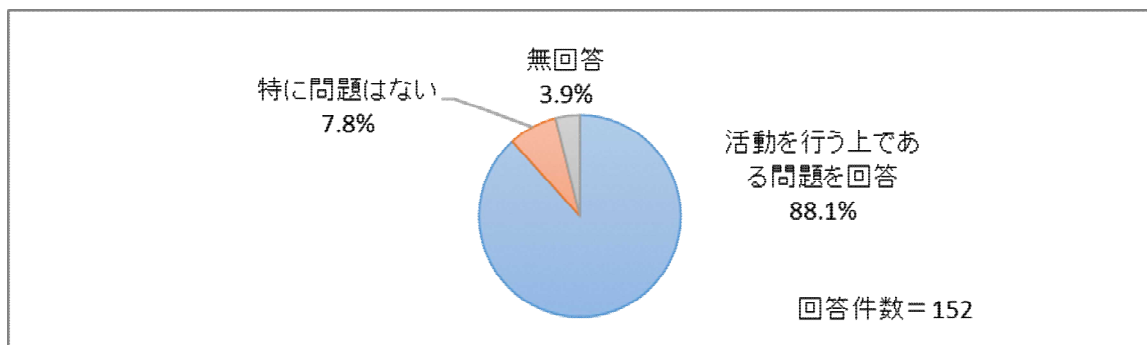
(分野別)



【活動を行う上である問題（複数回答）】

全体の約 9 割（「特になし」と「無回答」を除く 134 件）が、活動上の問題を回答しており、大半の団体が活動を行う上で問題を抱えている。

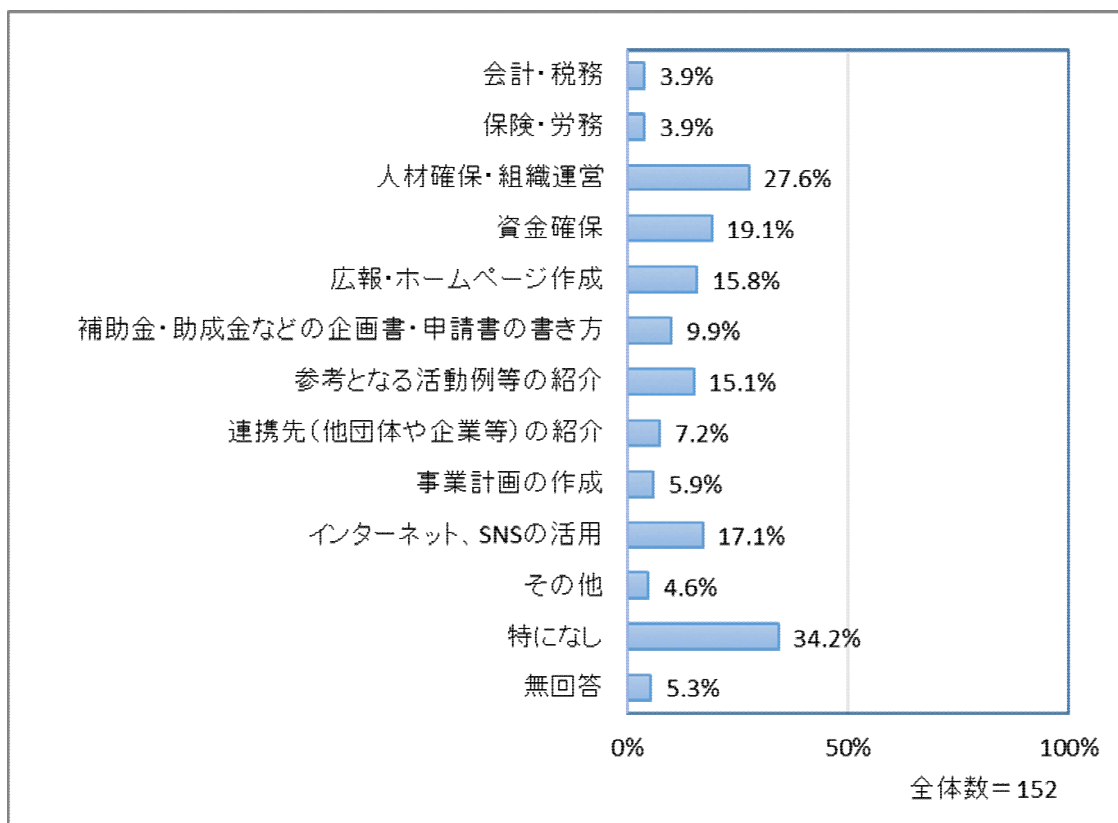
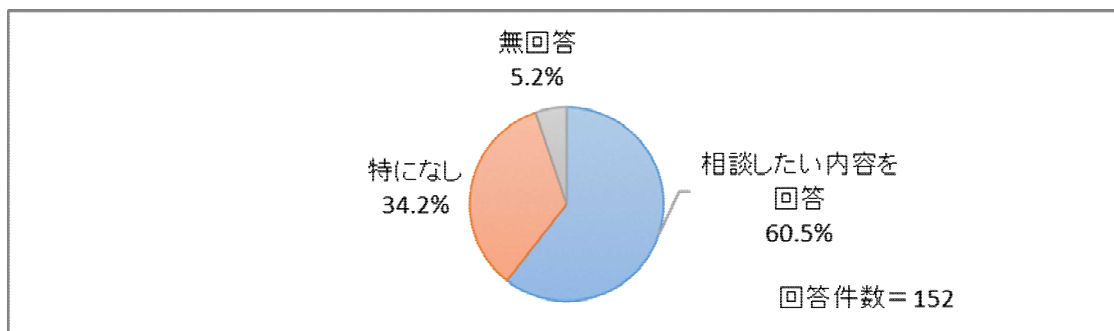
最も多かったのが「活動の担い手不足」（49%）で、全体の半数が挙げている。次いで「新しい会員が増えない」（35%）、「活動の中心になるリーダーや後継者が育たない」（29%）が続いている。上位を占める担い手・人材に関する問題が、多くの団体に共通していることがうかがえる。



【相談したい内容（複数回答）】

全体の6割（「特になし」と「無回答」を除く92件）が、相談したい内容を回答している。一方、「特になし」（34%）が3割あり、問題の解決行動として“相談”を想定していない団体もある。

最も多かったのが「人材確保・組織運営」（28%）で、活動を行う上で担い手・人材が問題となっている団体が多いことが反映されている。次いで収入源に関する「資金確保」（19%）、情報の受発信に関する「インターネット、SNSの活用」（17%）が続いている。

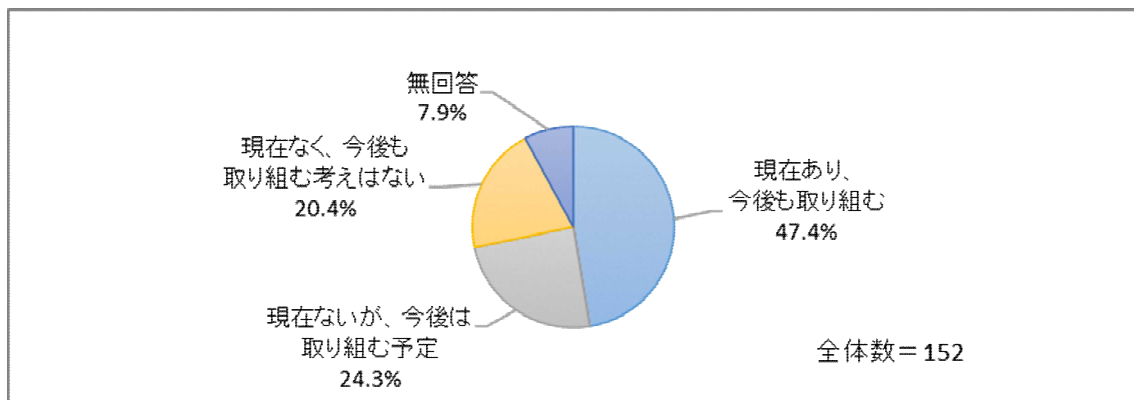


(3) 人づくりについて

【活動に新たな担い手を呼び込むために取り組んでいることの有無】

活動に新たな担い手を呼び込むための取組について、約半数が「現在あり、今後も取り組む」(47%)と回答している。さらに、全体の4分の1にあたる31団体が「現在ないが、今後は取り組む予定」(24%)としている。

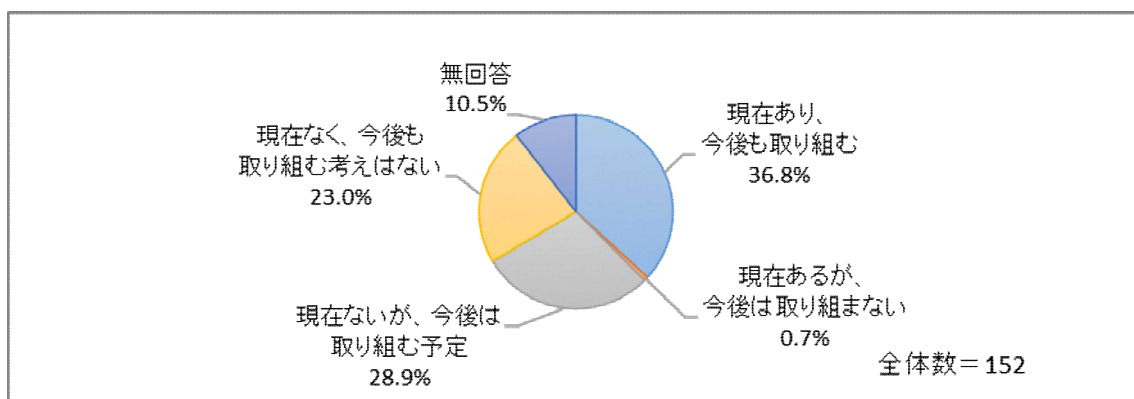
新たな担い手や会員の確保をめざす取組は、すでに約半数の団体で行われており、今後、取組を行う団体がさらに増えることが見込まれる。



【団体の活動に関する担い手育成の取組を行っているか】

団体の活動に関する担い手育成の取組について、「現在あり、今後も取り組む」(37%)と回答したのは4割未満である。新たな担い手を呼び込むための取組に比べて、着手している団体がやや少ない。また、全体の約3割にあたる44団体が「現在ないが、今後は取り組む予定」(29%)としている。

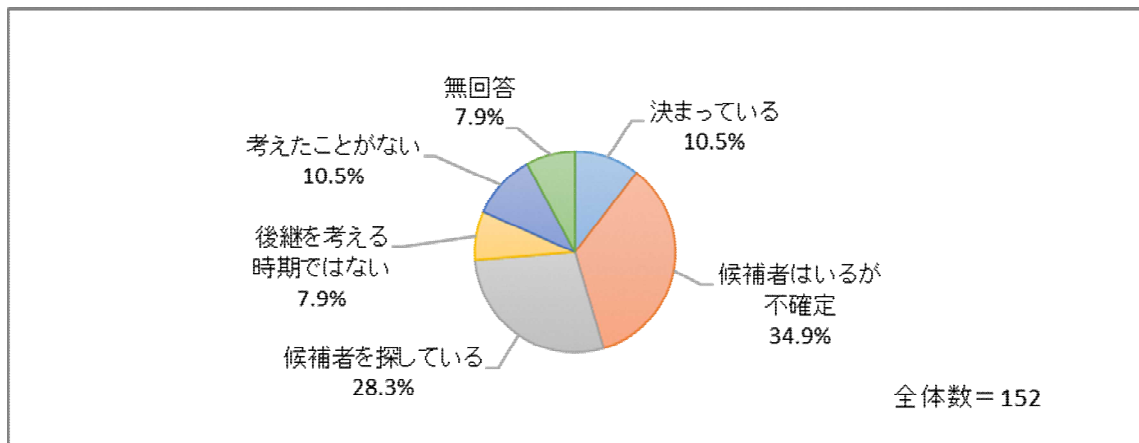
活動に関する担い手育成の取組は、現在行っている団体は4割未満だが、今後の予定を含めると、多くの団体に共通の取組になることが見込まれる。



【後継人材（活動のリーダー）の有無】

後継人材（活動のリーダー）の有無について、「決まっている」（11%）と回答したのは全体の1割にとどまっている。「候補者はいるが不確定」（35%）が最も多く、3割以上の団体には不確定ではあるが後継人材の候補者がいる。

一方、「候補者を探している」（28%）とした団体が3割近くあり、活動や組織を継承・継続する方向でありながら見通しが立っていない団体が少なくない。

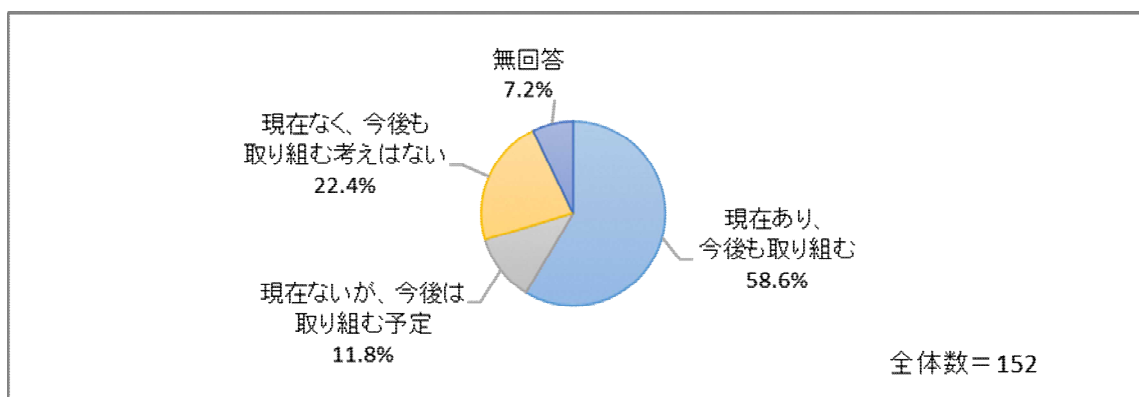


（4）他団体との協力・連携について

【他の団体と連携・協力して取り組んでいる活動の有無】

他の団体と連携・協力して取り組んでいる活動は、全体の6割が「現在あり、今後とも取り組む」（59%）としている。また、全体の1割にあたる18団体が「現在ないが、今後は取り組む予定」（12%）としている。

平成22年に実施したアンケート調査[※]の結果と比較すると、他の団体と連携・協力して活動している団体の割合に大きな変化はみられない。

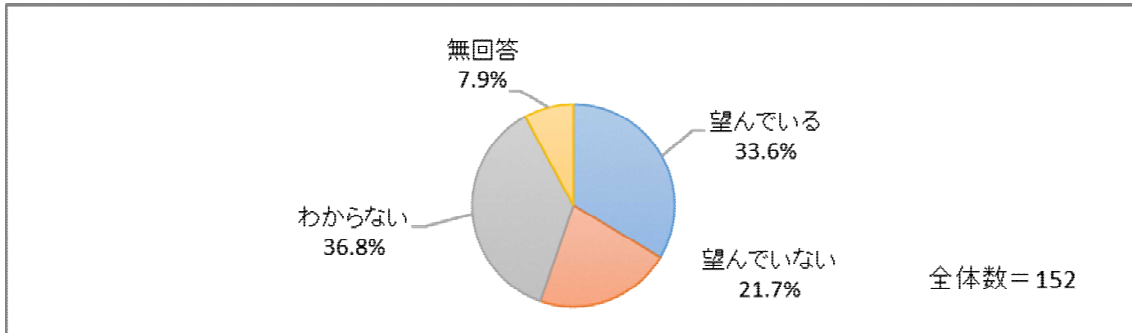


※）廿日市市市民活動ネットワーク登録団体アンケート（対象：161団体中106団体が回答）
他の団体等と連携して事業をしているかについて60%が「連携がある」と回答

【民間の企業・事業者との協力・連携の希望】

民間の企業・事業者との協力・連携については、「わからない」(37%)が最も高い割合で、4割近くが希望するかどうかの判断を保留している。

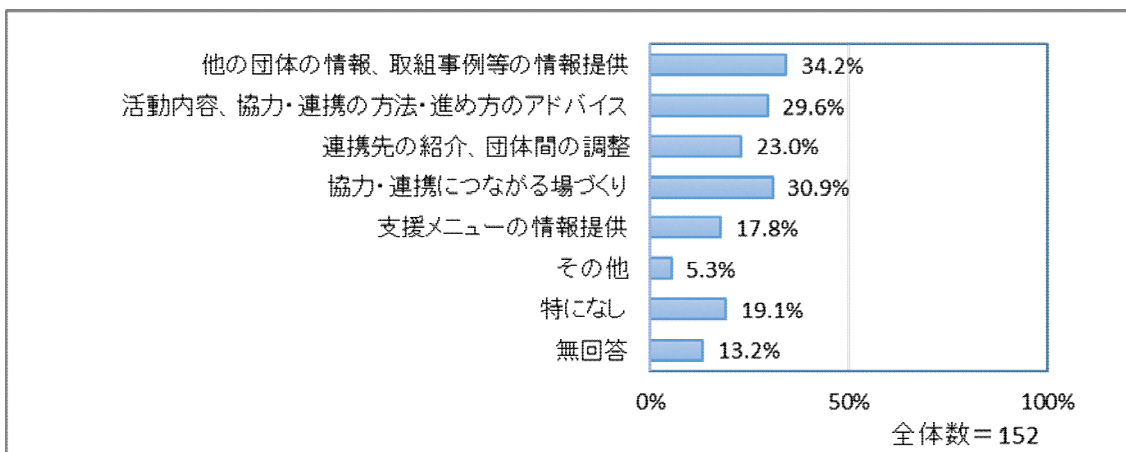
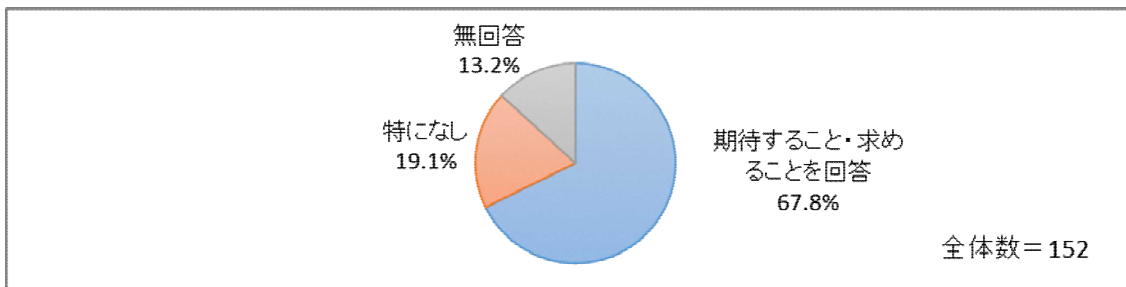
希望の有無では、「望んでいる」(34%)という回答が「望んでいない」(22%)をやや上回っている。



【市民活動センター、市民センター、市役所へ期待すること・求めること】 (複数回答)

全体の7割近く(「特になし」と「無回答」を除くと103件)が、期待すること・求めることを回答している。

「他の団体の情報、取組事例等の情報提供」(34%)、「協力・連携につながる場づくり」(31%)、「活動内容、協力・連携の方法・進め方のアドバイス」(30%)をそれぞれ3割以上が挙げており、他の団体と協力・連携する際の市民活動センター等への期待・要望は多様である。

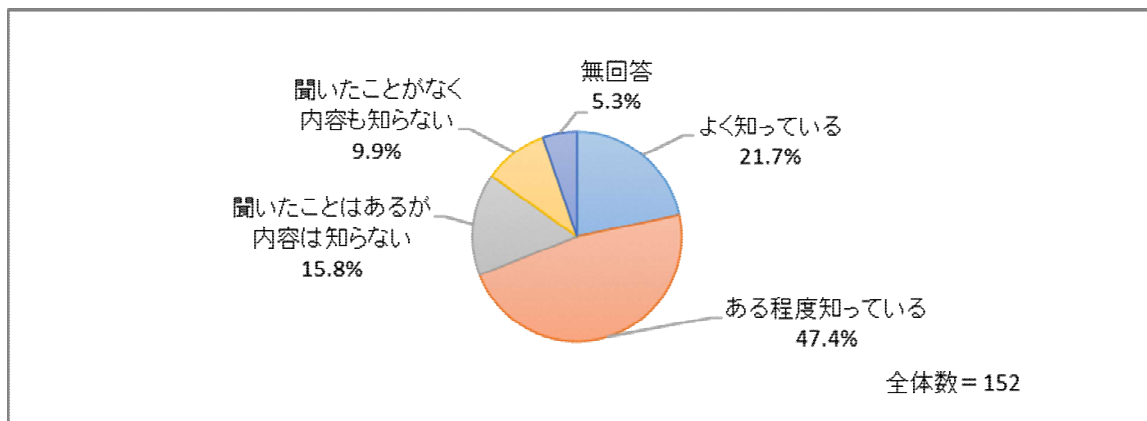


(5) 廿日市市の協働によるまちづくりについて

【「協働」についての認知度】

「協働」について、「よく知っている」(22%)は2割にとどまるが、半数近くが「ある程度知っている」(48%)と回答しており、両者を合わせた認知度は約7割(69%)となっている。また、「聞いたことはあるが内容は知らない」(16%)を含めると85%となり、8割以上の団体が認知している。

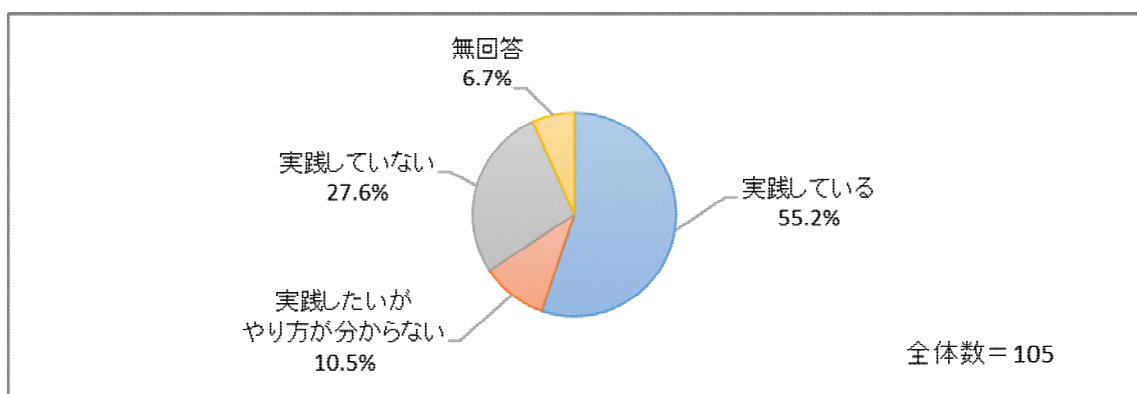
認知度は高いが、選択肢のうち「ある程度知っている」が最も高い割合で、「聞いたことはあるが内容は知らない」という回答も1割以上あることから、「協働」についての理解をさらに深める余地があることがうかがえる。



【「協働」の実践の状況に近いもの】

「協働」の実践状況は、「協働」について「よく知っている」または「ある程度知っている」と回答した105団体のうち半数以上が「実践している」(55%)と回答している。

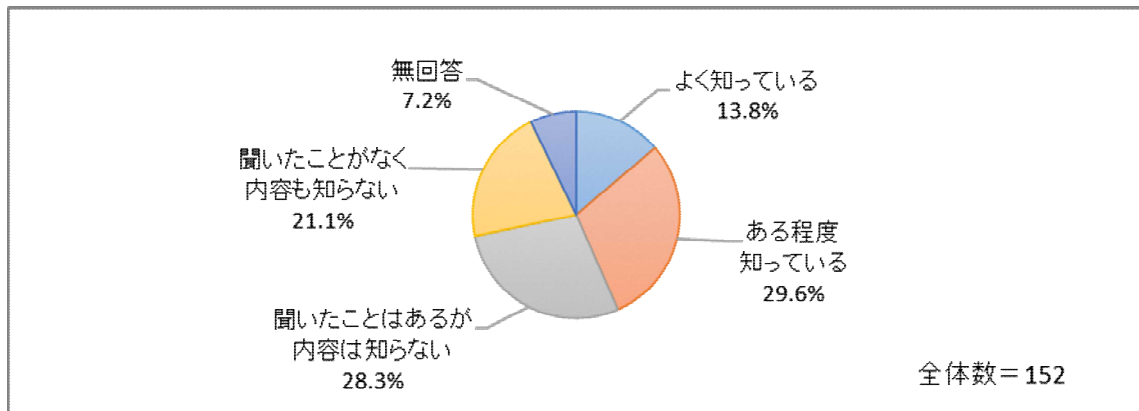
一方、約3割が「実践していない」(28%)、1割が「実践したいがやり方が分からない」(11%)としており、「協働」を実践する団体をさらに増やすことができる可能性がうかがえる。



【「円卓会議」についての認知度】

「円卓会議」について、「よく知っている」(14%)は2割以下にとどまり、「ある程度知っている」(30%)の3割を合わせた認知度は約4割(43%)となっている。また「聞いたことはあるが内容は知らない」(28%)を含めると7割の団体が認知している。

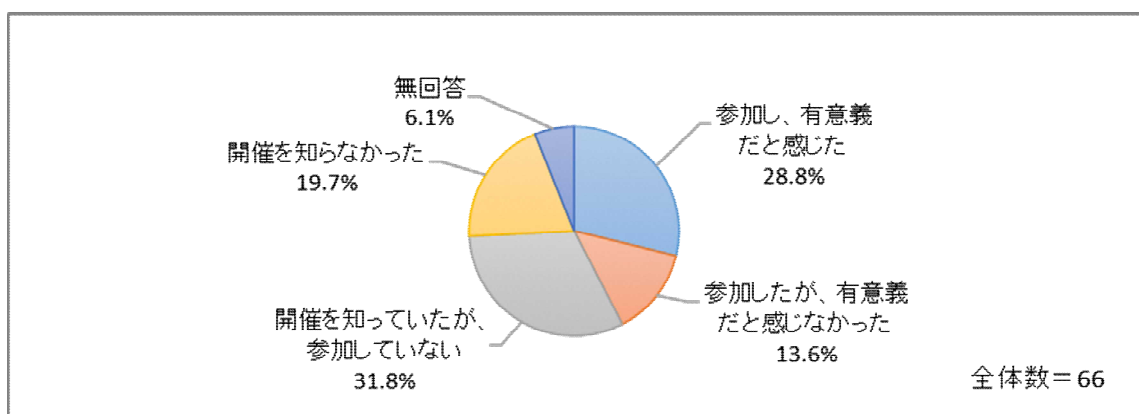
しかしながら全体の3割が「聞いたことはあるが内容は知らない」(28%)、2割が「聞いたことがなく内容も知らない」と回答しており、「円卓会議」についての認知度は「協働」についての認知度に比べて低い。



【この一年間に「円卓会議」へ参加し有意義だと感じたか】

「円卓会議」を知っていると回答した66団体のうち3割(19団体)が、この一年間に「円卓会議」へ「参加し、有意義だと感じた」(29%)と回答している。また、「円卓会議」へ参加したのは28団体で「円卓会議」を認知している団体の4割にあたる。

一方、3割が「開催を知っていたが、参加していない」、2割が「開催を知らなかった」、約1割が「参加したが、有意義だと感じなかった」と回答しており、「円卓会議」への参加や団体の活動での活用を進める上で、改善や工夫の余地があることがうかがえる。



令和 4 年度協働によるまちづくりに関する職員アンケート調査結果の概要

〔調査の目的〕

廿日市市協働によるまちづくり基本条例に基づき、協働によるまちづくりを推進するに当たり、職員及び各部署（所属）における現状を把握するため。

〔調査概要〕

1 実施期間

令和 4 年 9 月 28 日～10 月 28 日

2 調査方法

グループウェアのアンケート機能を利用した調査

3 調査対象

グループウェアが使用できる職員（任期付職員及び再任用職員を含む。）

4 回答状況

対象者数	回答者数	回 答 率
888 人	415 人	46.7%

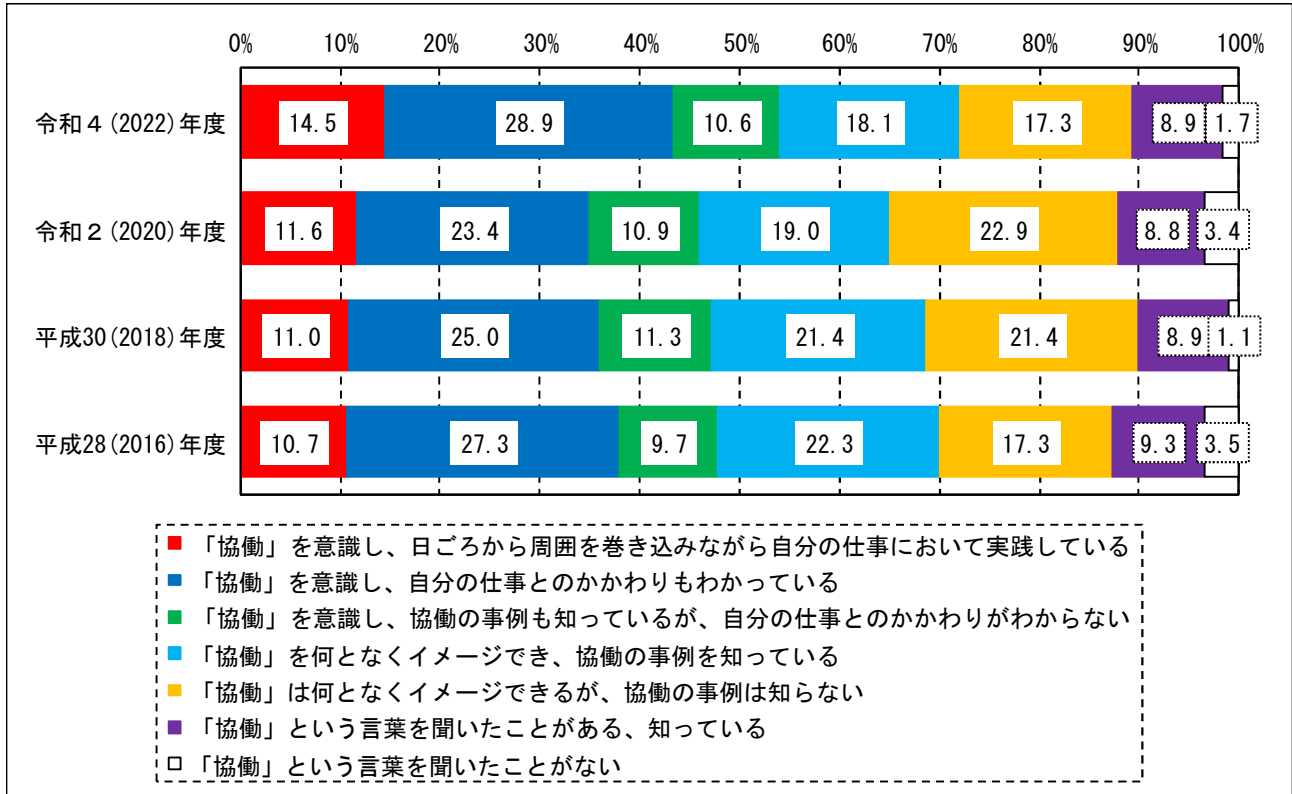
〈参考〉過去の状況

区 分	対象者数	回答者数	回 答 率
前回（令和 2 年度）	980 人	594 人	60.6%
前々回（平成30年度）	989 人	529 人	53.5%
前々々回（平成28年度）	901 人	637 人	70.7%

〔調査結果〕

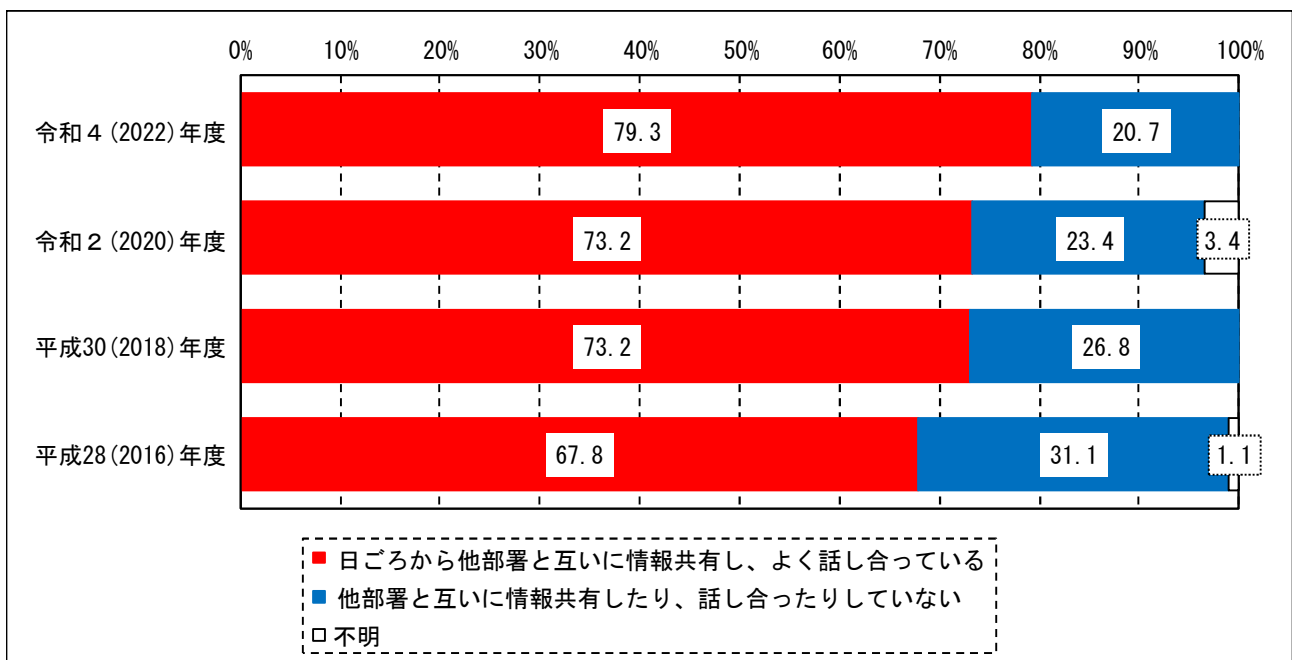
問１ 協働についての意識や実践の状況（平成28(2016)年度は複数回答可）

「「協働」を意識し、日ごろから周囲を巻き込みながら自分の仕事において実践している」、「「協働」を意識し、自分の仕事とのかかわりもわかっている」及び「「協働」を意識し、協働の事例も知っているが、自分の仕事とのかかわりがわからない」を合わせた「「協働」を意識している」職員の割合について、前回調査まで（平成28(2016)年度：47.7％・平成30(2018)年度：47.3％・令和2(2020)年度：45.9％）は5割を下回っていたが、今回調査（54.0％）では5割を上回っている。



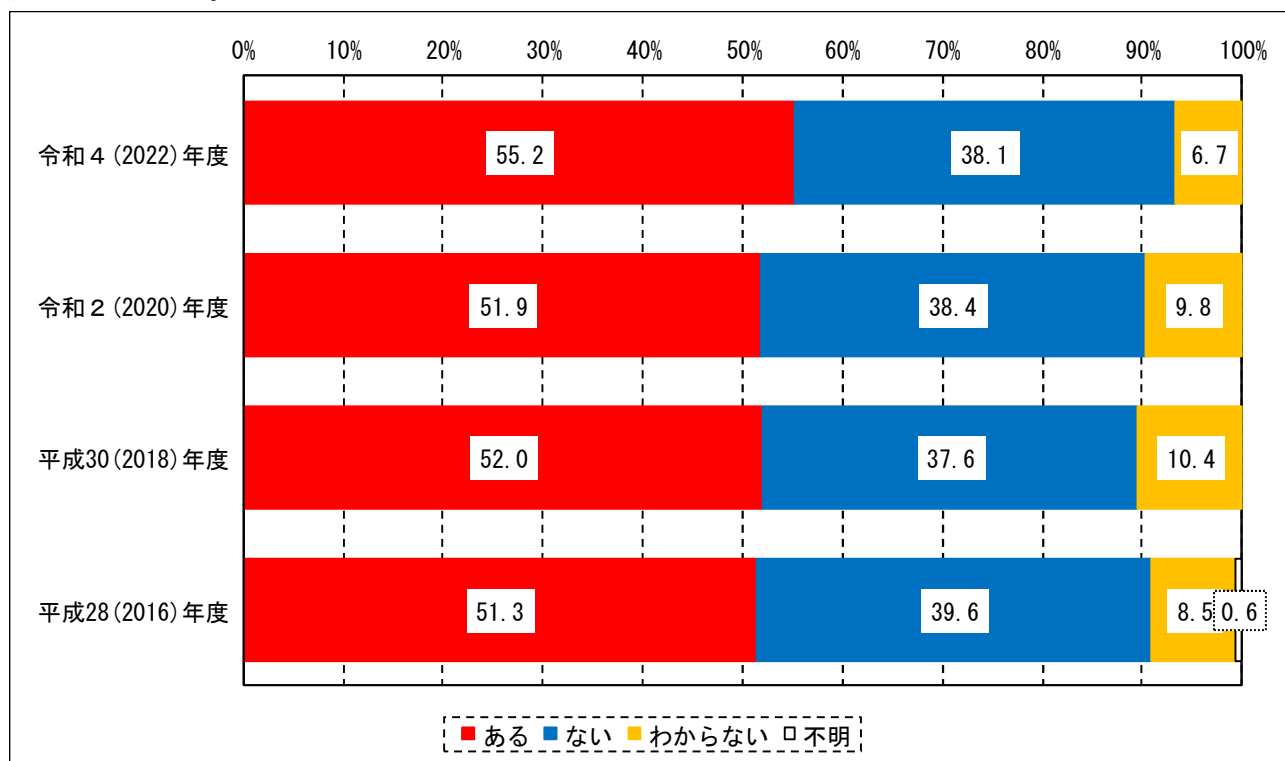
問２ 他部署との仕事の進め方

「日ごろから他部署と互いに情報共有し、よく話し合っている」職員の割合について、今回調査（79.3％）では8割弱になっており、また、上昇傾向になっている。



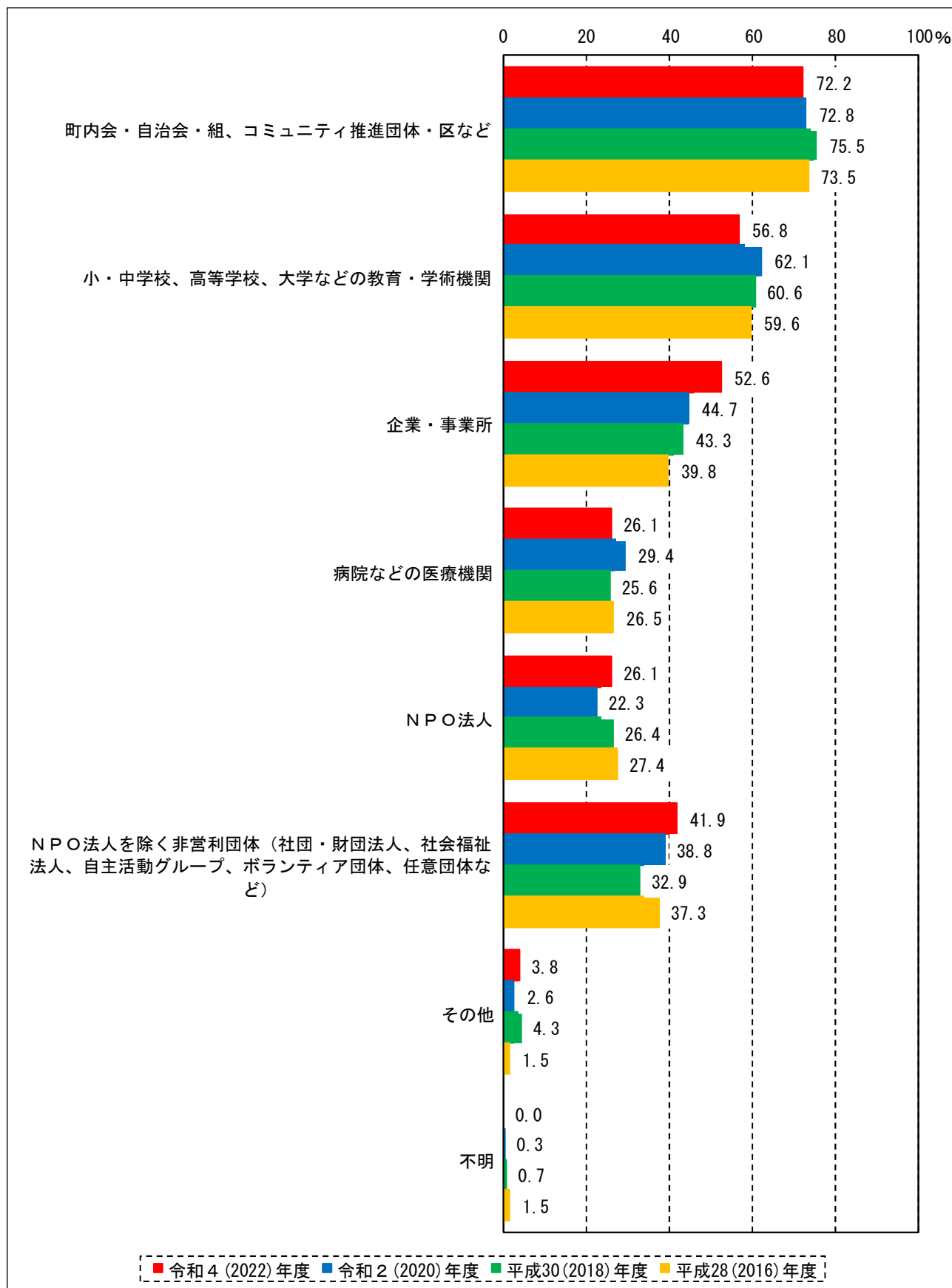
問3 まちづくり活動団体や企業、大学などの学術機関、NPO法人などのかかわり

「仕事を進めるうえで、まちづくり活動団体や企業、大学などの学術機関、NPO法人などのかかわりがある」職員の割合について、今回調査（55.2%）では5割台半ばになっており、また、上昇傾向になっている。



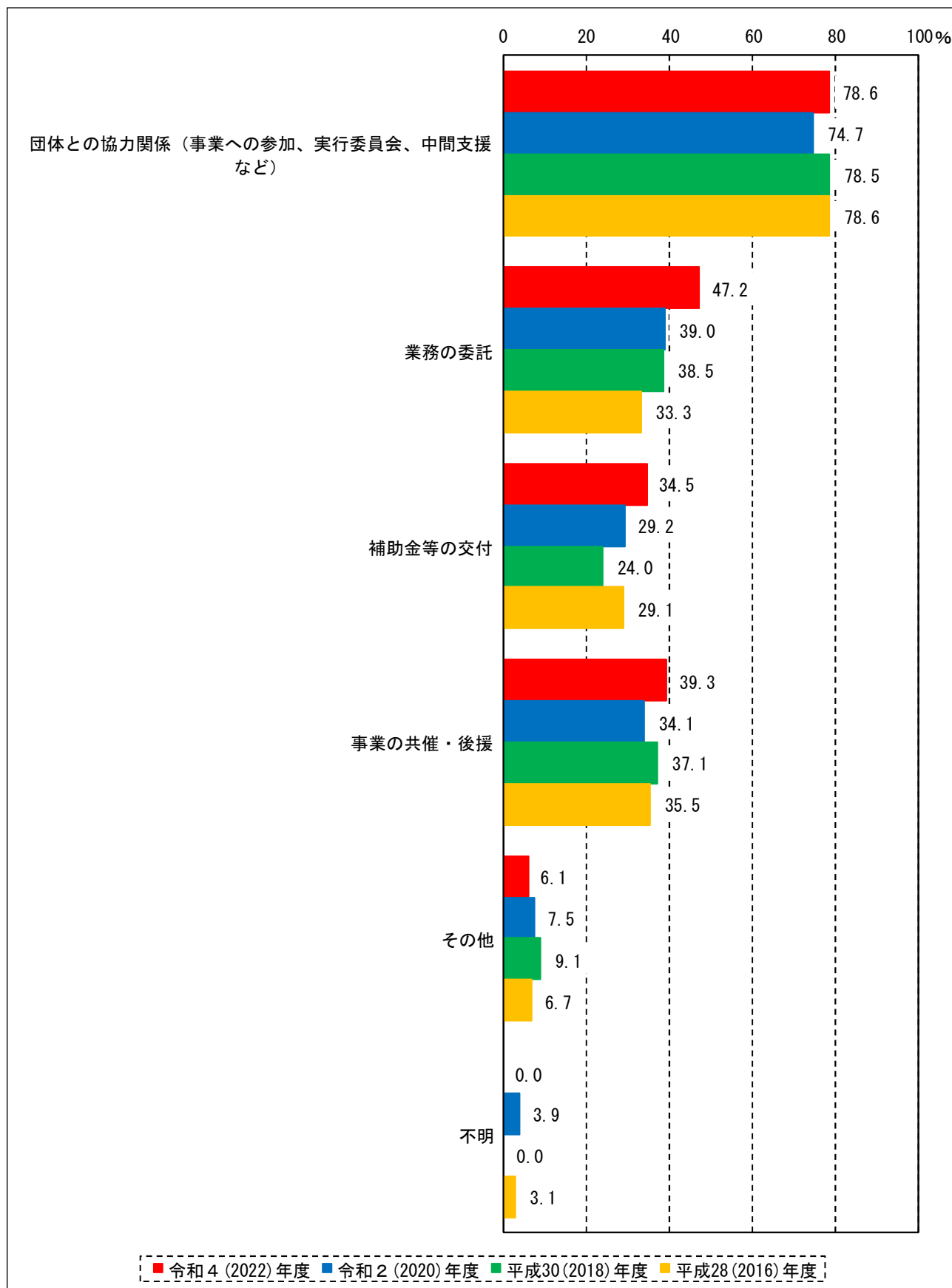
問４－(1) かかわっている団体（問３で「ある」のみ、複数回答可）

「仕事を進めるうえでかかわっている団体」について、今回調査では「町内会・自治会・組、コミュニティ推進団体・区など」（72.2%）が7割を上回って最も高く、次いで「小・中学校、高等学校、大学などの教育・学術機関」（56.8%）、「企業・事業所」（52.6%）の順になっており、過去の調査と順位は変わっていない。また、「企業・事業所」が年々上昇している。



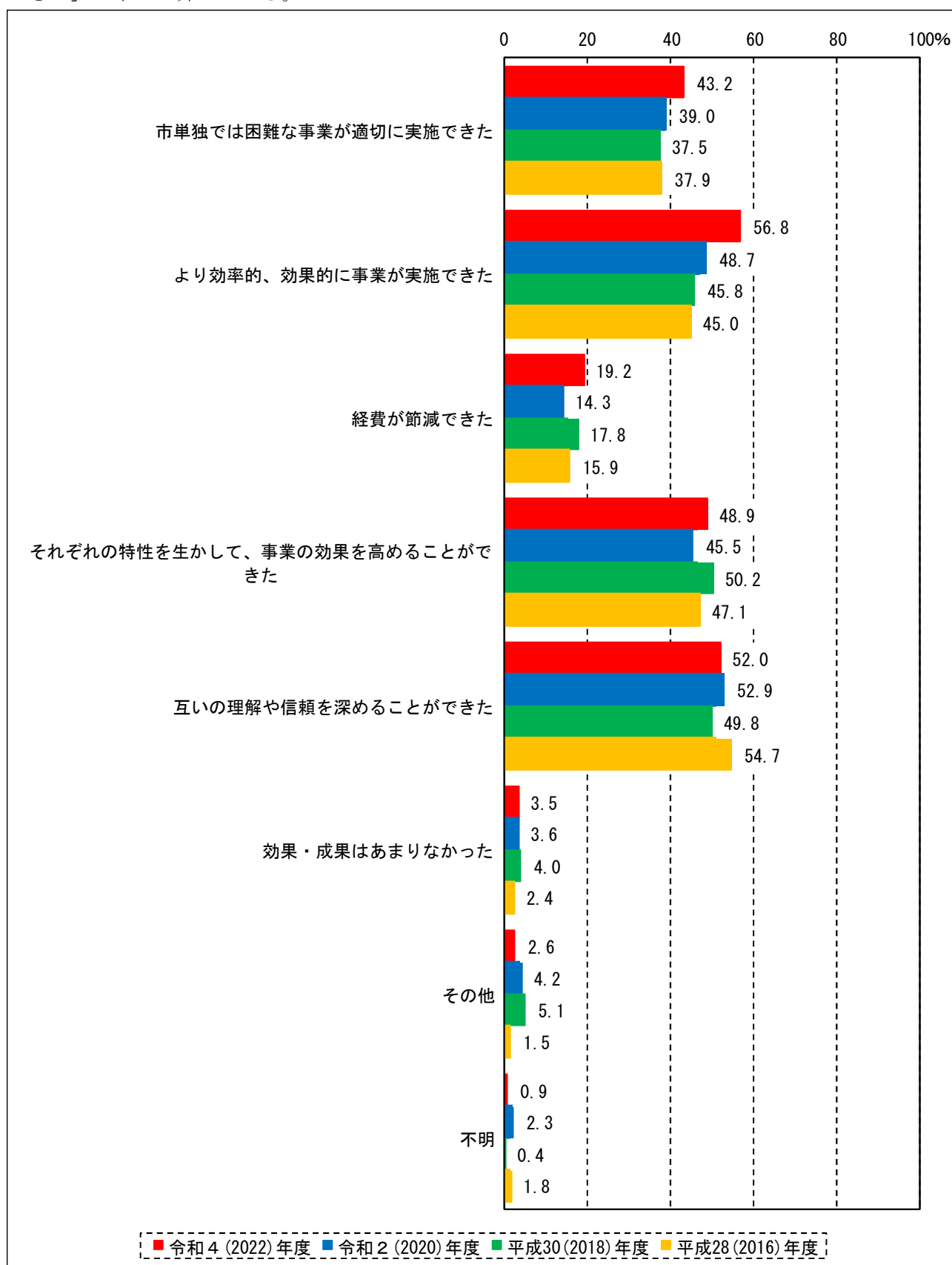
問４－(2) 団体とのかかわり方（問３で「ある」のみ、複数回答可）

「仕事を進めるうえでのかかわり方」について、今回調査では「団体との協力関係（事業への参加、実行委員会、中間支援など）」（78.6%）が８割弱で最も高く、次いで「業務の委託」（47.2%）、「事業の共催・後援」（39.3%）の順になっており、過去の調査と上位３位は変わっていない。また、「業務の委託」が年々上昇している。



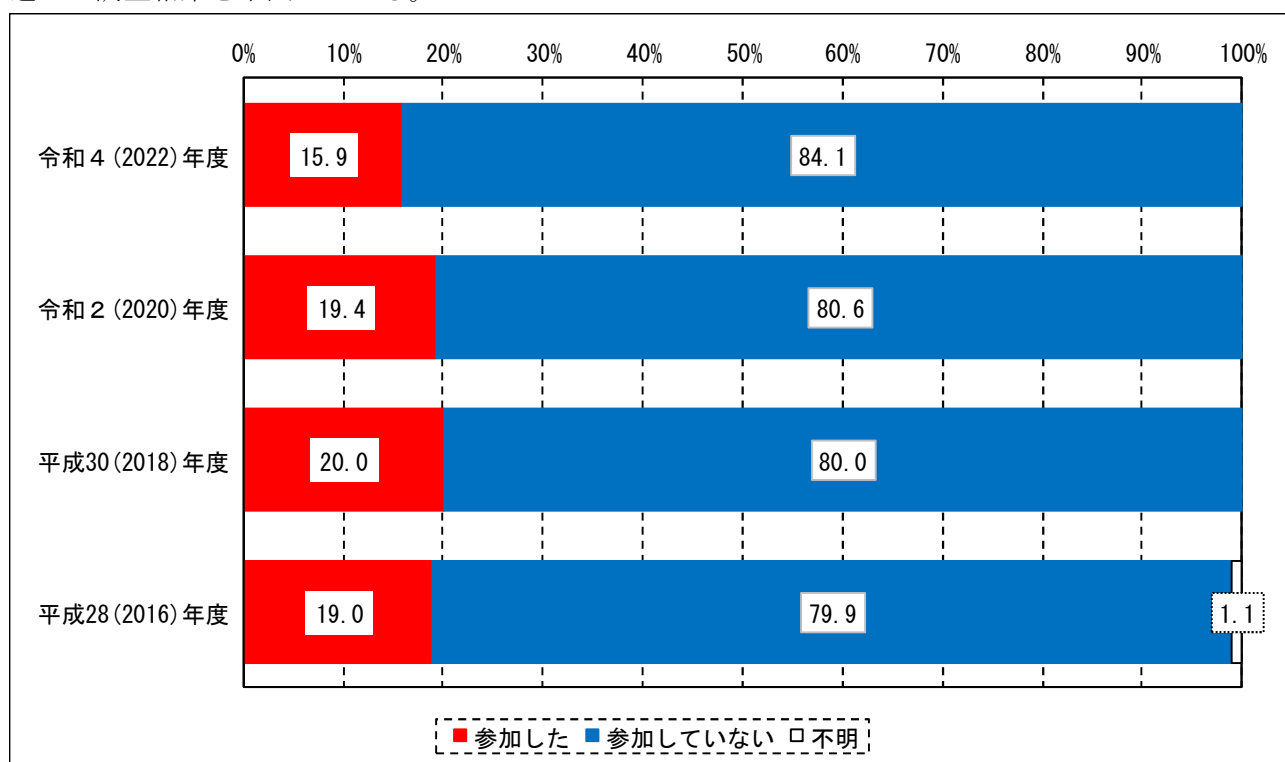
問4－(3) 団体とのかかわりによる効果・成果（問3で「ある」のみ、複数回答可）

「団体とかかわったことによる効果・成果」について、今回調査では「より効率的、効果的に事業が実施できた」（56.8%）が5割台半ばで最も高く、次いで「互いの理解や信頼を深めることができた」（52.0%）、「それぞれの特性を生かして、事業の効果を高めることができた」（48.9%）の順になっており、過去の調査と上位3位は変わっていない。また、「より効率的、効果的に事業が実施できた」が年々上昇している。



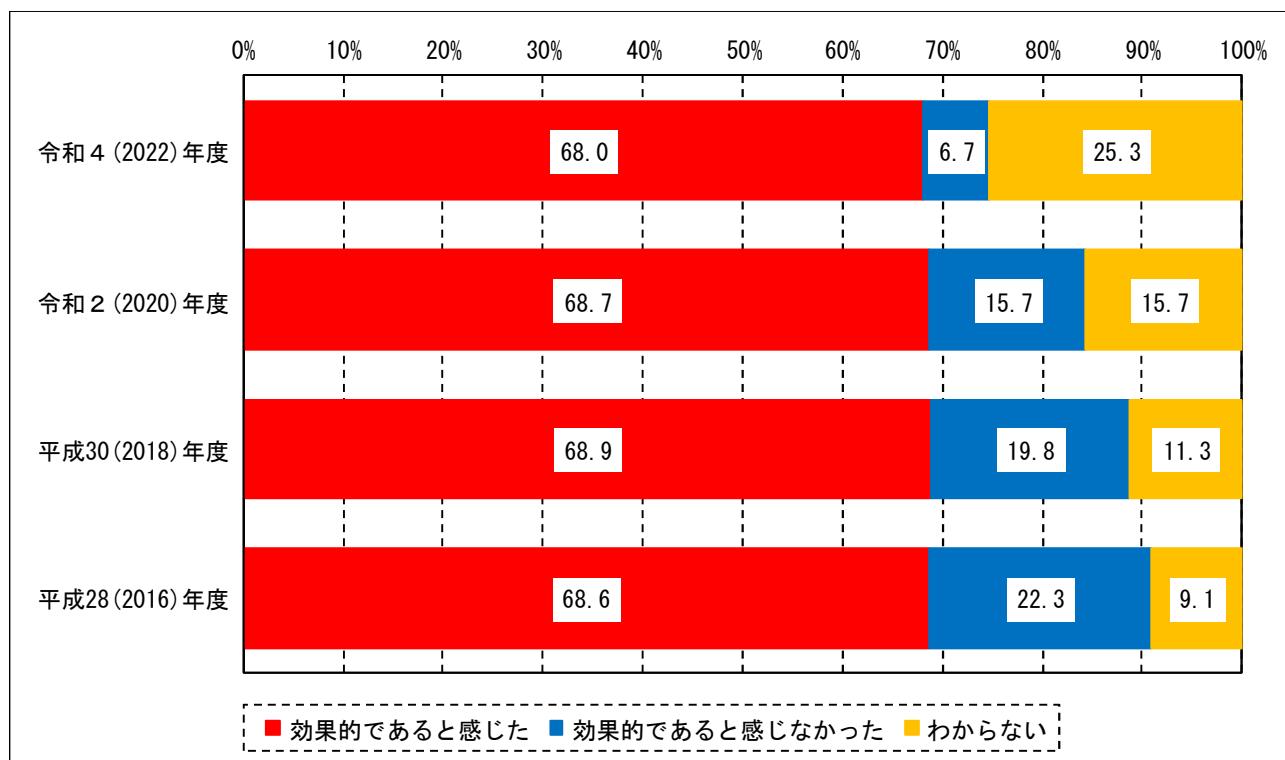
問5 円卓会議への参加状況

「円卓会議に参加した」職員の割合について、今回調査（15.9%）では1割台半ばになっており、過去の調査結果を下回っている。



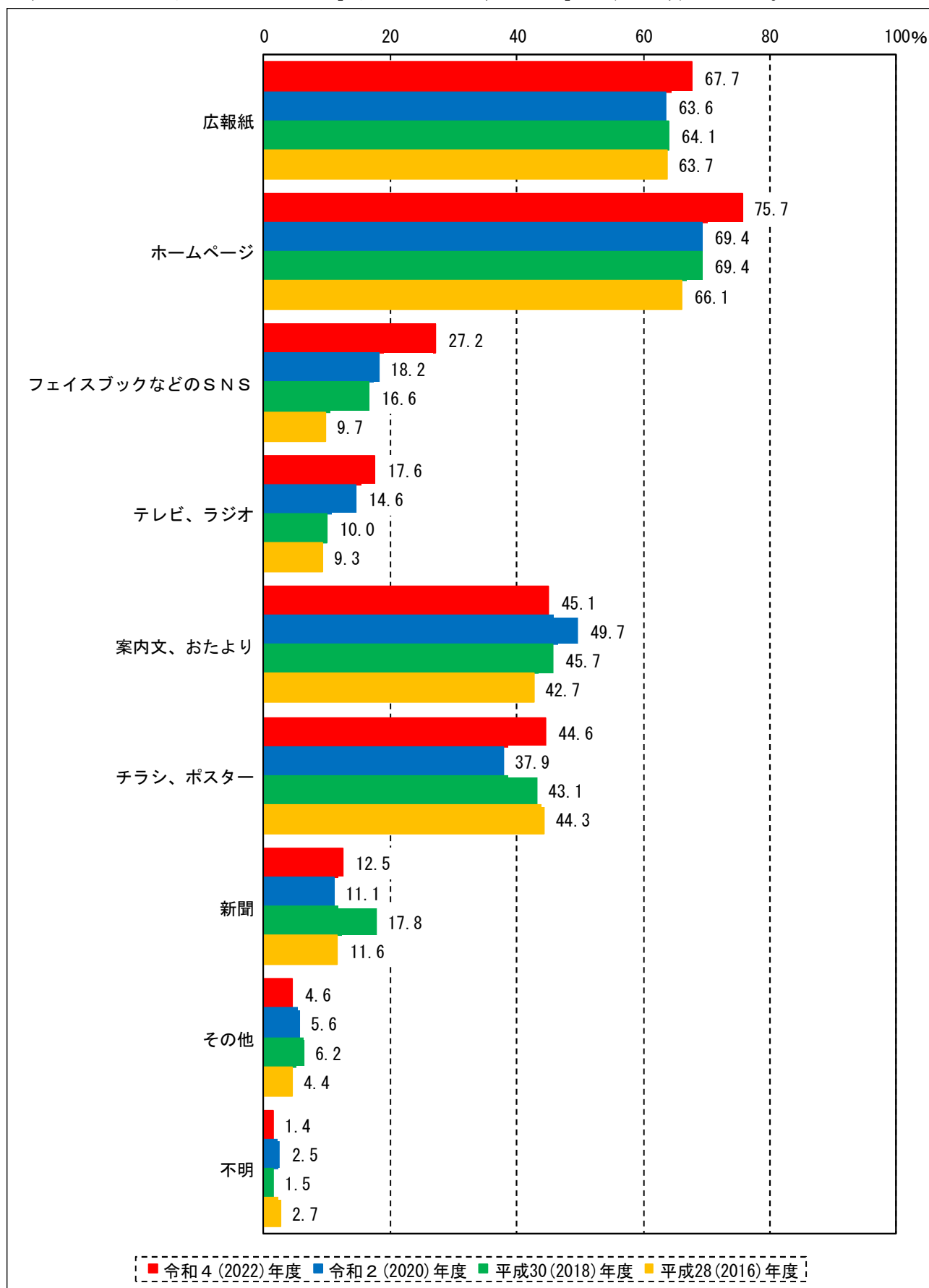
問6 円卓会議の効果（問5で「参加した」のみ）

「円卓会議が効果的であると感じた」職員の割合について、今回調査（68.0%）では7割弱で、過去の調査結果と同程度になっている。



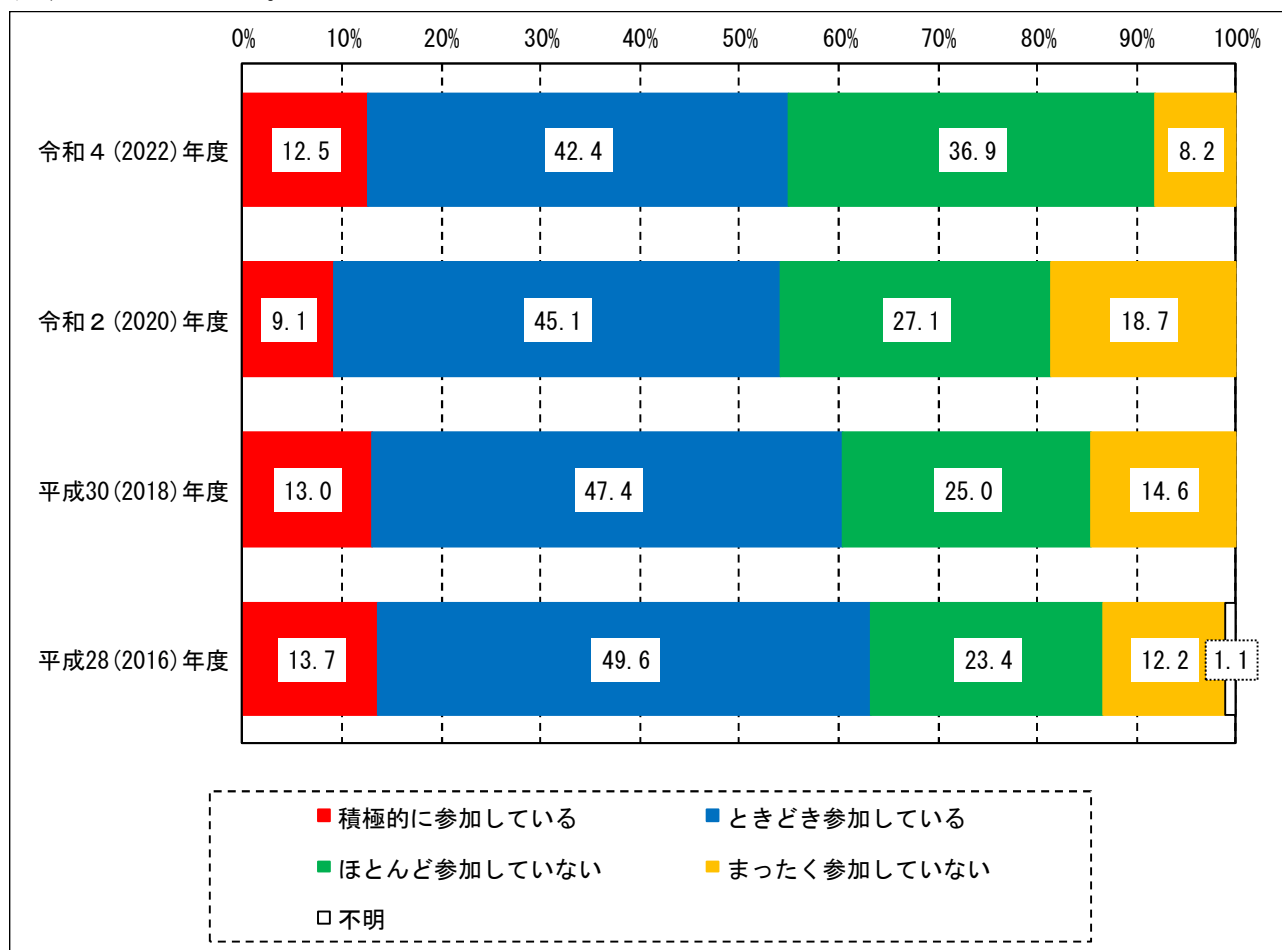
問7 情報発信する媒体（複数回答可）

「情報発信する際に使う媒体」について、今回調査では「ホームページ」（75.7%）が7割台半ばで最も高く、次いで「広報紙」（67.7%）、「案内文、おたより」（45.1%）の順になっている。また、「フェイスブックなどのSNS」及び「テレビ、ラジオ」が年々上昇している。



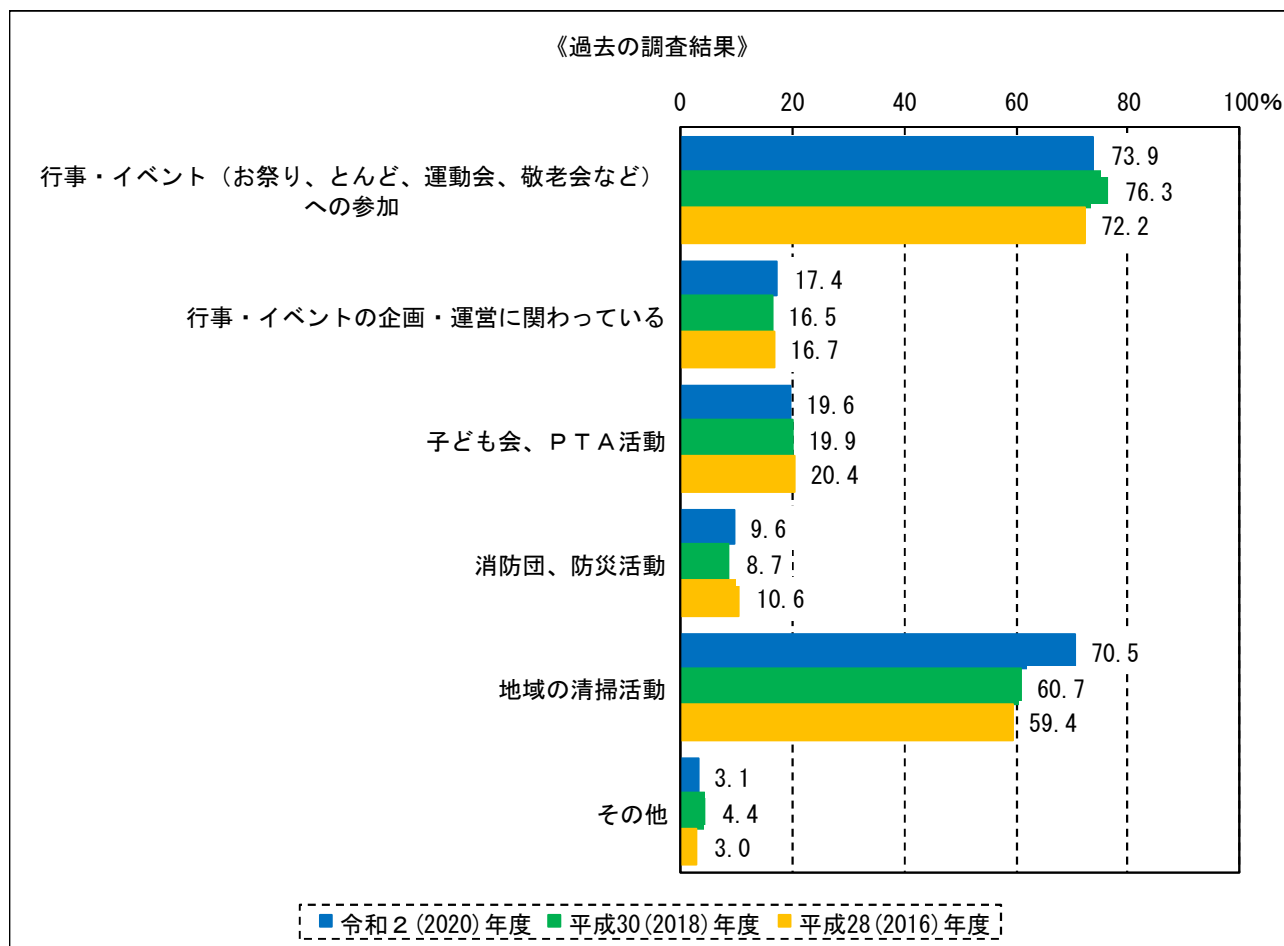
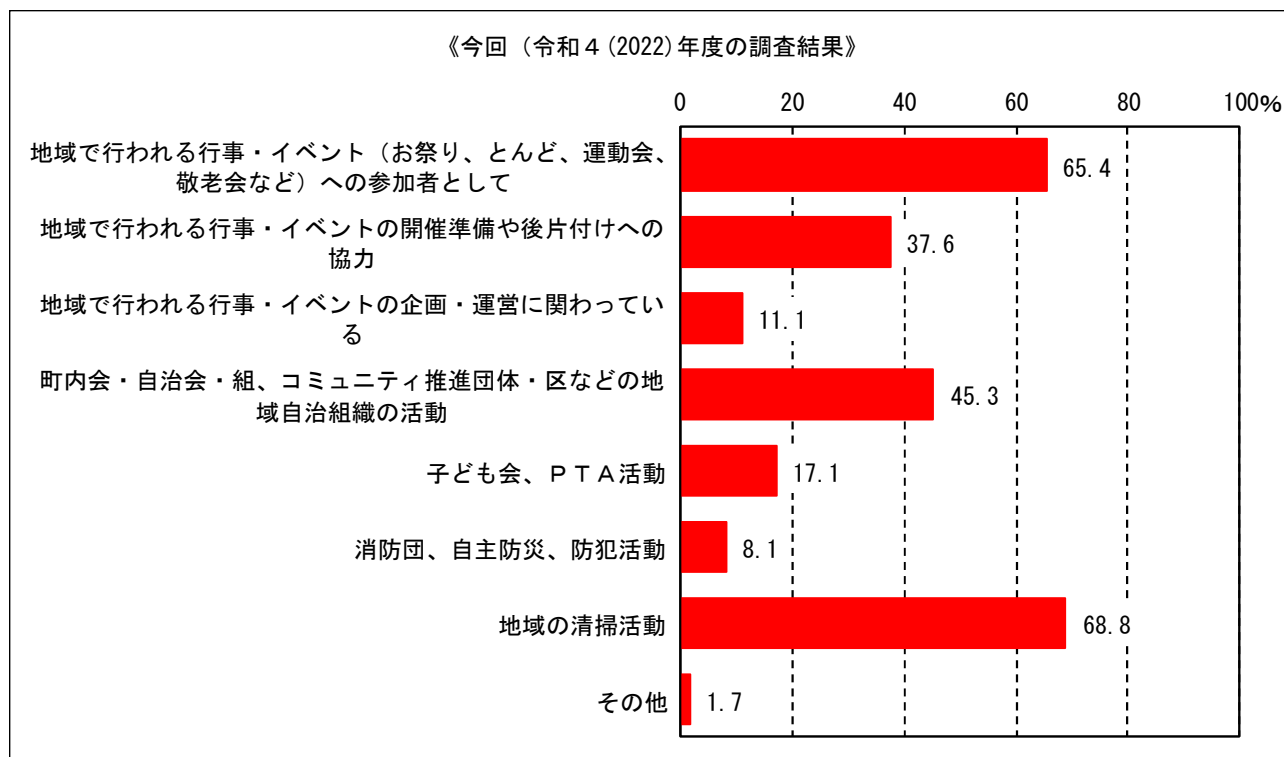
問8 仕事以外における地域の活動（行事）への参加状況

「仕事以外における地域の活動（行事）への参加状況」について、「積極的に参加している」及び「ときどき参加している」を合わせた「参加している」職員の割合は、今回調査（54.9%）では5割台半ばになっている。



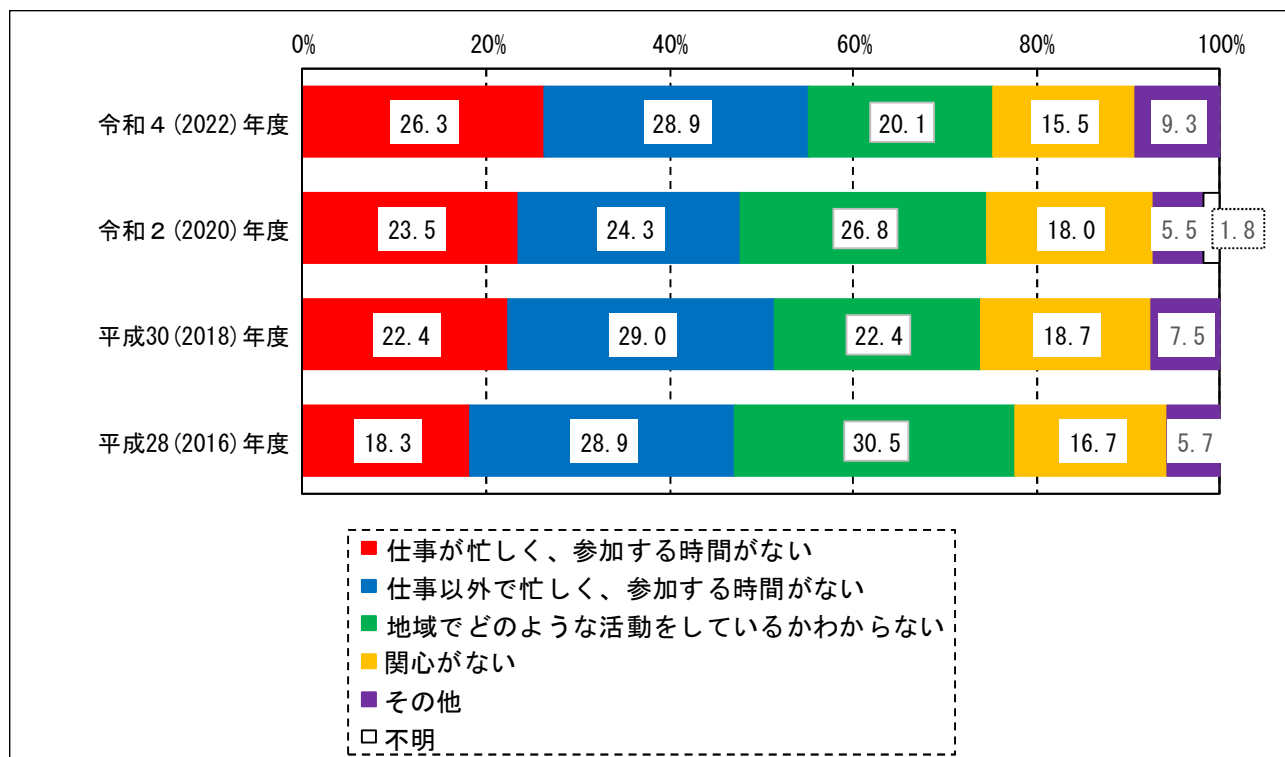
問9 地域の活動（行事）の参加内容（問8で「参加している」のみ、複数回答可）

「職員が参加している地域の活動（行事）」について、今回調査では「地域の清掃活動」（68.8%）が7割弱で最も高く、次いで「地域で行われる行事・イベント（お祭り、とんど、運動会、敬老会など）」（65.4%）、「町内会・自治会・組、コミュニティ推進団体・区などの地域自治組織の活動」（45.3%）の順になっている。



問10 地域の活動（行事）に参加していない理由（問8で「ほとんど参加していない」・「まったく参加していない」のみ）

「地域の活動（行事）に参加していない理由」について、今回調査では「仕事以外で忙しく、参加する時間がない」（28.9%）が3割弱で最も高くなっている。また、「関心がない」（15.5%）が過去の調査を下回っている。



区分		条 文	解 説		推進状況・調査結果	検 証 箇 所
前 文		私たちが暮らす廿日市市は、海から山に至る豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業に恵まれた素晴らしいまちです。 平成の合併により、五つの市町村が一つのまちになったことで、これまで培われてきた地域特性を生かしながら、一つの家族のようなつながりを築く機会を得ることができました。 私たちが、これからもこのまちで安心して安全に暮らすためには、和みがあってあたたかい笑顔のつながりが欠かせません。また、まちの元気を未来につなげるために、子どもや若者などとともに、市民主体のまちづくりをより一層進めていくことが必要です。 新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまちづくりを進めるため、この条例を定めます。			【市民アンケート】 ➡「廿日市市」に愛着がある市民は75%である。	前文 ➡特に見直す必要はない。
第 1 章（総則）	第 1 条	（目的） この条例は、廿日市市における協働によるまちづくりに関し、基本的な事項を定めることにより、地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現することを目的とします。	趣 旨	第 1 条では、この条例の目的について規定しています。	【推進計画の R 3 状況】 ➡推進計画は条例に基づき、協働によるまちづくりを総合的・計画的に推進するために策定したものであり、それを着実に推進している。	第 1 条 ➡特に見直す必要はない。
			説 明	この条例は、市民主体のまちづくりを協働により進めていくための基本的なルールを定めています。 現代社会の変化（少子高齢化や人口の減少など）に対応し、暮らしやすい地域社会を維持するためには、まちづくりに多くの人がかかわり、互いにつながりながら力を発揮することが大切だと考えています。廿日市市には、優れた知識や技能を持つ市民がたくさん暮らしています。その力を持ち寄って自分たちの暮らすまちの身近な生活課題を市民自らが発見し、市民自らが解決に向けて取り組む「地域自治」を進め、それぞれの実情に応じた取り組みを行うことで、まちの暮らしが良くなり、市民の生きがいや満足感にもつながると考えています。 この条例を市民と市が共有し、ともにまちづくりに取り組むことで「つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現」をめざします。「はつかいちが好き！」「住み続けたい」「住んでみたい」と思ってもらえるまちづくり、次代（次の時代、次の世代）に引き継ぎたいと考えています。		

区分		条 文	解 説		推進状況・調査結果	検 証 箇 所
第 1 章（総則）	第 2 条	（定義） この条例における用語の意味は、次のとおりとします。 (1) まちづくり 廿日市市に存する課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる公共の利益を増進させる取組をいいます。 (2) 市民 次に掲げるものをいいます。 ア 市内に住所を有する個人 イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び団体 ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市内の学校に在学する個人 オ 市内においてまちづくりに取り組む個人及び団体 (3) まちづくり活動団体 地縁又は共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体をいいます。 (4) 市 廿日市市の執行機関をいいます。 (5) 協働 市民、まちづくり活動団体及び市がお互いを理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいいます。 (6) 市域 廿日市市の区域をいいます。 (7) 地域 市域において、平成 1 5 年合併前における旧市町村及び平成 1 7 年合併前における旧町の区域をいいます。 (8) 地区 おおむね小学校区（大野地域においては、区）を単位とする区域をいいます。	趣 旨	第 2 条では、この条例で使用する用語の意味について規定しています。	【活動団体等アンケート】 ➡活動を行う上での問題は「活動の担い手不足」が 49%、「新しい会員が増えない」が 35%である。	第 5 号 ➡協働する相手に市外の個人を加える必要はあるか。
			説 明	(1) この条例では、みんなが暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる取組みを「まちづくり」としています。まちづくりは、公共性、公益性を持つことが重要であり、その活動に取り組んでいる一部の人のみではなく、廿日市市に住む人にとって、広くみんなが暮らしやすいまちになることが、求められています。 暮らしやすいという言葉には、住みやすいだけでなく、働きやすい・学びやすいなども含めています。 (2) この条例では、市内に住所がある人のみでなく、市内で働く人、学ぶ人、まちづくり活動をする人や団体も含めて「市民」としています。 廿日市市のまちづくり、とりわけ世界文化遺産を擁する宮島や人口減少の著しい地区においては、地域課題の解決にすでに数多くの市外の人たちが関わっている実態があり、今後も多くの人とともに取り組んでいきたいと考えています。 こうした背景から、市民について、住民を基本に幅広くとらえています。 (3) 廿日市市には、地縁に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体として、町内会・自治会・組、コミュニティ推進団体・区などがあります。また、共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体には、福祉・文化・スポーツ・環境・地域安全・青少年育成などをテーマに活動する団体があります。 この条例では、こうした団体を「まちづくり活動団体」としています。 (4) この条例では、一般に行政といわれる機関を「市」としています。 市長、地方自治法第 1 8 0 条の 5 に列記されている機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）に加え、独立した権限を持つ水道事業管理者及び消防長を含みます。		

区分		条 文	解 説	推進状況・調査結果	検 証 箇 所									
第1章（総則）	第2条		(5) 地域課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために、まちづくりにかかわる人たちが連携し、協力し合う取り組みの手法を「協働」といいます。 この条例では、市民と行政や市民同士が連携・協力して活動することだけでなく、市民が主体的に行うまちづくり活動に対して行政が支援を行うこと（例：活動補助金、交付金）や、行政の主体性のもとに市民が参加して活動すること（例：計画策定への市民参画）も協働の概念に含めてとらえています。 〔この条例における協働の考え方〕 一緒にやらない協働 一緒にやる協働 行政主体 ・協働型行政への転換 市民行政協働 市民主体 ・市民協働の推進 ・地域自治の推進 行政主体 ・協働型行政の実現 市民行政協働 市民主体 ・市民協働の充実 ・地域自治の確立 この条例では、市民も行政も歩み寄ってまちづくりに取り組むことを目標としています。 市民や行政のみんながまちづくりにかかると、まちづくりは広がり、充実します。 出典：自治基本条例のつくり方（松下啓一著）から、一部引用											
		(6)～(8) この条例では「市域」「地域」「地区」という単語を、区域の単位を表現するために使っています。 「市域」は、廿日市市の全域で、「地域」は、平成の合併前の市町村である5区域、「地区」は、コミュニティ推進団体、区などが活動している28区域です。なお、吉和と宮島においては地域と地区が同じです。 〔地域と地区一覧表〕 H24年3月現在 <table><tr><th>地域名</th><th>地 区 名</th></tr><tr><td>廿日市</td><td>佐方、廿日市、平良、原、串戸、宮内、地御前、阿品、阿品台、宮園、四季が丘</td></tr><tr><td>佐 伯</td><td>浅原、玖島、友和、津田・四和</td></tr><tr><td></td><td>吉 和</td></tr><tr><td>大 野</td><td>大野第1区～大野第11区</td></tr><tr><td></td><td>宮 島</td></tr></table>	地域名	地 区 名	廿日市	佐方、廿日市、平良、原、串戸、宮内、地御前、阿品、阿品台、宮園、四季が丘	佐 伯	浅原、玖島、友和、津田・四和		吉 和	大 野	大野第1区～大野第11区		宮 島
地域名	地 区 名													
廿日市	佐方、廿日市、平良、原、串戸、宮内、地御前、阿品、阿品台、宮園、四季が丘													
佐 伯	浅原、玖島、友和、津田・四和													
	吉 和													
大 野	大野第1区～大野第11区													
	宮 島													

区分		条 文	解 説		推進状況・調査結果	検 証 箇 所
第2章（協働によるまちづくりの基本原則等）	第3条	（基本原則） 協働によるまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。 (1) 誰でもまちづくりに取り組むことができます。 (2) 互いの自主性を尊重しながら取り組みます。 (3) 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。 (4) それぞれの地域性を大切にしながら取り組みます。 (5) 情報の共有を図りながら取り組みます。 (6) 互いに信頼関係を築いて取り組みます。 (7) 次代につながる人づくりをしながら取り組みます。	趣 旨	第3条では、協働によるまちづくりを進める上で大切にすべき基本的な考え方について規定しています。	【推進計画のR3状況】 ➡基本原則を大切にしながら、「協働による持続可能なまちづくり」を進めている。	第3条 ➡特に見直す必要はない。
			説 明	この条で定めている基本原則は、この条例のもとにまちづくりにかかわるすべての関係者が大切にすべき原則です。 これらを大切にしながら協働によるまちづくりを進めるための具体的な仕組みを、第4章（第7条から第16条まで）に示しています。		
第2章（協働によるまちづくりの基本原則等）	第4条	（市民の役割） 1 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりに関わるよう努めるものとします。 2 市民は、自らが持つ知識、技能等を積極的に生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。 3 まちづくり活動団体は、市民の参加意思を尊重し、互いのつながりを生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。 4 第2条第2号イに規定する市民は、地域社会の一員として、企業活動を通じて地域活性化に寄与するよう努めるものとします。	趣 旨	第4条では、協働によるまちづくりを進めていく上での市民の心がけや役割について規定しています。	【市民アンケート】 ➡地域の運動会やとんど、秋祭りなどの行事に「参加していない」が55～56%（R元～）である。	第1項 ➡見直す必要はあるか。 第3項 ➡「参加しやすい環境づくり」に関して加える必要はあるか。
			説 明	1 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを自覚し、自分の周りのことに関心や興味を持ちます。そして、自分は何ができるかを考え、自らの責任において積極的にまちづくりにかかわるよう努めることとしています。 なお、まちづくりにかかわらないことで不利益な扱いを受けるものではありません。 2 市民は、生涯学習・社会教育や地域活動、仕事など暮らしの中で得た知識、技能などを持っています。これらを積極的に活用してみんなでまちづくりをしたいと考え、知識、技能などを生かすよう努めることとしています。 ※ 生涯学習…… 個人自らが主体的に、生涯にわたって行う学習活動 社会教育…… 学校の教育課程として行われる教育を除いた組織的な教育活動 3 まちづくり活動団体は、より多くの市民にまちづくりにかかわってもらえるよう、参加しやすい環境をつくります。人と人、団体同士のつながりを深め、互いに助け合いながら、実情に応じたまちづくりに取り組むよう努めることとしています。 4 事業者も、まちづくりにおける市民の一員です。まちづくり活動への参加や、従業員がまちづくり活動へ参加しやすい環境づくり、まちづくり活動に対する人的・物的な支援のみでなく、地域経済の活性化や雇用の創出などもまちづくりに貢献していると考え、企業活動を通じた地域活性化への寄与に努めることとしています。		

区分		条 文	解 説		推進状況・調査結果	検 証 箇 所
第2章（協働によるまちづくりの基本原則等）	第5条	（市の責務） 1 市は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。 2 市は、まちづくりの課題、市民の要望等に適切に対応することができるよう、機能的かつ効果的な組織運営を行います。 3 市は、市民及びまちづくり活動団体がまちづくりに積極的に取り組むことができるよう、施設の整備、情報の共有、交流の機会の提供その他の環境の整備を行います。 4 市の職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、市民の一員であることを自覚し、まちづくりに積極的に取り組みます。	趣 旨	第5条では、協働によるまちづくりを進めていく上での市の責務や市の職員の心がけなどについて規定しています。	【推進計画のR3状況】 ➡協働事業提案制度の構築に至っていない。 【市民アンケート】 ➡地域の運動会やとんど、秋祭りなどの行事に「参加していない」が55～56％（R元～）である。（再掲） 【活動団体等アンケート】 ➡活動を行う上での問題は「活動の担い手不足」が49％、「新しい会員が増えない」が35％である。（再掲） 【職員アンケート】 ➡仕事以外で地域活動に「参加している」職員は54～63％で減少傾向にある。	第3項 ➡見直す必要はあるか。 第3項 ➡「市民の意識啓発・醸成」に関して加える必要はあるか。 第3項 ➡主体に市外の個人を加える必要はあるか。 第4項 ➡見直す必要はあるか。
			説 明	1 暮らしやすい豊かな地域社会をつくる上で、市は大きな役割を担っています。そのため、市はすべての部署において協働の理念のもとに、総合的かつ計画的に施策を実施していきます。なお、協働によるまちづくりを進めていくための計画を策定することを、第6条に示しています。 2 市民の信頼を得ながらまちづくりを進めていくためには、日ごろから内部の連携を密にし、まちづくりに関するさまざまな課題、要望などに適切に対応する必要があります。そのため、市は、機能的かつ効果的な組織運営を行います。 3 市民及びまちづくり活動団体がまちづくりを進めていく上では、活動の場が必要になります。市は、まちづくりの活動の場となる施設や情報を多く保有しており、まちづくりに積極的に取り組むことや、新たにまちづくりに取り組めるようなきっかけをつくるため、環境を整備します。 4 市の職員は、「市民全体の奉仕者である」という認識のもと、職務遂行能力や資質の向上に努め、市民との信頼関係を築きながらまちづくりに取り組みます。また、市民と市をつなぐ役割も担っており、自らも市民の一員であることを認識し、職務以外でもまちづくり活動に積極的に参加していきます。		
第3章（協働によるまちづくり推進計画）	第6条	（協働によるまちづくり推進計画） 1 市長は、協働によるまちづくりを推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。 2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴きます。 3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。	趣 旨	第6条では、協働によるまちづくりを確実に進めていくための計画の策定について規定しています。	【推進計画のR3状況】 ➡推進計画は市民の意見を聴いて策定し、公表している。	第6条 ➡特に見直す必要はない。
			説 明	第5条（市の責務）第1項に掲げる「総合的かつ計画的な施策の実施」に向けて、協働によるまちづくりを推進するための計画を策定することについて定めています。 この計画は、協働によるまちづくりを着実に実行するために、第17条で定める協働によるまちづくり審議会だけでなく、ともにまちづくりを行う市民の意見を聴いた上で、策定、変更すること、またそれを速やかに公表することとしています。 なお、条例の実効性を確保するために、協働によるまちづくり審議会の設置、条例の実施状況の検証・見直しを、第5章（第17条から第20条まで）に示しています。		

区分		条 文	解 説		推進状況・調査結果	検 証 箇 所
第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）	第1節（特性を生かしたまちづくり）	第 7 条	趣 旨	おおむね小学校区（大野地域では、区）の区域である「地区」や平成の合併前の市町村の区域である「地域」には、これまで培ってきたまちづくりの方法、歴史・風土などの地域性があります。市民やまちづくり活動団体は、さまざまな知識、技能などそれぞれに得意なことを持っています。こうした特性を生かしながら、まちづくりを進めていきたいと考えています。 市民、まちづくり活動団体、市が連携を図りながら、地区、地域のまちづくりに取り組み、それらをつなげていくことが大切です。 このため、第7条では、地区・地域・市域（廿日市市全域）のまちづくりの進め方と拠点について規定しています。	【市民アンケート】 ➡市民センターを「利用していない」が40％近く（R元～）である。 【活動団体等アンケート】 ➡活動を行う上での問題は「活動の担い手不足」が49％、「新しい会員が増えない」が35％である。（再掲） ➡民間の企業・事業者との協力・連携で「わからない」が4割近くである。	第2項 ➡見直す必要はあるか。 第1項 ➡まちづくりの主体に市外の個人を加える必要はあるか。 ➡「市民」には民間事業者が含まれていることを明確にする必要はあるか。
			説 明	1 まちづくりは、地区・地域・市域と広がるそれぞれの区域で、取り組みに適した内容があると考えています。「地区」においては、人間関係づくりや身近な生活環境の充実など、「地域」においては、地区だけでは解決困難な課題への対応や、自然資源、歴史文化資源などを活用した活性化など、「市域」においては、地域だけでは解決困難な課題への対応や、事業者などのまちづくり活動への参加促進などに取り組むことが、考えられます。 それぞれの区域のまちづくりを持続・発展させるため、市民やまちづくり活動団体は交流を深め、得意なことを生かしながら助け合いの関係を築いていきます。そして、市民と市は連携し、それぞれの区域の地域性を尊重し、実情に応じたまちづくりを進めていきます。		

区分		条 文	解 説	推進状況・調査結果	検 証 箇 所
第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）	第1節（特性を生かしたまちづくり）	第7 条	2 地区・地域・市域のまちづくりは、市民センター、地区集会所（大野地域）、支所、市民活動センター、総合健康福祉センター、市役所などを拠点として進めていきます。 市民センターは、市民が気軽に集える身近な施設であり、市民・まちづくり活動団体同士の連携促進や地域課題の解決に役立つ講座の開催（社会教育）などの取り組みを通じて、地区のまちづくりを進めます。 支所は、その地域の良い点や課題などがよく分かるところであり、さまざまな地域資源を生かして、地域のまちづくりを進めます。 市民活動センターは、市民、まちづくり活動団体、市の連携や交流を促進します。また、市民活動に関する相談、人材の育成、情報の提供などの取り組みを通じて、市域のまちづくりを進めます。 市民センター、支所、市民活動センター、市役所などは、相互に連携しながら、まちづくりを進めていきます。 〔特性を生かしたまちづくり イメージ図〕		
			事業所、大学など さまざまな活動主体の参加 【市域】 市役所 市民活動センター 総合健康福祉センター など 【地域】 支所 【地区】 市民センター 地区集会所 【町内会・自治会、 組など】 地区を越えた 情報交換 円卓会議 円卓会議 円卓会議 地区・地域・市域のつながり 円卓会議を通じ、人や情報のネットワーク強化、 区域を越えた取り組み 市内部のつながり 市民センター・支所・市民活動センター・市役所の連携強化 身近な 人間関係づくり 市民・まちづくり活動団体・市のつながり 円卓会議を通じた関係づくり・連携の促進 活動情報のデータ化などによる連携の促進		

区 分			条 文		解 説		推 進 状 況 ・ 調 査 結 果		検 証 箇 所	
第 4 章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）	第 1 節（特性を生かしたまちづくり）	第 8 条	趣 旨	第 8 条では、特性を大切にしながら、まちづくりを進めていくための話し合いの場「円卓会議」について規定しています。		【市民アンケート】 ➡地域課題の解決に向け、地域住民が取り組んでいると「思わない」が39～55%（H29～）である。 ➡地域課題を解決する取組に「参加は難しいが協力したい気持ちはある」が56～59%である。		第 1 項 ➡円卓会議は「活動の場」でもあることを規定する必要があるか。 新設 ➡「円卓会議への市民参画の促進」に関する規定を設ける必要があるか。		
			説 明	1 円卓会議は、市民、まちづくり活動団体、市などが対等な立場で参加し、お互いの意見を尊重しながら信頼関係を築いていく場です。情報の共有や、課題の解決策・役割分担などの話し合いを行います。 円卓会議の運営方法は、まちづくり活動団体同士や個人も参加するものなど、さまざまなものが考えられます。実情や目的を踏まえ、それぞれでルールを決めて最適な形で開催していくことが大切です。 2 特性を大切にしながら、協働でまちづくりを進めるため、市民、まちづくり活動団体、市は、必要に応じて円卓会議を開催します。 円卓会議は、地区のまちづくりに関するものは地区単位で、地区を越えて話し合う必要があるときは地域単位で、地区・地域を越えて話し合う必要があるときは市域単位で開催します。開催に当たっては、市民センター、支所、市民活動センター、市役所は、地区・地域のニーズに応じて企画、参加の呼びかけ、運営支援を行います。また、そこでの意見や要望などを、担当部署につなぎ、必要な支援を行うとともに、施策・事業に生かしていきます。 これらの円卓会議を活発に開催することにより、一つの家族のようなつながりをつくっていきたいと考えています。 条例検討時のワークショップにおいて、まちづくりクラブの設置が提案されています。多くの団体や、団体に所属しない個人も参加できるこうした場は、円卓会議の一つの形として、実現が望まれます。 〔まちづくりクラブ イメージ図〕 市民センターにまちづくりクラブをつくろう		【活動団体等アンケート】 ➡活動を行う上での問題は「活動の担い手不足」が49%、「新しい会員が増えない」が35%である。（再掲） ➡民間の企業・事業者との協力・連携で「わからない」が4割近くである。（再掲） 【職員アンケート】 ➡円卓会議に「参加した」職員は16～20%である。		第 1 項 ➡円卓会議に市外の個人が参加できるようにする必要があるか。 ➡「市民」には民間事業者が含まれていることを明確にする必要があるか。 第 2 項 ➡見直す必要があるか。		

区分		条 文	解 説		推進状況・調査結果	検 証 箇 所
第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）	第2節（情報発信による信頼関係づくり）	第9条	趣 旨	まちづくりをうまく進め、安心して暮らせる安全なまちを実現するためには、そこに暮らす人たちが互いに知り合い、助け合える笑顔のつながりを築くことが大切です。 こうした信頼関係づくりには、情報の共有は欠かせません。情報の受け手が受け取りやすい方法と理解しやすい表現で伝えること、また、鮮度の新しいうちに発信し、共有することなど、第9条では、情報の発信と共有に努めていくことを規定しています。	【協働によるまちづくり推進計画のR3推進状況】 ➡メールマガジンは配信できていない。 ➡何らかの情報が公開されている審議会等が42％である。 ➡まちづくり支援情報のポータルサイトは作成できていない。 【市民アンケート】 ➡重要な情報源は「広報はつかいち」が76～82％、町内会等の回覧が35～52％である。 【職員アンケート】 ➡情報発信の媒体は「ホームページ」が66～76％、「広報紙」が64～68％である。	第1項 ➡見直す必要はあるか。 第2項 ➡見直す必要はあるか。 第2項 ➡見直す必要はあるか。
			説 明	1 情報の発信と共有は、まちづくりを進めていく上で非常に大切です。 市民、まちづくり活動団体及び市が、お互いに情報を発信・共有し、理解することは、信頼関係づくりにつながると考えています。 ＜例＞ ①市民センターに話し合いの場（円卓会議など）を設置する。 ②地区の情報を市民センターが集め、地域内の市民センターと支所がつながる。 ③市民センター、支所、本庁が地域情報を共有する。 2 情報を共有するためには、相手方に受け取ってもらうことが大切です。まちづくり活動団体及び市は、いろいろな立場の受信者がいることを念頭に置き、常にその立場に立って、情報を作成・発信していくよう努めます。 また、市民がまちづくりに関する情報に関心を持つこと、自ら情報を受け取ることが大切と考えています。 ＜例＞ ①テレビ・ラジオ・新聞・広報紙・インターネットなど、それぞれの人に届きやすいよう発信の方法を工夫する。 ②イラストや図表を説明に入れる、漫画にするなど、それぞれの人に理解されやすいよう表現の方法を工夫する。		

区分			条 文	解 説		推進状況・調査結果	検 証 箇 所	
第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）	第3節（人づくり）	第10条	（まちづくりに関わる人材の育成） 1 市民は、市民相互に行う生涯学習又は社会教育を通して、まちづくりに関わる人材を育成するよう努めるものとします。 2 市は、市民による人材の育成に対し、必要な支援を行います。	趣 旨	自分たちの暮らしているまちに関心を持つ人やまちづくりのための活動に参加する人は、まちづくりを進めていく上での財産です。今、地域社会ではこうした人材が少なくなっているといわれます。これからも魅力ある元気な廿日市市を築いていくために、まちづくりにかかわる「人」が求められています。 このため、第10条では、まちづくりにかかわる人材の育成について規定しています。	【市民アンケート】 ➡地域の高齢者サロンや子ども・高齢者の見守り、地域・PTA・子ども会等の役員などの地域の支え手として「活動していない」が71～74％（R元～）であり、年々増加している。	第1項	➡市民自らが、まちづくりに関わる人材へと育っていくよう加える必要はあるか。
			説 明	1 「生涯学習」は個人自らが主体的に、生涯にわたって行う学習活動をいいます。また、「社会教育」は、学校の教育課程として行われる教育を除いた組織的な教育活動をいいます。 生涯学習も社会教育も、市民に身近で、誰もがかかわることのできる活動です。こうした活動を通じて、まちづくりへの関心や理解を深め合うことが、市民主体のまちづくりの第一歩です。そして、その成果は、人材の育成につながり、まちづくり活動をより深めるものであると考えています。 〔まちづくりにおける生涯学習と社会教育の関係〕 生涯学習 学校教育における学習 社会教育における学習 まちづくり活動団体の活動、個人で行う学習（スポーツ、読書）など 小・中学校、高等学校、特別支援学校などでの学習 地域における課題解決のための講座、青少年教育、家庭教育 などでの学習	【活動団体等アンケート】 ➡活動を行う上での問題は「活動の担い手不足」が49％、「新しい会員が増えない」が35％である。	第1項	➡市民自らが、まちづくりに関わる人材へと育っていくよう加える必要はあるか。	

区分		条 文	解 説	推進状況・調査結果	検 証 箇 所
第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）	第3節（人づくり）	第10条	2 市民は、日ごろからまちづくりについて学び合い、誰もがまちづくりにかかわりを持っているといえます。このような中で、市は、人材を育成しようとする取り組みに対し、必要な支援を行います。 条例検討時のワークショップにおいて、人づくりのための「廿日市でんでん虫計画」が提案されています。 ● 人材発掘は「ちょっと参加」「ちょボラ」「ときどき参加」「ちょっと来んさい」というところから始まる。 ● 地域、行政、学校、NPO、企業などが連携して、場づくり → イベント開催 → 人材発掘 → 人材育成 → 場づくり → …… と繰り返し取り組むことが大切。 ● 人づくりは、すぐにできることではないので、かたつむりの歩みのように、ねばり強く足跡を残しながら、取り組まなくてははいけない。ということ、この図に表現しています。 人づくりのための「廿日市でんでん虫計画」		

廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート（協働によるまちづくり推進計画の推進状況やアンケート結果などへの対応）

区分		条 文	解 説		推進状況・調査結果	検 証 箇 所
第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）	第3節（人づくり）	第11条 （子ども、若者等の育成） 1 市民による人材の育成及び市による支援は、次代のまちづくりを担う子ども、若者等の世代に対しても行われるよう配慮するものとします。 2 子どもを対象とした人材の育成は、家庭、学校及び地域住民その他の関係者が連携を図ることにより、行われるものとします。	趣 旨	「はつかいちが好き！」という気持ちはまちづくりの原動力であり、こうした気持ちを子どもの頃からはぐくむことは、次の時代のまちづくりにつながります。 第11条では、第10条に定める人材の育成のうち、子ども、若者などに対するものについて規定しています。	【活動団体等アンケート】 ➡活動を行う上での問題は「活動の担い手不足」が49%、「新しい会員が増えない」が35%である。 （再掲）	第1項 ➡見直す必要はあるか。
			説 明	1 次代のまちづくりの担い手を育成する観点から、人材の育成は子ども、若者などに対しても行うよう特に配慮することを定めています。 なお、「子ども」は小学生までを、「若者」は中学生から30歳未満までをとらえています。また、子どもや若者のほか、おおむね30歳代から50歳代までのいわゆる中堅世代も、これからまちづくりを担う人材としてこの規定の対象に考えています。 2 子どもは社会の一員であり、次代のまちづくりの担い手です。このため、子どもを守り育てることは、家庭だけではなく学校や地域住民などが一体となり、社会全体で取り組まなくてはならないと考えています。		
		第12条 （まちづくりリーダーの育成） 市民は、まちづくりを通して、その推進役を担う人材を育成するよう努めるものとします。	趣 旨	第12条では、まちづくりリーダーの育成について規定しています。	【活動団体等アンケート】 ➡活動を行う上での問題で「活動の中心になるリーダーや後継者が育たない」が3割近くである。	第12条 ➡市民自らが、まちづくりリーダーへと育ていくよう加える必要はあるか。
			説 明	まちづくりを進めていくためには、活動に率先して取り組み、人と人をつなぎ、まとめることのできるリーダー的な役割を担う人が欠かせないと考えています。 市民は、日ごろのまちづくり活動の中で、互いに主体性、調整力などを養い合い、まちづくりの推進役を担う人材を育成していくことが大切だと考えています。		
	第13条	第13条 （人材を見いだす活動） 市民は、まちづくりに関わる人材を見いだすよう努めるものとします。	趣 旨	第13条では、まちづくりにかかわる人材を見いだす活動について規定しています。	【市民アンケート】 ➡地域の運動会やとんど、秋祭りなどの行事に「参加していない」が55～56%（R元～）である。 （再掲）	第13条 ➡見直す必要はあるか。
			説 明	まちづくりにかかわる人材を育成するためには、その前にまちづくりにかわってもらえる人を見いだすこと、いわゆる人材の発掘を行う必要があります。まず、祭りやイベントなど気軽に参加することができる機会をつくることで人材の発掘へとつながります。その中から、まちづくりの担い手が育つと考えています。		
	第14条	第14条 （市の職員の育成） 市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。	趣 旨	第14条では、市の職員の育成について規定しています。	【職員アンケート】 ➡「協働を意識している」職員が46～54%である。	第14条 ➡見直す必要はあるか。
			説 明	市民は、協働によるまちづくりの担い手として「コミュニケーション能力が高い」「人の話をよく聞く」「前例踏襲ではなく柔軟に対応できる」ことを、市職員に求めています。市は、こうした期待にこたえられるよう職員を育成していきます。		

廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート（協働によるまちづくり推進計画の推進状況やアンケート結果などへの対応）

区分			条 文		解 説		推進状況・調査結果	検 証 箇 所
第4章（協働によるまちづくりを推進する仕組み）	第4節（評価及び支援）	第15条	（活動の評価） 市民及びまちづくり活動団体は、その行う活動を顧みることにより、次の活動に生かすよう努めるものとします。		趣 旨	まちづくり活動は、さまざまな場所でさまざまな人や団体が行っています。活動に対する適正な評価や支援があれば、活動者の意欲が高まり、活動を継続しやすくなると考えています。 第15条では、まちづくりに取り組む上での活動の評価の大切さについて規定しています。	【活動団体等アンケート】 ➡活動を行う上で「特に問題はない」が8％であり、大半の団体が自らの活動を振り返って問題があると感じている。	第15条 ➡特に見直す必要はない。
					説 明	自分が無理のない範囲で、満足感や達成感を大切に行う活動も、まちづくりを支えています。しかし、活動を繰り返す中で、惰性化したり、本来の目的から離れたりすることも起こりがちです。 活動を続けたり、次のステップに進むためには、自分の活動についてどうであったかを振り返ってみることが、効果的だと考えています。		
		第16条	（市による評価及び支援） 1 市は、市民の行うまちづくりについて、その活動进行评估し、必要な支援を行います。 2 市長は、まちづくりに対する評価の基準を決めようとするときは、あらかじめ、第17条に定める協働によるまちづくり審議会の意見を聴きます。		趣 旨	第16条では、市民のまちづくり活動に対する公共性・公益性の面からの市による評価と支援について規定しています。	【推進計画のR3状況】 ➡協働事業提案制度の構築に至っていない。（再掲） 【市民アンケート】 ➡市民が活動しやすい環境づくりで「わからない」が「普通である」を上回って（R2～）いる。 ➡地域コミュニティ活動の支援は「普通である」が減少傾向、「わからない」が増加傾向（R元～）である。	第1項 ➡見直す必要はあるか。 第1項 ➡見直す必要はあるか。
					説 明	1 協働という言葉のもとに、市役所の仕事を下請け的に市民におしつけているという声を耳にします。市民が取り組む活動が、社会公共の利益を生むまちづくりの活動である場合、その活動に対して、市が技術的、金銭的などさまざまな形で、相応の支援を行うことは重要と考えています。 評価・支援の一例として、認定制度も考えられます。認定という形で公的機関からの後ろ盾があれば、その団体の活動の信用性は高まり、活動領域が広がります。また、認定されることにより、活動者自身に責任感が生まれ、自らの取り組み方にも広がりが生まれると考えます。 2 活動に対する評価の方法や基準を決める際、これまでのように行政のみで決めるのではなく、今後は活動者も含め市民とともに考えて決めることが大切と考えています。		
第5章（実効性の確保）		第17条	（協働によるまちづくり審議会） 1 この条例に定める協働によるまちづくりを実効性のあるものとし、かつ、まちづくりの実情に的確に対応させるため、協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置します。 2 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、審議します。 (1) 第6条に規定する推進計画に関すること。 (2) 協働によるまちづくりの実施状況に係る総合的評価に関すること。 (3) 協働によるまちづくりに係る施策の改善に関すること。 (4) 第16条第2項に規定するまちづくりに対する評価の基準に関すること。 (5) この条例の改廃に関すること。 3 審議会は、市長からの諮問に応じて答申するほか、協働によるまちづくりの実施について、市長に意見を述べることができます。 4 審議会の会議は、公開とします。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができます。		趣 旨	条例の施行後、この条例が実際に機能しているか、廿日市市のまちづくりの状況に合わないものになっていないかなどを確認し、必要に応じて見直しを行うことが大切です。 第17条では、協働によるまちづくりの進捗状況を検証するための機関の設置とその機関が所掌する事務について規定しています。	【推進計画のR3状況】 ➡審議会に推進計画の進捗状況を報告している。	第17条 ➡特に見直す必要はない。
					説 明	条例の施行後、協働によるまちづくりを確実に推進していくためには、計画・実行・評価・改善が欠かせません。そのため、市長の附属機関として協働によるまちづくり審議会を設置することとしました。協働によるまちづくり推進計画（第6条）の進捗状況を評価し、施策の改善が必要であれば提案する、まちづくりの評価基準を判断する（第16条第2項）など、市民の目線で条例の目的を実現していくことが大切と考えています。		

廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート（協働によるまちづくり推進計画の推進状況やアンケート結果などへの対応）

区分		条 文	解 説		推進状況・調査結果	検 証 箇 所
第5章（実効性の確保）	第18条	（組織） 1 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。 (1) 第2条第2号ア及びイに規定する市民（個人に限る。）であって公募に応じた者 (2) まちづくり活動団体から推薦を受けた者 (3) その他市長が適当と認める者 2 委員の任期は、3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 3 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができます。	趣 旨	第18条では、協働によるまちづくり審議会の委員構成、委員の任期などについて規定しています。	【推進計画のR3状況】 ➡推進計画の進捗状況を幅広い市民で構成する審議会を確認している。	第18条 ➡特に見直す必要はない。
	第19条	（実施状況の検証） 市は、毎年この条例の実施状況を検証し、その結果を公表します。	趣 旨	第19条、第20条では、この条例の実施状況の検証と見直しについて、その期間と方法を規定しています。		
	第20条	（条例の見直し） 市長は、4年を超えない期間ごとに、審議会の意見を踏まえてこの条例の改正を検討し、必要があると認めるときは、この条例を見直します。	説 明	この条例は、市民や市の協働によるまちづくりの状況、社会経済情勢の変化により見直しを行う「育てる条例」です。 見直しは、市民が発し、市長が判断して議会へ提案するという、2段階の判断の段階を取り入れ、市長と市議会議員の任期を勘案して、任期中1回以上はその判断を行うこととなるよう、4年を超えない期間ごとと具体的な期間を明示しています。		第19条 ➡特に見直す必要はない。 第20条 ➡見直す機関の年数を見直す必要はあるか。
第6章（雑則）	第21条	（委任） この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めます。	説 明	第21条は、この条例に定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、規則や要綱などで別に定めることとしています。	(※該当なし)	第21条 ➡特に見直す必要はない。

廿日市市 協働によるまちづくりに関する調査 単純集計結果

対象数	206	回収率	73.8%
回収数	152	無効票	0
		有効票	152

調査の目的： 廿日市市市民活動センターネットワーク登録の団体等及び本市に住所地を置く NPO 法人を対象に、まちづくり活動団体等の基本情報及び活動の現状・課題等を把握し、今後の「協働によるまちづくり」推進に向けた第 3 期計画（令和3年度～令和7年度）策定のための基礎資料 とするために実施

調査対象： 廿日市市市民活動センターネットワーク登録の団体等及び本市に住所地を置くNPO法人

調査方法： 各団体にアンケート用紙を送付

調査時期： 令和2年4月

調査主体： 廿日市市（協働推進課）

<調査結果の見方について>

○集計表には、各設問の選択肢ごとの回答件数と比率（％）を示している。比率（％）の母数は、各設問の無回答を含む回答者数（回答者を限定した設問では該当する回答者数）である。

○選択肢ごとの比率（％）は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを表示している。このため、各表の回答者数の欄には一律に100%と表記するが、全ての選択肢の比率の合計が100.0%にならない場合がある。

○複数回答可の設問において、通常、全ての選択肢の回答件数の合計は、回答者数と一致しない。また、全ての選択肢の比率の合計は100.0%を超える。

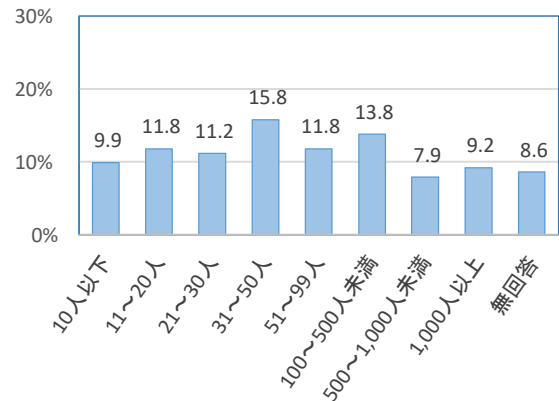
○グラフでは、選択肢の語句の表現や数値の表示を省略している場合がある。

1. 団体の基本情報

Q2-1 会員数

会員数は、10人以下から1,000人以上まで幅広く分布している。全体の半数が『50人以下』（49%）である。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	10人以下	15	9.9
2	11～20人	18	11.8
3	21～30人	17	11.2
4	31～50人	24	15.8
5	51～99人	18	11.8
6	100人以上～500人未満	21	13.8
7	500人以上～1,000人未満	12	7.9
8	1,000人以上	14	9.2
	無回答	13	8.6
	回答者数	152	100

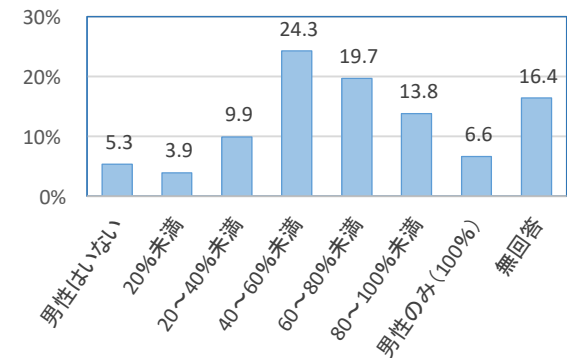


平均値	470.57 人	最大値	7,833 人
中央値	46 人	最小値	4 人

Q2-2-1 会員の構成比【男性】

全体の約6割が、会員の男性比率『40%以上』（64%）の団体である。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	男性はいない	8	5.3
2	20%未満	6	3.9
3	20%以上40%未満	15	9.9
4	40%以上60%未満	37	24.3
5	60%以上80%未満	30	19.7
6	80%以上100%未満	21	13.8
7	男性のみ（100%）	10	6.6
	無回答	25	16.4
	回答者数	152	100

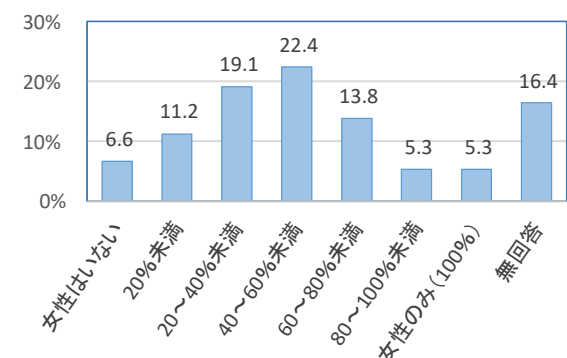


平均値	56.4 %	最大値	100.0 %
中央値	56.0 %	最小値	0.0 %

Q2-2-2 会員の構成比【女性】

会員の女性比率『40%以上』（47%）の団体は半数以下である。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	女性はいない	10	6.6
2	20%未満	17	11.2
3	20%以上40%未満	29	19.1
4	40%以上60%未満	34	22.4
5	60%以上80%未満	21	13.8
6	80%以上100%未満	8	5.3
7	女性のみ（100%）	8	5.3
	無回答	25	16.4
	回答者数	152	100



平均値	43.6 %	最大値	100.0 %
中央値	44.0 %	最小値	0.0 %

1. 団体の基本情報

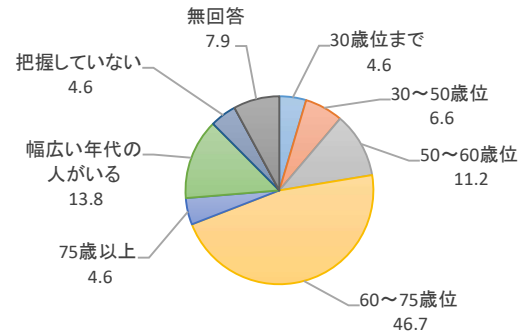
Q2-3 会員の年齢構成

会員の年齢構成は、「60～75歳位が多い」（47％）が最も高い割合で、半数近くを占める。

「75歳以上が多い」（5％）を含めると、過半数が60歳以上の会員が多い団体である。

「幅広い年代の人がいる」（14％）は約1割、「30歳位まで」、「30～50歳位まで」はいずれも1割未満である。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	30歳位までが多い	7	4.6
2	30～50歳位が多い	10	6.6
3	50～60歳位が多い	17	11.2
4	60～75歳位が多い	71	46.7
5	75歳以上が多い	7	4.6
6	幅広い年代の人がいるので1～5のいずれでもない	21	13.8
7	把握していない	7	4.6
8	その他	0	0.0
	無回答	12	7.9
	回答者数	152	100

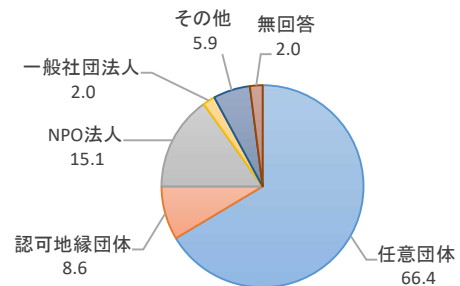


Q3-1 団体の種別

団体の種別は、「任意団体」（66％）が6割以上である。

法人格では、「NPO法人」が最も多く、このほか「一般社団法人」「社会福祉法人」などがある。

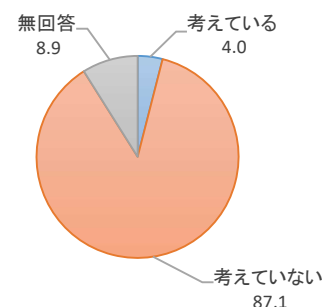
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	任意団体	101	66.4
2	認可地縁団体	13	8.6
3	NPO法人	23	15.1
4	一般社団法人	3	2.0
5	株式会社	0	0.0
6	合同会社	0	0.0
7	その他	9	5.9
	無回答	3	2.0
	回答者数	152	100



Q3-2 今後法人化の考え（任意団体の方）

任意団体のうち今後の法人化を「考えていない」（87％）と回答した団体が8割以上である。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	考えている	4	4.0
2	考えていない	88	87.1
	無回答	9	8.9
	回答者数	101	100

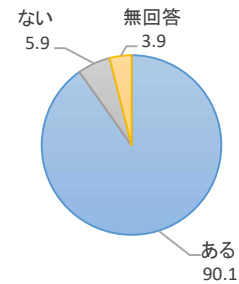


1. 団体の基本情報

Q4 団体の規約・会則の有無

団体の規約・会則は、9割の団体が有している。

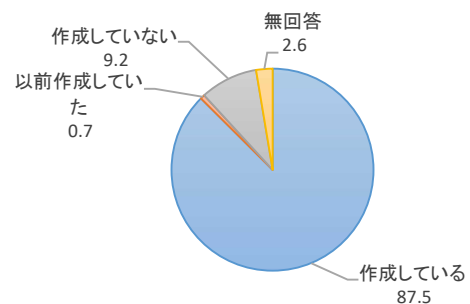
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	ある	137	90.1
2	以前はあった	0	0.0
3	ない	9	5.9
	無回答	6	3.9
	回答者数	152	100



Q5 決算・事業報告書の作成について

決算・事業報告書は、9割近くの団体が作成している。

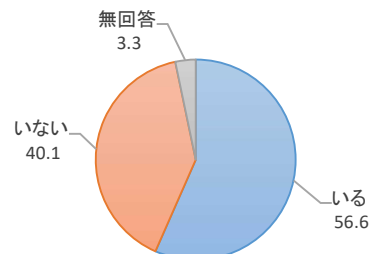
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	作成している	133	87.5
2	以前作成していた	1	0.7
3	作成していない	14	9.2
	無回答	4	2.6
	回答者数	152	100



Q6-1 事務局職員（スタッフ）の有無

事務局職員（スタッフ）の有無は、「いる」（57%）が過半数で、「いない」（40%）が4割である。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	いる	86	56.6
2	いない	61	40.1
	無回答	5	3.3
	回答者数	152	100

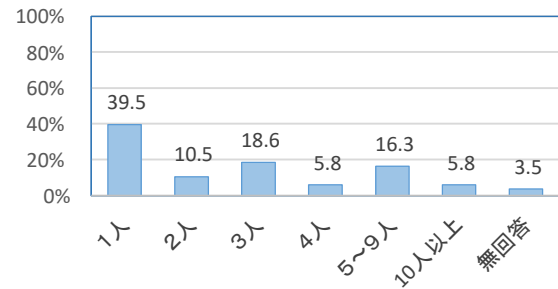


1. 団体の基本情報

Q6-2-1 事務局職員、スタッフの人数【合計】

事務局職員（スタッフ）を有する団体における事務局職員（スタッフ）の人数は、4割が「1名」（40％）である。

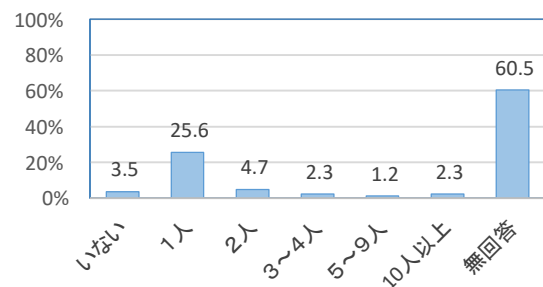
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人	34	39.5
2	2人	9	10.5
3	3人	16	18.6
4	4人	5	5.8
5	5～9人	14	16.3
6	10人以上	5	5.8
	無回答	3	3.5
	回答者数	86	100



平均値	3.93人	最大値	44人
中央値	2人	最小値	1人

参考：Q6-2-2 事務局職員、スタッフの人数【専任】

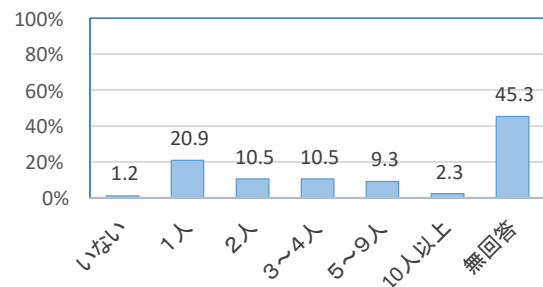
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	専任職員・スタッフはいない	3	3.5
2	1人	22	25.6
3	2人	4	4.7
4	3～4人	2	2.3
5	5～9人	1	1.2
6	10人以上	2	2.3
	無回答	52	60.5
	回答者数	86	100



平均値	2.18人	最大値	16人
中央値	1人	最小値	0人

参考：Q6-2-3 事務局職員、スタッフの人数【兼任】

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	兼任職員・スタッフはいない	1	1.2
2	1人	18	20.9
3	2人	9	10.5
4	3～4人	9	10.5
5	5～9人	8	9.3
6	10人以上	2	2.3
	無回答	39	45.3
	回答者数	86	100

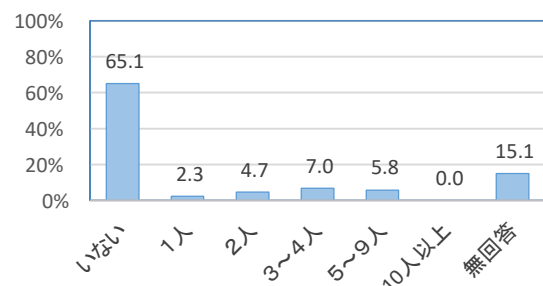


平均値	3.28人	最大値	30人
中央値	2人	最小値	0人

Q6-3 合計人数のうち市職員（市民センター等）の人数

事務局職員（スタッフ）を有する団体のうち6割以上が「いない」（65％）と回答し、人数を回答したのは全体の2割である。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	市職員（市民センター等）はいない	56	65.1
2	1人	2	2.3
3	2人	4	4.7
4	3～4人	6	7.0
5	5～9人	5	5.8
6	10人以上	0	0.0
	無回答	13	15.1
	回答者数	86	100



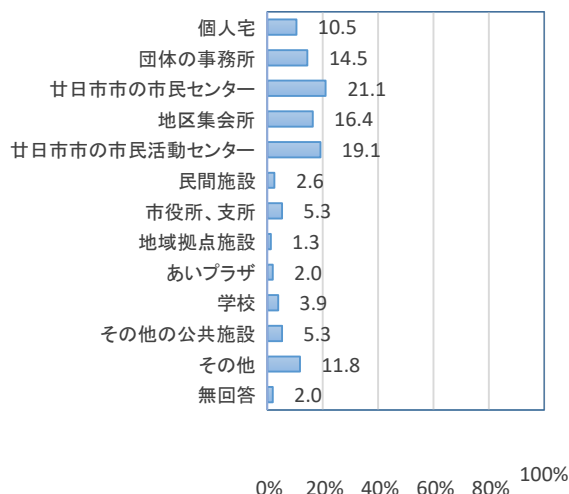
平均値	0.80人	最大値	8人
中央値	0人	最小値	0人

1. 団体の基本情報

Q7 主な活動拠点

主な活動拠点は「市民センター」(21%)、「市民活動センター」(19%)、「地区集会所」(16%)、「団体の事務所」(15%)の順に多い。これらに「個人宅」(11%)が続いている。

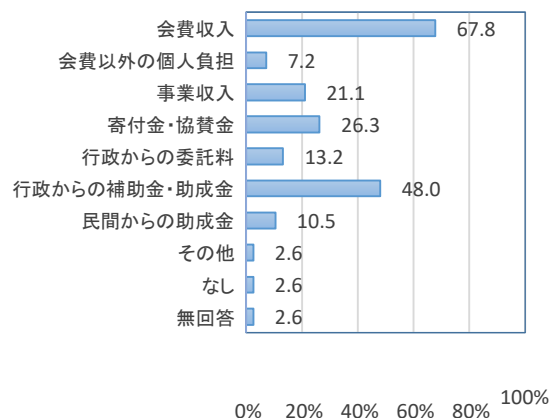
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	個人宅	16	10.5
2	団体の事務所	22	14.5
3	廿日市市の市民センター	32	21.1
4	地区集会所	25	16.4
5	廿日市市の市民活動センター	29	19.1
6	民間施設	4	2.6
7	市役所、支所	8	5.3
8	地域拠点施設	2	1.3
9	あいプラザ	3	2.0
10	学校	6	3.9
11	その他の公共施設	8	5.3
12	その他	18	11.8
	無回答	3	2.0
	回答者数	152	100



Q8 団体の収入源

団体の収入源は、「会費収入」(68%)が最も多く、次いで「行政からの補助金・助成金」(48%)が多い。「寄付金・協賛金」(26%)、「事業収入」(21%)は2割程度である。

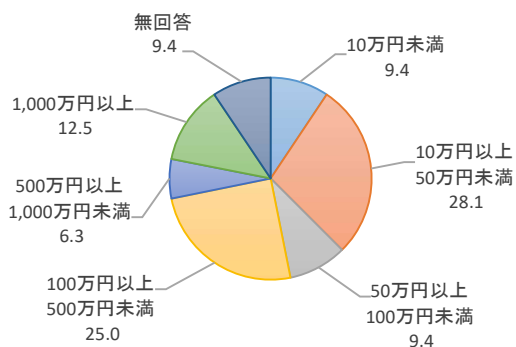
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	会費収入	103	67.8
2	会費以外の個人負担	11	7.2
3	事業収入	32	21.1
4	寄付金・協賛金	40	26.3
5	行政からの委託料	20	13.2
6	行政からの補助金・助成金	73	48.0
7	民間からの助成金	16	10.5
8	その他	4	2.6
9	なし	4	2.6
	無回答	4	2.6
	回答者数	152	100



Q9 年間の事業収入の規模

年間の事業収入の規模は、「10万円以上50万円未満」(28%)、「100万円以上500万円未満」(25%)の順に多い。事業収入のある団体の半数近くが、年間の事業収入の規模が『100万円未満』(47%)である。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	10万円未満	3	9.4
2	10万円以上50万円未満	9	28.1
3	50万円以上100万円未満	3	9.4
4	100万円以上500万円未満	8	25.0
5	500万円以上1,000万円未満	2	6.3
6	1,000万円以上	4	12.5
	無回答	3	9.4
	回答者数	32	100

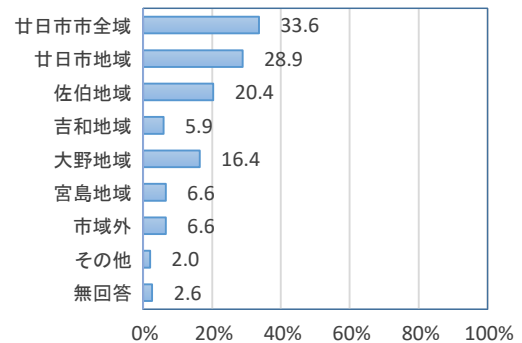


2. 団体の活動について

Q10 主な活動地域

主な活動地域は、「廿日市市全域」が（34%）で最も多く、次いで「廿日市地域」（29%）、「佐伯地域」（20%）の順である。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	廿日市市全域	51	33.6
2	廿日市地域	44	28.9
3	佐伯地域	31	20.4
4	吉和地域	9	5.9
5	大野地域	25	16.4
6	宮島地域	10	6.6
7	市域外	10	6.6
8	その他	3	2.0
	無回答	4	2.6
	回答者数	152	100

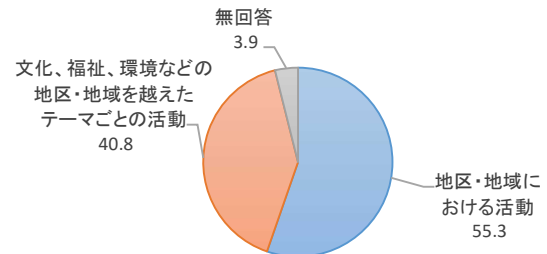


Q11 活動内容について

活動内容の区分は、「地区・地域における活動」（55%）が「地区・地域を越えたテーマごとの活動」（41%）を若干上回っている。

※各団体の回答をそのまま集計

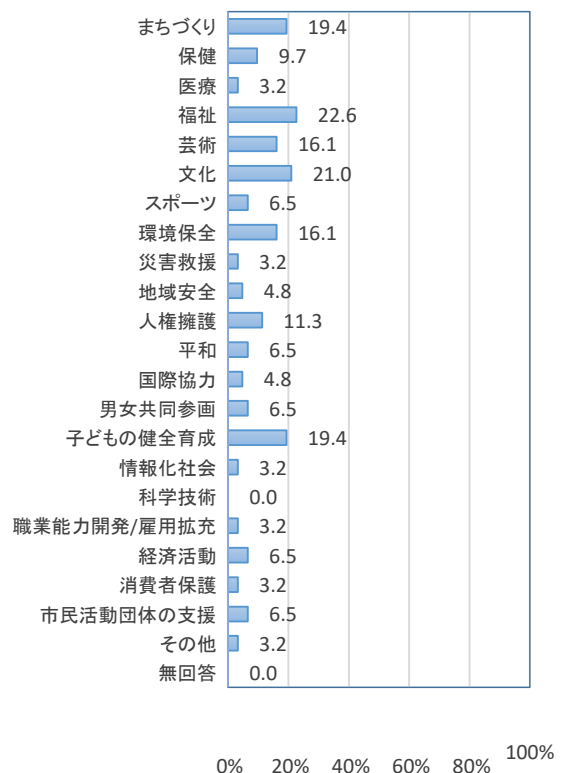
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	地区・地域における活動	84	55.3
2	文化、福祉、環境などの地区・地域を越えたテーマごとの活動	62	40.8
	無回答	6	3.9
	回答者数	152	100



Q12 主にどのような活動を行っているか

「地区・地域を越えたテーマごとの活動」の内容は多岐にわたっており、「福祉」（23%）、「文化」（21%）、「まちづくり」及び「子どもの健全育成」（19%）、「芸術」及び「環境保全」（16%）などの順に多い。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	まちづくり	12	19.4
2	保健	6	9.7
3	医療	2	3.2
4	福祉	14	22.6
5	芸術	10	16.1
6	文化	13	21.0
8	スポーツ	4	6.5
9	環境保全	10	16.1
10	災害救援	2	3.2
11	地域安全	3	4.8
12	人権擁護	7	11.3
13	平和	4	6.5
14	国際協力	3	4.8
15	男女共同参画	4	6.5
16	子どもの健全育成	12	19.4
17	情報化社会	2	3.2
18	科学技術	0	0.0
19	職業能力開発/雇用拡充	2	3.2
20	経済活動	4	6.5
21	消費者保護	2	3.2
22	市民活動団体の支援	4	6.5
23	その他	2	3.2
	無回答	0	0.0
	回答者数	62	100

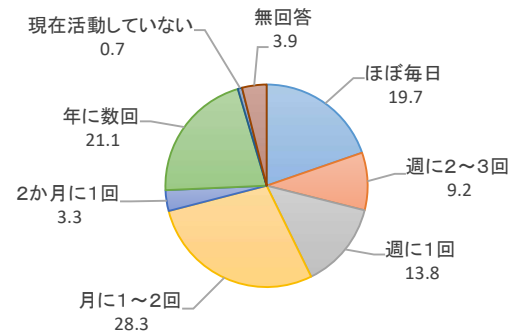


2. 団体の活動について

Q13 活動頻度

活動頻度は、「月に1～2回」（28%）、「年に数回」（21%）、「ほぼ毎日」（20%）など、回答にばらつきがある。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	ほぼ毎日	30	19.7
2	週に2～3回	14	9.2
3	週に1回	21	13.8
4	月に1～2回	43	28.3
5	2か月に1回	5	3.3
6	年に数回	32	21.1
7	現在活動していない	1	0.7
	無回答	6	3.9
	回答者数	152	100

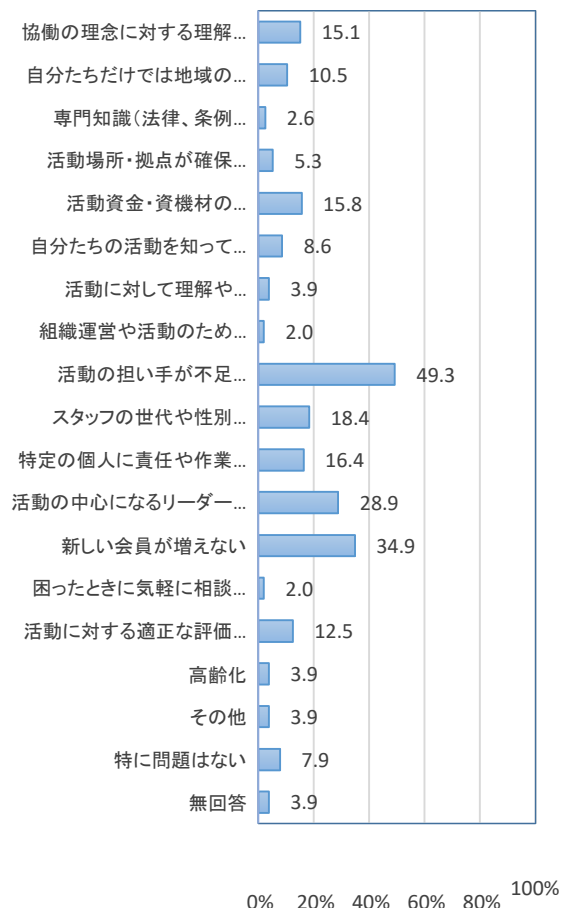


Q14 活動を行う上である問題

活動を行う上である問題は、『活動の担い手不足』（49%）が最も多く、半数が挙げている。

次いで、「新しい会員が増えない」（35%）、「活動の中心になるリーダーや後継者が育たない」（29%）が続いている。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	協働の理念に対する理解や共有が進みにくい、関心が低い	23	15.1
2	自分たちだけでは地域の課題が解決できない	16	10.5
3	専門知識（法律、条例、制度、規則等）が不足している	4	2.6
4	活動場所・拠点が確保できない	8	5.3
5	活動資金・資機材の調達がむずかしい	24	15.8
6	自分たちの活動を知ってもらうことができない	13	8.6
7	活動に対して理解や協力が得られない	6	3.9
8	組織運営や活動のための情報収集がむずかしい	3	2.0
9	活動の担い手が不足している	75	49.3
10	スタッフの世代や性別が偏っている	28	18.4
11	特定の個人に責任や作業が集中する	25	16.4
12	活動の中心になるリーダーや後継者が育たない	44	28.9
13	新しい会員が増えない	53	34.9
14	困ったときに気軽に相談する窓口がない	3	2.0
15	活動に対する適正な評価や支援が得られない	19	12.5
16	高齢化	6	3.9
17	その他	6	3.9
18	特に問題はない	12	7.9
	無回答	6	3.9
	回答者数	152	100

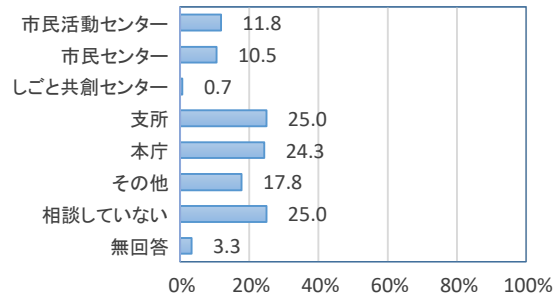


2. 団体の活動について

Q15 活動や運営に関する相談先

活動や運営に関する相談先は、「支所」（25%）、「本庁」（24%）、「その他」（18%）の順に多い。
一方、全体の4分の1が「相談していない」（25%）と回答している。

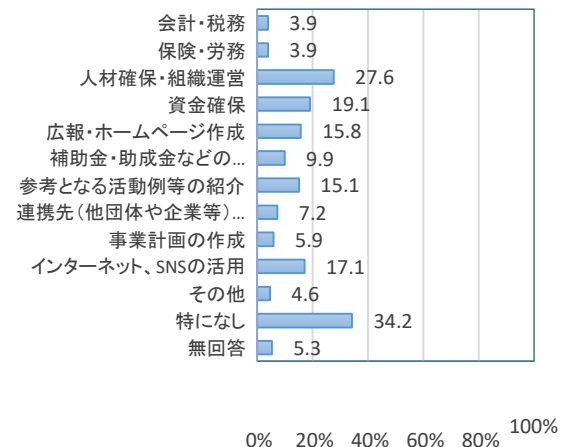
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	市民活動センター	18	11.8
2	市民センター	16	10.5
3	しごと共創センター	1	0.7
4	支所	38	25.0
5	本庁	37	24.3
6	その他	27	17.8
7	相談していない	38	25.0
	無回答	5	3.3
	回答者数	152	100



Q16 相談したい内容

相談したい内容は、「人材確保・組織運営」（28%）が最も多く、次いで「資金確保」（19%）、「インターネット、SNSの活用」（17%）が続いている。
一方、全体の3割以上が「特になし」（34%）と回答している。

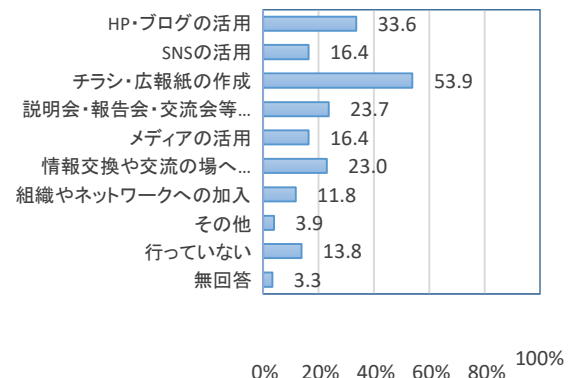
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	会計・税務	6	3.9
2	保険・労務	6	3.9
3	人材確保・組織運営	42	27.6
4	資金確保	29	19.1
5	広報・ホームページ作成	24	15.8
6	補助金・助成金などの企画書・申請書の書き方	15	9.9
7	参考となる活動例等の紹介	23	15.1
8	連携先（他団体や企業等）の紹介	11	7.2
9	事業計画の作成	9	5.9
10	インターネット、SNSの活用	26	17.1
11	その他	7	4.6
12	特になし	52	34.2
	無回答	8	5.3
	回答者数	152	100



Q17-1 組織や活動の情報発信媒体

組織や活動の情報発信媒体は、「チラシ・広報誌の作成」（54%）が最も多く、半数が挙げている。
次いで、「HP・ブログの活用」（34%）、「説明会・報告会・交流会等の開催」（24%）、「情報交換や交流の場への参加」（23%）が続いている。
一方、全体の1割が「行っていない」（14%）と回答している。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	ホームページ・ブログの活用	51	33.6
2	SNS(facebook、twitterなど)の活用	25	16.4
3	チラシ・広報紙の作成	82	53.9
4	説明会・報告会・交流会等の開催	36	23.7
5	メディアの活用 （新聞、ラジオ、テレビ、雑誌等）	25	16.4
6	情報交換や交流の場への参加	35	23.0
7	組織やネットワークへの加入	18	11.8
8	その他	6	3.9
9	行っていない	21	13.8
	無回答	5	3.3
	回答者数	152	100

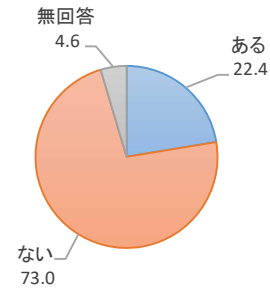


2. 団体の活動について

Q17-2 情報発信について困っていることや課題の有無

情報発信について困っていることや課題は、2割が「ある」（22％）、7割が「ない」（73％）と回答している。
困っていることや課題の内容では、「情報発信の媒体、手法」や「HP等の運用や継続性」に関するものが多い。

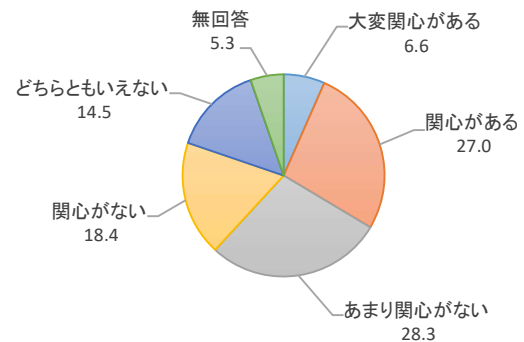
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	ある	34	22.4
2	ない	111	73.0
	無回答	7	4.6
	回答者数	152	100



Q18-1 「コミュニティビジネス」への関心度

「コミュニティビジネス」への関心度は、『関心がない』（47％）が半数近くなり、『関心がある』（34％）を上回っている。
※関心がある：「大変関心がある」と「関心がある」の合計、関心がない：「あまり関心がない」と「関心がない」の合計

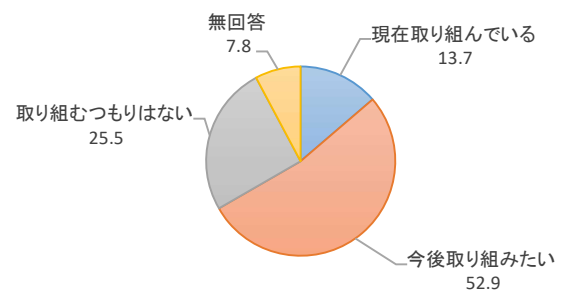
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大変関心がある	10	6.6
2	関心がある	41	27.0
3	あまり関心がない	43	28.3
4	関心がない	28	18.4
5	どちらともいえない	22	14.5
	無回答	8	5.3
	回答者数	152	100



Q18-2 現在「コミュニティビジネス」に取り組んでいる、または今後取り組むか

『関心がある』と回答した51団体のうち、半数以上が「今後取り組みたい」（55％）、1割程度が「現在取り組んでいる」（14％）と回答している。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	現在取り組んでいる	7	13.7
2	今後取り組みたい	27	52.9
3	取り組むつもりはない	13	25.5
	無回答	4	7.8
	回答者数	51	100

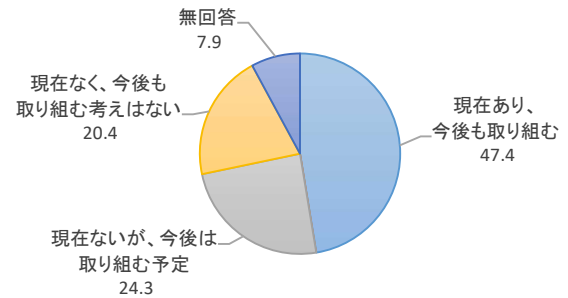


3. 人づくりについて

Q19 活動に新たな担い手を呼び込むために取り組んでいることの有無

活動に新たな担い手を呼び込むための取組みは、約半数が「現在あり、今後も取り組む」（47%）としている。
また、全体の4分の1にあたる31団体が「現在ないが、今後は取り組む予定」（24%）としている。

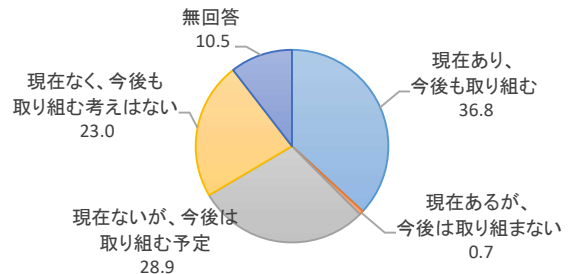
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	現在あり、今後も取り組む	72	47.4
2	現在あるが、今後は取り組まない	0	0.0
3	現在ないが、今後は取り組む予定	37	24.3
4	現在なく、今後も取り組む考えはない	31	20.4
	無回答	12	7.9
	回答者数	152	100



Q20 団体の活動に関する担い手育成の取組みを行っているか

団体の活動に関する担い手育成の取組は、4割が「現在あり、今後も取り組む」（37%）としている。
また、全体の3割にあたる44団体が「現在ないが、今後は取り組む予定」（29%）としている。

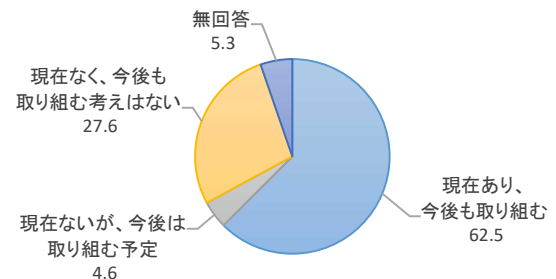
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	現在あり、今後も取り組む	56	36.8
2	現在あるが、今後は取り組まない	1	0.7
3	現在ないが、今後は取り組む予定	44	28.9
4	現在なく、今後も取り組む考えはない	35	23.0
	無回答	16	10.5
	回答者数	152	100



Q21 子ども、若者が参加する活動を行っているか

子ども、若者が参加する活動は、6割が「現在あり、今後も取り組む」（63%）としている。
また、7団体が「現在ないが、今後は取り組む予定」（5%）としている。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	現在あり、今後も取り組む	95	62.5
2	現在あるが、今後は取り組まない	0	0.0
3	現在ないが、今後は取り組む予定	7	4.6
4	現在なく、今後も取り組む考えはない	42	27.6
	無回答	8	5.3
	回答者数	152	100

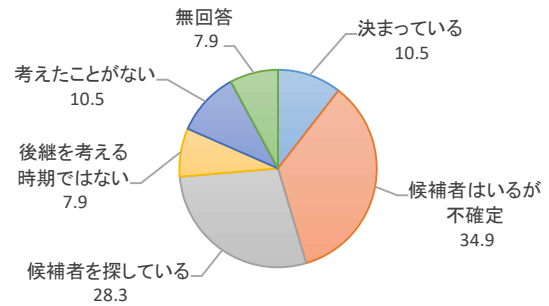


3. 人づくりについて

Q22 後継人材（活動のリーダー）の有無

後継人材（活動のリーダー）は、「候補者はいるが不確定」（35%）、「候補者を探している」（28%）の順に多い。両者を合わせると全体の6割となり、「決まっている」（11%）を大きく上回る。

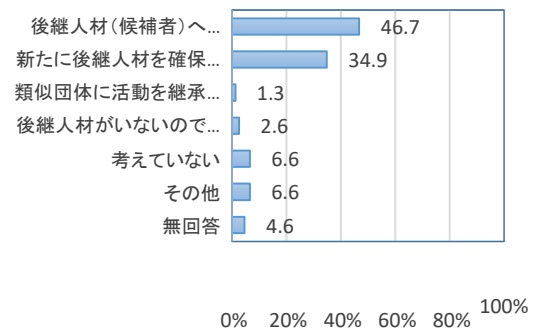
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	決まっている	16	10.5
2	候補者はいるが不確定	53	34.9
3	候補者を探している	43	28.3
4	後継を考える時期ではない	12	7.9
5	考えたことがない	16	10.5
	無回答	12	7.9
	回答者数	152	100



Q23 今後の組織・活動の承継についての考え

今後の組織・活動の継承は、全体の半数が挙げた「後継人材へ継承したい」（47%）が最も多い。次いで「新たに人材を確保したい」（35%）が続いている。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	後継人材（候補者）へ継承したい	71	46.7
2	新たに後継人材を確保したい （発掘したい・呼び込みたい）	53	34.9
3	類似団体に活動を継承・統合したい	2	1.3
4	後継人材がいないので廃止する見通し	4	2.6
5	考えていない	10	6.6
6	その他	10	6.6
	無回答	7	4.6
	回答者数	152	100

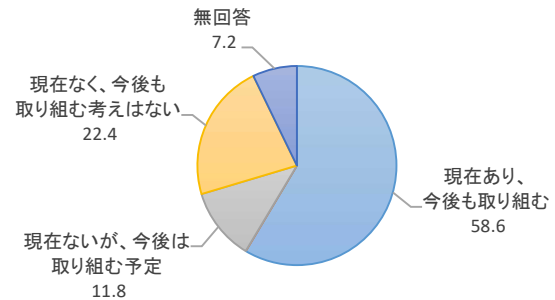


4. 他団体との協力・連携について

Q24-1 他の団体と連携・協力して取り組んでいる活動の有無

他の団体と連携・協力して取り組んでいる活動は、6割が「現在あり、今後も取り組む」（59%）としている。
また、全体の1割にあたる18団体が「現在ないが、今後は取り組む予定」（12%）としている。

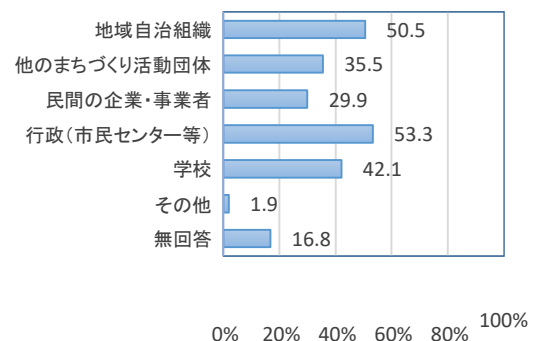
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	現在あり、今後も取り組む	89	58.6
2	現在あるが、今後は取り組まない	0	0.0
3	現在ないが、今後は取り組む予定	18	11.8
4	現在なく、今後とも取り組む考えはない	34	22.4
	無回答	11	7.2
	回答者数	152	100



Q24-2-1 現在の協力・連携の相手先

現在の協力・連携の相手先は、全体の半数が「行政（市民センター等）」（53%）と「地域自治組織」（51%）を挙げている。
次いで「学校」（42%）、「他のまちづくり団体」（36%）、「民間の企業・事業者」（30%）の順である。

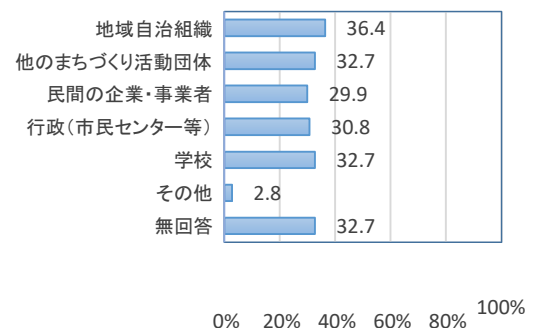
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	地域自治組織（町内会・自治会・組、コミュニティ推進団体・区など）	54	50.5
2	他のまちづくり活動団体	38	35.5
3	民間の企業・事業者	32	29.9
4	行政（市民センター等）	57	53.3
5	学校（小中学校、高等学校、大学等）	45	42.1
6	その他	2	1.9
	無回答	18	16.8
	回答者数	107	100



Q24-2-2 今後予定している協力・連携の相手先

今後予定している協力・連携の相手先は、「地域自治組織」（36%）が若干多いが、どの選択肢も3割程度が挙げている。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	地域自治組織（町内会・自治会・組、コミュニティ推進団体・区など）	39	36.4
2	他のまちづくり活動団体	35	32.7
3	民間の企業・事業者	32	29.9
4	行政（市民センター等）	33	30.8
5	学校（小中学校、高等学校、大学等）	35	32.7
6	その他	3	2.8
	無回答	35	32.7
	回答者数	107	100

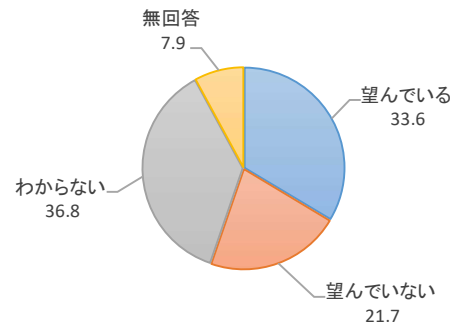


4. 他団体との協力・連携について

Q25 民間の企業・事業者との協力・連携の希望

民間の企業・事業者との協力・連携の希望は、「望んでいる」（34%）が「望んでいない」（22%）をやや上回っているが、「わからない」（37%）が4割近くと最も高い割合であり、回答が分かれている。

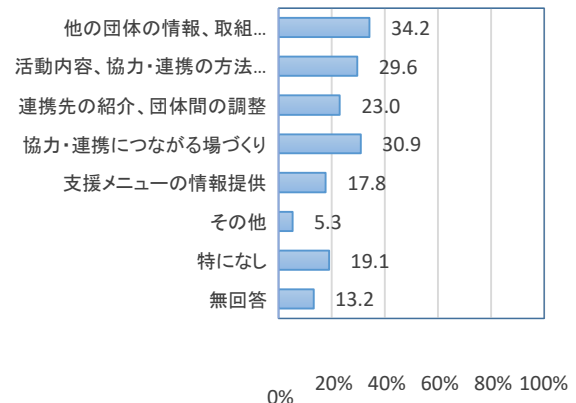
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	望んでいる	51	33.6
2	望んでいない	33	21.7
3	わからない	56	36.8
	無回答	12	7.9
	回答者数	152	100



Q26 市民活動センター、市民センター、市役所に期待すること・求めること

他の団体と協力・連携する際に期待すること・求めることは、「他の団体の情報、取組事例等の情報提供」（34%）、「協力・連携につながる場づくり」（31%）、「活動内容、協力・連携の方法・進め方のアドバイス」（30%）の順に多い。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	他の団体の情報、取組事例等の情報提供	52	34.2
2	活動内容、協力・連携の方法・進め方のアドバイス	45	29.6
3	連携先の紹介、団体間の調整	35	23.0
4	協力・連携につながる場づくり	47	30.9
5	支援メニューの情報提供	27	17.8
6	その他	8	5.3
7	特になし	29	19.1
	無回答	20	13.2
	回答者数	152	100

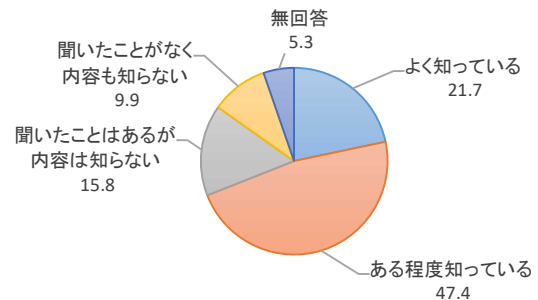


5. 廿日市市の協働によるまちづくりについて

Q27-1「協働」についての認知度

「協働」について、「よく知っている」（22％）は2割にとどまるが、半数近くが「ある程度知っている」（48％）と回答している。認知度は両者を合わせて約7割（69％）、「聞いたことはあるが内容は知らない」（16％）を含めると8割以上（85％）となる。

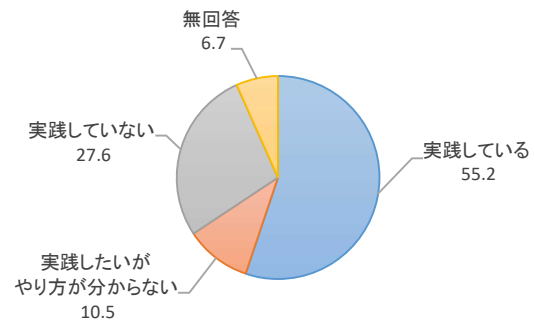
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	よく知っている	33	21.7
2	ある程度知っている	72	47.4
3	聞いたことはあるが内容は知らない	24	15.8
4	聞いたことがなく内容も知らない	15	9.9
	無回答	8	5.3
	回答者数	152	100



Q27-2「協働」の実践の状況に近いもの

「よく知っている」または「ある程度知っている」と回答した105団体のうち半数以上が「実践している」（55％）回答している。一方、約3割が「実践していない」（28％）、1割が「実践したいがやり方が分からない」（11％）としている。

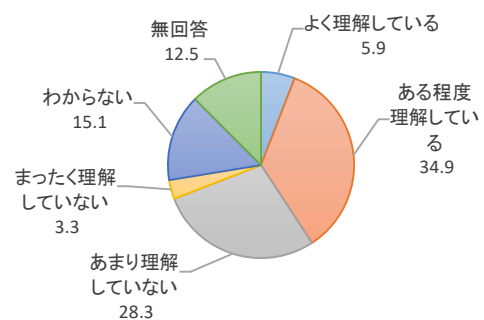
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	実践している	58	55.2
2	実践したいがやり方が分からない	11	10.5
3	実践していない	29	27.6
	無回答	7	6.7
	回答者数	105	100



Q27-3 活動の対象とする人、活動に関わりのある人の「協働」についての認知度

活動の対象や関わりのある人は、「協働」について「よく理解している」（6％）が1割未満、「ある程度理解している」（35％）が3割強で、両者を合わせると『理解している』のは全体の4割である。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	よく理解している	9	5.9
2	ある程度理解している	53	34.9
3	あまり理解していない	43	28.3
4	まったく理解していない	5	3.3
5	わからない	23	15.1
	無回答	19	12.5
	回答者数	152	100

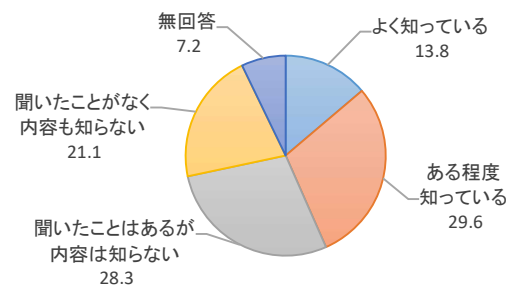


5. 廿日市市の協働によるまちづくりについて

Q28-1 「円卓会議」についての認知度

「円卓会議」について、「よく知っている」（14％）は2割以下にとどまり、3割が「ある程度知っている」と回答している。認知度は両者を合わせて約4割（43％）、「聞いたことはあるが内容は知らない」（28％）を含めると7割となる。

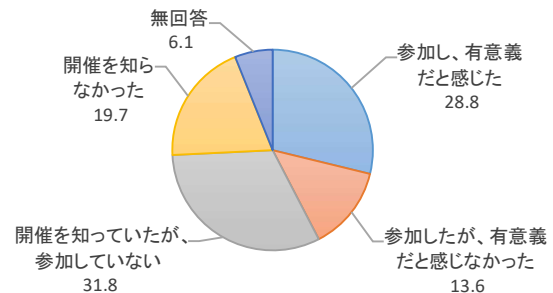
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	よく知っている	21	13.8
2	ある程度知っている	45	29.6
3	聞いたことはあるが内容は知らない	43	28.3
4	聞いたことがなく内容も知らない	32	21.1
	無回答	11	7.2
	回答者数	152	100



Q28-2 この一年間に「円卓会議」へ参加し有意義だと感じたか

「円卓会議」を知っていると回答した66団体のうち、約3割が「参加し、有意義だと感じた」（29％）と回答している。また、参加したのは4割で、3割が「開催を知っていたが、参加していない」、2割が「開催を知らなかった」と回答している。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	参加し、有意義だと感じた	19	28.8
2	参加したが、有意義だと感じなかった	9	13.6
3	開催を知っていたが、参加していない	21	31.8
4	開催を知らなかった	13	19.7
	無回答	4	6.1
	回答者数	66	100



Q28-4 今後「円卓会議」を活用したいと思うか

今後の「円卓会議」の活用は、「活用したいと思う」（27％）が「活用したいとは思わない」（16％）を上回っているが、「わからない」（43％）が約4割と最も高い割合である。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	活用したいと思う	41	27.0
2	活用したいとは思わない	25	16.4
3	わからない	65	42.8
	無回答	21	13.8
	回答者数	152	100

